

里親等委託率の数値目標等

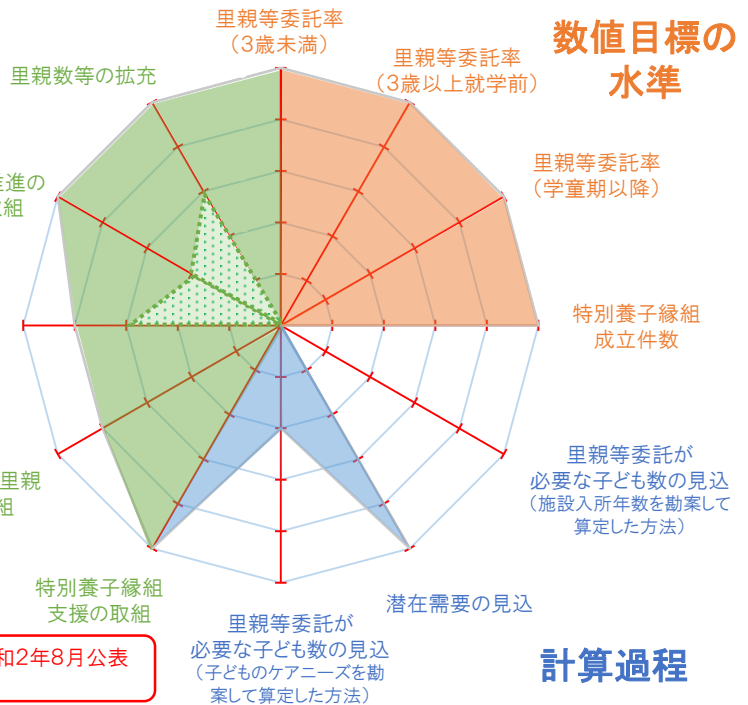
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	目標値 採用
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降			
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	100,942人	136,599人	484,867人	87,588人	117,025人	431,559人	78,938人	111,506人	416,051人	72,279人	103,709人	392,300人	○	算式1 ×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	129人	240人	1,465人	131人	262人	1,600人	133人	259人	1,605人	141人	253人	1,612人		算式2 ×	
里親等委託が必要な子ども数(人)	75人	120人	404人	105人	172人	540人	109人	195人	614人	116人	193人	806人	○	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託子ども数(人)	75人	120人	404人	-	-	-	-	-	-	-	-	-		算式1・2以外	○
里親等委託率(%)	32.7%			現状からの増加 80.2% 65.6% 33.8%			-	-	-	-	-	-			
特別養子縁組の成立件数	7			18			18			18					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・88.2%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



数値目標の水準

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームが所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	・市町村に広報啓発資材(ポスター・パンフレット)を配布するなど、市町村と連携した広報を実施するほか、里親会と協力し、里親月間等に、大型商業施設の入口で来客者にパンフレットを配布。 ・また、医療・福祉関係者の勉強会での里親制度の説明の実施や、里親リクルートフォーラムを実施 ・令和3年度から、子育て短期支援事業における里親活用が可能となることも踏まえ、里親がない市町村には、個別に働き掛けやリクルートに取り組む予定。		(実績) (令和元年度) 登録里親数 804世帯 委託里親数 346世帯 ファミリーホーム 23か所 (今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 964世帯 委託里親数 476世帯 ファミリーホーム 28か所 (令和11年度) 登録里親数 463世帯 委託里親数 210世帯 ファミリーホーム 16か所
	研修 トレーニング	・各種里親登録・更新研修は、児童相談所主体で行っているが、令和3年度から、里親支援専門相談員を配置する児童養護施設等に研修事業を委託する予定。 ・また、未委託里親家庭に対して、一時保護委託、委託里親のレスパイトケア、施設入所児童の家庭生活体験、ショートステイ等への積極的な活用を進め、養育経験の蓄積や養育能力の向上を図る予定。		
	マッチング	・児童の出身家庭の状況、発達特性、生活の様子など、里親が把握したい情報をもち、助言できる、児童相談所が実施しているが、段階的な交流等きめ細かいマッチングを意識して取り組んでいる。 ・マッチング中の試験外泊として、児童を里親家庭に預ける際は、事前に里親が居住する市町村(児童福祉所管課)に情報提供するなど、市町村との連携を実施。特に乳幼児の場合は、市町村の母子保健所管課とも連携し、保健師が里親家庭を訪問して里親の養育状況を確認。		特別養子縁組支援の取組
	訪問 相談支援	・児童相談所の児童担当児童福祉司と里親支援担当福祉司、必要に応じて施設内の里親支援専門相談員が、家庭訪問や電話連絡で、里親不調がないか、委託継続が可能かなどを確認し、里親、児童、児童の保護者の支援を実施。 ・新規里親の場合、養育上の課題に速やかに対応できるように、市町村の母子保健所管課等と連携し、養育に関する軽微な相談にも応じる支援体制を構築(関係機関・関係者による支援のネットワーク化)。		特別養子縁組支援は、各里親の里親養育支援児童福祉司を中心に複数の職員が連携して取り組んでいる。 特別養子縁組は、子どもの親権に関する問題であることから、慎重に検討した上で対応している。(現状、特別養子縁組対象児童は、すべて里親委託されている。) 対象児童がいた場合、十分なアセスメントやマッチング等を行い、里親居住地の市町村と緊密な連携をとりながら、特に委託後の生活状況の確認や支援を重視して取り組んでいる。
今後の取組	施設における里親支援の取組等	・乳幼児と児童養護施設に里親支援専門相談員の配置を推進(令和2年度は2か所増)。 ・里親支援専門相談員の役割として、里親家庭への単独訪問のほか、児相職員の家訪問(委託里親・未委託里親)と同行し、里親との関係づくりや、児相とは異なる立場で里親の悩みや不安に寄り添い、サポートを実施。 ・また、乳幼児で未委託里親研修を実施し、施設と連携した里親委託推進に向けて取り組んでいる。		・乳幼児だけでなく、10代の子どもも成立するもあるため、養子縁組が適当と考えられる子どもについて、引き続き適切な支援を行う。 ・市内の民間あつせん機関と各里親では、適宜の連絡や会議の開催など、連携している。

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【青森県】

里親等委託率の数値目標等

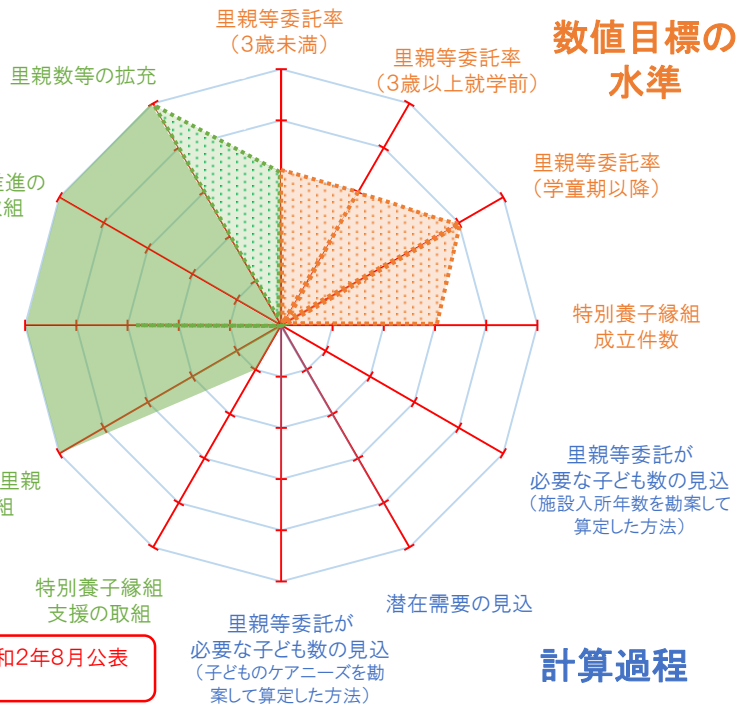
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1	算式2	目標値採用
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	24,124人	34,016人	113,252人	20,043人	28,792人	93,997人	18,882人	27,143人	88,837人	17,485人	24,807人	81,892人	×	算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	31人	28人	265人	26人	42人	244人	25人	40人	233人	23人	37人	217人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	—	—	—	10人	20人	87人	12人	21人	94人	14人	23人	104人		算式2	×	
里親等委託子ども数(人)	7人	15人	69人	10人	20人	87人	12人	21人	94人	14人	23人	104人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	22.6%	53.6%	26.0%	38.5%	47.6%	35.7%	48.0%	52.5%	40.3%	60.9%	62.2%	47.9%		算式1・2以外	○	○
特別養子縁組の成立件数	4件			増加			—			—						

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・65.2%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



数値目標の水準

里親等委託率(学童期以降)
 特別養子縁組成立件数
 里親等委託が必要な子ども数の見込(施設入所年数を勘案して算定した方法)
 潜在需要の見込
 里親等委託が必要な子ども数の見込(子どものケアニーズを勘案して算定した方法)

計算過程

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	現状	今後の取組	
現状	広報 リクルート	里親制度の普及啓発・里親のリクルートから、里親の研修・トレーニング、里親等委託が適当な子どもと里親のマッチング、里親の養育支援までのフォスタリング業務を令和元年度から3箇所の乳児院に一部委託。	・ショッピングモールや地域の祭り会場にて里親制度に関するチラシやティッシュを配布するとともに、ファミリーサポートセンターの会員向け研修会においても里親制度の説明を実施している。 ・市町村と連携し、広報誌等を活用した里親制度の周知を実施。 ・今後はフォスタリング機関によるリクルート活動を継続し、正しい里親制度の理解の普及を図る。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 136世帯 委託里親数 41世帯 ファミリーホーム 8か所
	研修 トレーニング		・フォスタリング機関において、未委託里親への養育訓練、委託里親に対するトレーニング研修を実施している。 ・今後は里親登録前研修をすべてのフォスタリング機関に委託し、研修受講希望者が研修を受けやすい体制を構築する。	(今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 140世帯 委託里親数 56世帯 ファミリーホーム 10か所
今後の取組	マッチング		・フォスタリング機関が児童相談所の里親選定会議に出席、児童相談所と連携し、里親委託に向けて委託候補里親と児童との面会交流の立会い、養育への助言を行う。	(令和11年度) 登録里親数 170世帯 委託里親数 68世帯 ファミリーホーム 12か所
	訪問 相談支援		・県里親連合会において、先輩里親が訪問支援員となり、定期的に委託を受けた里親の元を訪問し、相談に応じる。 ・フォスタリング機関において、児童相談所と連携し、訪問支援や相互交流(里親サロン)を行う。	特別養子縁組支援の取組
	施設における 里親支援 の取組等		・各施設に配置された里親支援専門相談員がフォスタリング機関の取組に協力している。 ・施設から里親委託に措置変更するケースにおいて、マッチング中の日程調整の窓口や委託後のアフターケアを行う。 ・施設入所児童家庭生活体験事業において、里親を委託家庭として活用する。	・児童相談所において養子縁組に関する相談を受ける。 ・今後の取組として、児童相談所において、養子縁組に関する相談を受け、状況に応じて民間あっせん機関と連携しながら、必要な支援を行う。

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【岩手県】

里親等委託率の数値目標等

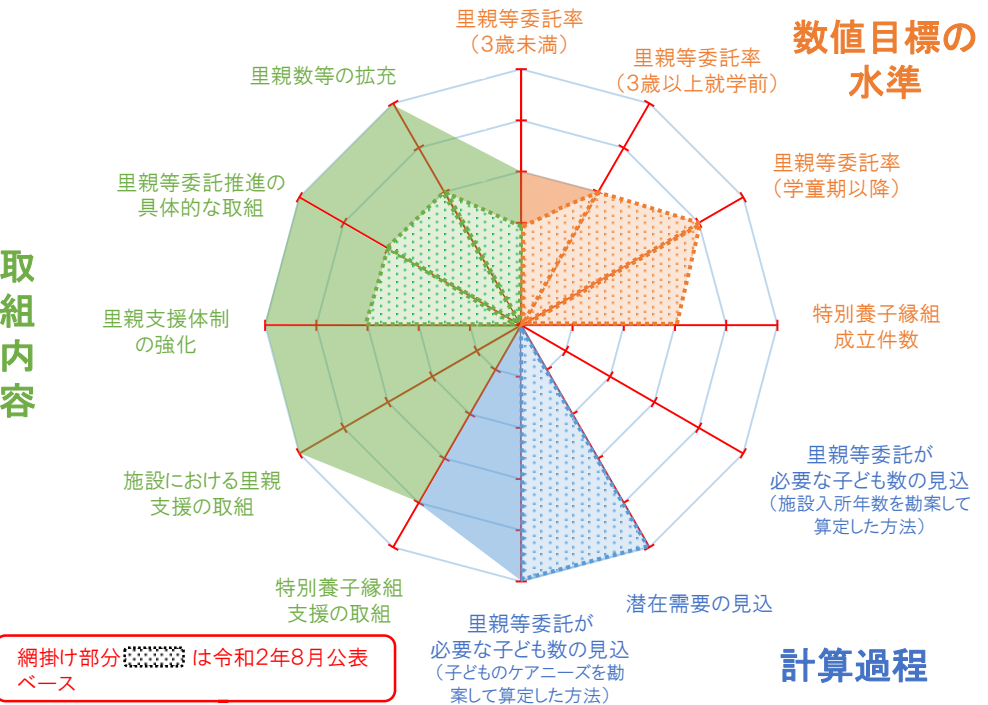
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	24,415人	35,096人	138,168人	21,764人	31,764人	119,896人	21,372人	30,534人	114,856人	20,212人	28,620人	108,277人	○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	28人	63人	283人	47人	83人	365人	47人	83人	370人	47人	85人	384人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	3人	14人	81人	26人	40人	140人	26人	40人	150人	26人	45人	179人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	3人	14人	81人	26人	40人	140人	26人	40人	150人	26人	45人	179人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	10.7%	22.2%	28.6%	55.3%	48.2%	38.4%	55.3%	48.2%	40.3%	55.3%	52.6%	46.6%		算式1・2以外	-
特別養子縁組の成立件数	4件			6件			-			9件					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・72.7%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	現状	今後の取組	
現状	広報 リクルート	・福祉総合相談センター及び児童相談所が中心となってフォスタリング業務を担っている。 ・里親支援専門相談員は、平成30年度、乳児院2か所、児童養護施設6か所全てに配置されている ・関係機関により構成されている里親委託等推進委員会を年2回開催 ・児童相談所職員と里親支援専門相談員による連絡会を毎月開催 ・里親サロンを里親会に委託して実施	・里親説明会や里親出前講座等、里親制度に関する正しい理解を広げるための取組について、より多くの機会を設けるとともに、里親に関心のある方がそこで相談することができる個別相談の時間を設けるなど、普及啓発等の充実を図る。	《実績》 (令和元年度) 205世帯委託里親数 65世帯ファミリーホーム 0か所 《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 321世帯 委託里親数 161世帯 ファミリーホーム 1か所 (令和11年度) ※具体的な記載なし
	研修 トレーニング	・法定研修の他にも、施設の里親支援専門相談員と協働してフォスタリングチェンジプログラムを試行実施している。 ・今後は養子縁組里親に登録しての未委託里親に対して養育里親への追加登録の促進を図る。	・認定前研修における実習や里親サロンなどでの活動の様子など、里親委託推進員や里親支援専門相談員の意見を聞きながら、マッチング候補の里親を選定し、担当児童福祉司と連携を図りながら面会交流や外泊体験(一時保護委託)を繰り返し、里親委託へつなげている。	特別養子縁組支援の取組
	マッチング	・フォスタリング(里親養育包括支援)業務については、当面、福祉総合相談センター及び児童相談所が中心となって取り組みますが、里親制度の普及啓発やリクルート、研修やトレーニング、里親委託後のフォロー等の事業について、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童福祉施設、児童家庭支援センター、里親会等に対し可能な業務から先行して委託する等、多様な担い手による里親養育支援体制の構築に取り組む。	・児童福祉司と里親支援専門相談員が連携して委託里親宅への訪問支援を行っている。 ・各児童相談所に里親養育支援児童福祉司を専任で配置するとともに、研修派遣などによる専門能力の向上を図り、里親支援を適切に行えるような人的体制の整備を推進する。	・里親委託をしている児童のうち、保護者が養育の意思を示していない場合については、特別養子縁組へ移行させることも提案している。 ・令和4年度までに里親専門児童福祉司をすべての児童相談所に配置し、里親委託推進員とともに特別養子縁組も含めた養子縁組里親への支援体制を拡充する。 ・市町村の母子保健関係部署、産科医療機関や高校・大学など「望まない妊娠」と関わる可能性が高い機関との連携促進を図る。
	訪問 相談支援	・現状:1か所 ・R6:8か所 ・R11:8か所	・県内すべての乳児院・児童養護施設へ里親支援専門相談員を配置しており、複数配置も含めた体制のさらなる強化を推進する。 ・里親・里親会と定期的な会議を開催し、現状や取組について随時協議しながら事業を進めている。委託里親宅の訪問時に行ったり、日常の養育の相談を受けるなど、各施設においても支援を実施している。	

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【宮城県】

里親等委託率の数値目標等

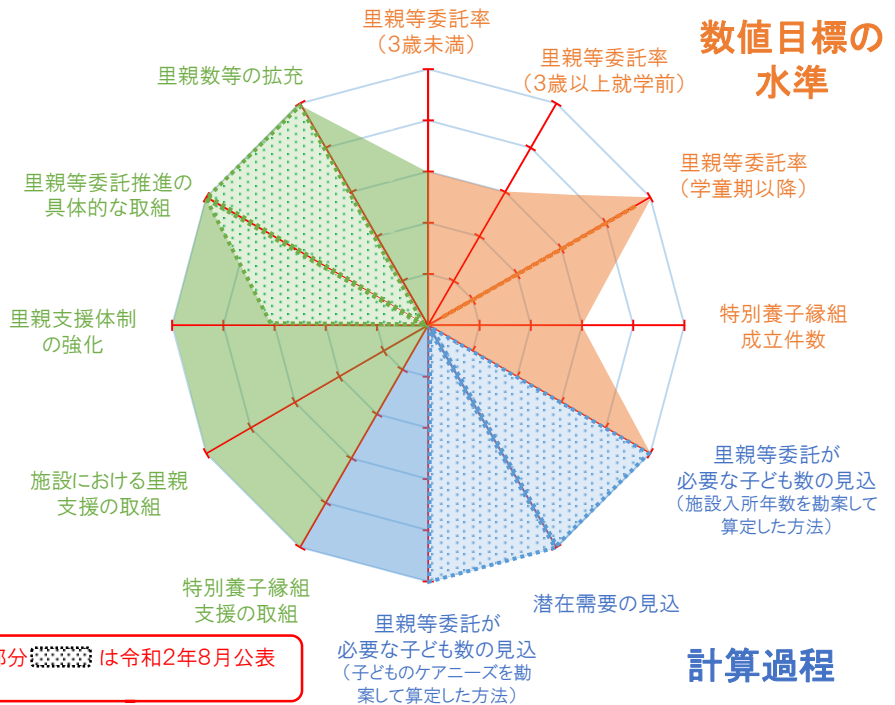
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	25,939人	37,440人	120,789人	24,119人	34,229人	106,593人	23,144人	32,942人	102,842人	21,929人	30,962人	97,606人	○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	26人	37人	218人	26人	38人	222人	27人	38人	222人	27人	38人	222人		算式2	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	14人	23人	136人	14人	24人	138人	14人	23人	138人	14人	24人	138人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託子ども数(人)	6人	14人	93人	10人	19人	118人	12人	21人	126人	14人	24人	138人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	23.1%	37.8%	42.7%	38.5%	50.0%	53.2%	44.4%	55.3%	56.8%	51.9%	63.2%	62.2%		算式1・2以外	-
特別養子縁組の成立件数	3件			4件			4件			4件					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・65.2%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	・里親支援センターけやきと児童相談所の連携を強化し、里親制度説明会の開催や広報啓発物の作成・配布、相談窓口の設置など、協働して里親制度普及活動を行う。	
	研修 トレーニング	・里親に対する法定研修に加えて受託児童の年齢や特長に応じた研修、委託・未委託別研修等専門性の向上に資する独自の先進的な里親研修体系の充実を図る。 ・ショートステイ里親や一時保護委託、家庭生活体験事業などを活性化し、未委託里親の活用を努める。	
今後の取組	マッチング	里親マッチング事業の利用促進を図り、適切な委託家庭の選定と委託後のフォローを行うことにより、里親不調を防ぎ、安定した養育環境の維持を図る。	
	訪問 相談支援	・里親が困ったときに必要な支援をうけられるよう、市町村や里親会をとおして児童相談所及び里親支援センターけやきの体制・専門性、活動内容を広く県内に周知徹底する。 ・レスパイト事業の実施促進を図る。	
	施設における 里親支援の取組等	・県内の児童養護施設・乳児院を里親支援機関に認定し、各里親からの相談を受け付けるほか、県所管の児童養護施設とフォスタリング機関で連携して里親制度説明会を開催している。 ・里親からの相談を受け付けるほか、実習等の調整を行う。 ・里親支援専門相談員と児童相談所との間で情報共有を図り、里親委託の推進及び委託後の支援を行っている。	
		里親数・ファミリーホームか所数 《実績》(令和元年度) 登録里親数 184世帯 委託里親数 54世帯 ファミリーホーム 6か所 《今後の目標》(令和6年度) 登録里親数 243世帯 委託里親数 85世帯 ファミリーホーム 6か所 (令和11年度) 登録里親数 299世帯 委託里親数 105世帯 ファミリーホーム 6か所 特別養子縁組支援の取組 ・養子縁組を希望する里親からの相談対応や家庭裁判所への申し立て手続きの支援などを実施している。 ・今後の取組としては、法改正の趣旨に沿って特別養子縁組制度の普及啓発を強化する。	

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【秋田県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1	算式2	算式1・2以外
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	128,521人			107,681人			-			93,070人			×	×	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	22人	26人	157人	19人	22人	156人	-	-	-	18人	21人	127人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		×	×	×
里親等委託子ども数(人)	2人	8人	15人	11人	15人	25人	-	-	-	-	67人	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	6.9%	40.0%	9.6%	57.9%	68.2%	16.0%	-	-	-	-	40.0%	-				
特別養子縁組の成立件数	1件			5件			-			5件				○	○	

(※1)潜在的需要の有無欄の見方

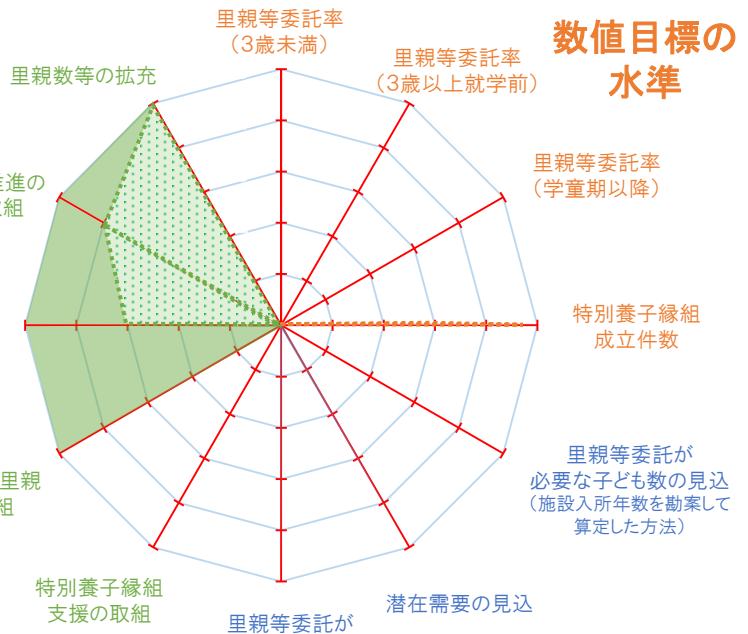
- :潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
- △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
- ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方

- :具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
- △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
- ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・ 81.8%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



数値目標の水準

里親等委託が必要な子ども数の見込(施設入所年数を勘案して算定した方法)

計算過程

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数	
	項目	具体的な取組			
現状	・令和元年度に、県内全ての乳児院(1施設)及び児童養護施設(4施設)を里親支援機関に指定 ・令和2年度から、秋田赤十字乳児院をフォスタリング機関に指定	広報 リクルート	・市町村の一般住民、ファミリーサポート会員、職員、民生・児童委員、福祉関係者等を対象に、里親委託の大切さや、里親制度、取組等について説明し、県全体の里親委託推進の機運を醸成するとともに、新たな里親登録を呼びかける。 など		《実績》 (令和元年度) 登録里親数 104世帯 委託里親数 23世帯 ファミリーホーム 1か所
		研修 トレーニング	・乳児院及び児童養護施設等に入室している子どもにとっては、施設での団体生活とは異なる一般家庭での生活体験を通じて、健やかな成長と家族観が育まれるとともに、里親家庭にとっても実際の受け入れ体験によって資質とモチベーションの向上につながる。また、里親のマッチングの機会としても有用であることから、積極的な活用を進める。(施設入所児童家庭生活体験事業)		《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 170世帯 委託里親数 42世帯 ファミリーホーム 2か所
		マッチング	・乳児院や児童養護施設入所児童については、里親支援専門相談員と協力し、里親への措置変更の可能性を検討し、里親と児童の交流等を経て委託に結びつけている。		(令和11年度) 登録里親数 245世帯 委託里親数 57世帯 ファミリーホーム 2か所
今後の取組	・フォスタリング機関を中心に、児童相談所や里親支援機関等の関係機関がより一層連携し役割分担を明確化して、里親養育の包括的支援を強化していく。 《フォスタリング機関実施数》 令和6年度 1か所 令和11年度 1か所	訪問 相談支援	・里親支援を専門に行う里親支援コーディネーターを配置し、施設等と連携しながら、子どもを委託していない里親登録家庭への訪問や子どもと里親とのマッチング等を行い、里親委託を推進する。		特別養子縁組支援の取組 保護者の養育意思が薄い場合などは、養子縁組里親を含む里親制度の説明をより丁寧に行っている。
		施設における 里親支援の取組等	・乳児院及び児童養護施設を里親支援機関に指定した上で、里親制度の普及啓発や里親トレーニング、里親家庭の支援や研修事業等を委託し、関係機関相互の連携した取組を通じて里親委託を推進する。 ・里親支援専門相談員と協力しながら、里親サロンやレスパイト・ケアの調整等を実施。		

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【山形県】

里親等委託率の数値目標等

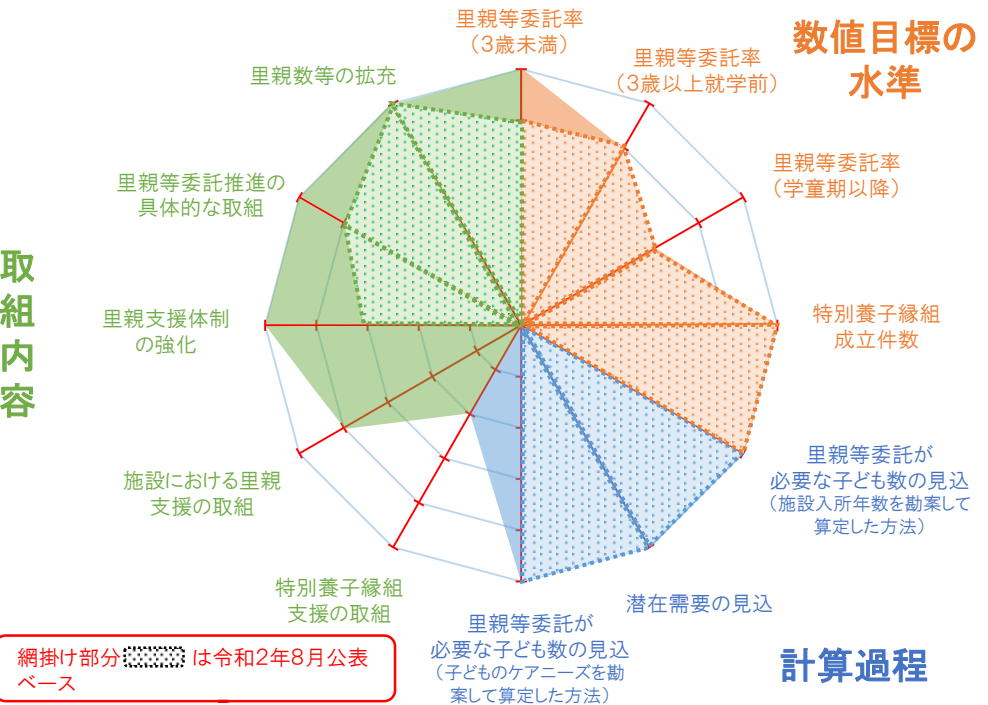
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1 ○	算式2 ○
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	22,047人	23,547人	122,284人	19,569人	21,283人	108,018人	-	-	-	17,739人	19,292人	97,915人	○	算式1 ○	目標値採用
代替養育を必要とする子ども数(人)	22人	28人	216人	22人	38人	192人	-	-	-	19人	24人	186人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	16人	23人	46人	-	-	-	14人	18人	59人		算式2 ○	
里親等委託子ども数(人)	8人	11人	32人	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	40.0%	42.3%	15.9%	76.2%	60.5%	24.0%	-	-	-	75.0%	75.0%	31.7%		算式1・2 算式1, 2 以外 ○	
特別養子縁組の成立件数	3件			6件			-			6件					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・88.5%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に県民の里親制度についての認知度を高めるリーフレットの作成に取り組む。広報に当たっては、SNSの活用や市町村、医療・教育機関との連携等、新たな手法を導入していく。 児童福祉関係者や教育関係者、そのOB、OG、シニア層や子育て世代まで対象を広げ、それぞれターゲットを絞った攻めのリクルートに取り組む。 		《実績》 (令和元年度) 登録里親数 102世帯 委託里親数 30世帯 ファミリーホーム 3か所
	研修 トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> 里親登録前・登録後及び更新研修等において研修内容の充実により資質向上を図るとともに、里親会への支援を通じて未受託の里親も参加しやすい研修、交流会を開催。 未受託里親の養育トレーニングに取り組む。 		《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 130世帯 委託里親数 52世帯 ファミリーホーム 3か所
	マッチング	<ul style="list-style-type: none"> 乳児院で実施されているマッチング支援を充実。 児童養護施設におけるマッチング支援についても各里親支援機関によるワーキンググループ活動において検討する。 里親支援機関による委託が見込まれる里親の情報収集とアセスメントや児童相談所における子ども及び実親のニーズの把握の強化を図る。 		《(令和11年度)》 登録里親数 151世帯 委託里親数 60世帯 ファミリーホーム 3か所
今後の取組	訪問 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 里親登録者へのアンケート調査を実施し、実効性のある支援策の検討を行う。 児童相談所が中心となり、委託児童一人一人に「養育支援委員会(〇〇さんの育ちを応援する会)」を立ち上げ、委託前から解除となるまで、関係機関を含めた支援会議を実施している。 里親サポーターという形で、委託後間もない里親や困難を抱える里親に対し、訪問支援をおこなっている。 		《特別養子縁組前提で保護している児童については、出来るだけ早い時期に養子縁組里親への委託を行っている。》 《児童相談所で家庭復帰が困難と判断したケースについては、保護者に継続的に特別養子縁組への同意を働きかけている。》 《養子の対象年齢が引き上げられたことにもない、6歳以上の児童で特別養子縁組に切り替えることができる児童がないか再検討していく。》 《特別養子縁組が成立している里親の中で2人目を希望する里親の洗い出しと働きかけを実施していく。》
	施設における 里親支援の取組等	<ul style="list-style-type: none"> 県内4地域にバランスよく児童養護施設が設置されており、すべての児童養護施設に里親支援専門相談員が配置されているため、地域の里親支援機関として継続的にリクルート活動や研修、マッチング支援、担当する地域の里親に対し委託後の支援を行っている。 		特別養子縁組支援の取組

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【福島県】

里親等委託率の数値目標等

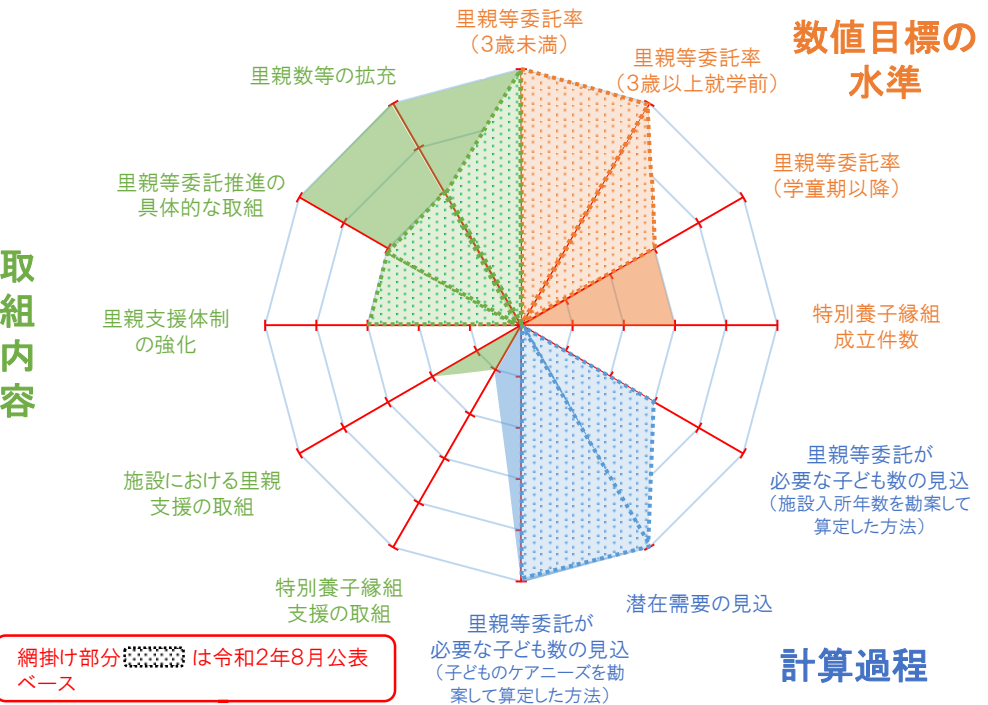
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1 ×	算式2 ○	算式1・2 以外
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	36人	67人	332人	39人	72人	358人	39人	72人	358人	39人	72人	358人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	29人	62人	232人	29人	62人	232人	29人	62人	232人		算式2	○	
里親等委託子ども数(人)	23人	27人	59人	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	63.9%	40.3%	17.8%	75.0%	-	-	75.0%	75.0%	-	75.0%	75.0%	30.0%				
特別養子縁組の成立件数	6件			9件			11件			13件				○	○	

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・88.1%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・里親リクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援にいたるまでのフォスタリング業務について、本県では児童相談所に里親コーディネーターを配置し、関係機関の協力を得ながら行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親入門講座を各児童相談所管轄で実施。広報誌やマスコミに掲載を依頼するなどの普及啓発も実施している。 ・里親会の活動に対し、里親の種類や子育て世代のニーズに応じた交流や研修などの活動を行うための支援を検討する。 ・基礎研修、里親登録前研修、里親更新研修、未委託里親等に対するトレーニング事業を実施しており、今後は特に未委託里親に向けた研修の充実を図る。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・フォスタリング業務の民間機関への委託については、県内の関係機関の活用、里親支援の充実の状況を踏まえて将来的に検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親コーディネーターや施設職員とともに連携しながら、面会など可能であれば里親宅への外出や外泊を行っている。 ・児童福祉施設に里親支援専門相談員の配置について働きかけを行うとともに、児童家庭支援センターの設置を支援する。 ・委託された児童へのフォローは、主に児童福祉司や心理判定員が訪問等により支援を実施している。 ・里親への委託後支援は、主として里親担当職員や里親コーディネーターが訪問や電話で実施している。 ・里親研修のうち実習の受け入れや週末里親の調査、里親啓発活動への参加、児童相談所と連携した里親宅への訪問等を実施しており、フォスタリング業務を担っている児童相談所をサポートしている。 	<p>特別養子縁組支援の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと家族の状況が成立に大きく影響することを踏まえ、子どもの権利を最優先に考えて適切に対応する。 ・特別養子縁組成立後の養親への支援について、里親会や関係機関と連携による対応について検討する。 ・民間あっせん業者は県内にはないが、今後、希望する業者があれば申請等の手続きについて助言し、支援や連携を適切に行う。

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【茨城県】

里親等委託率の数値目標等

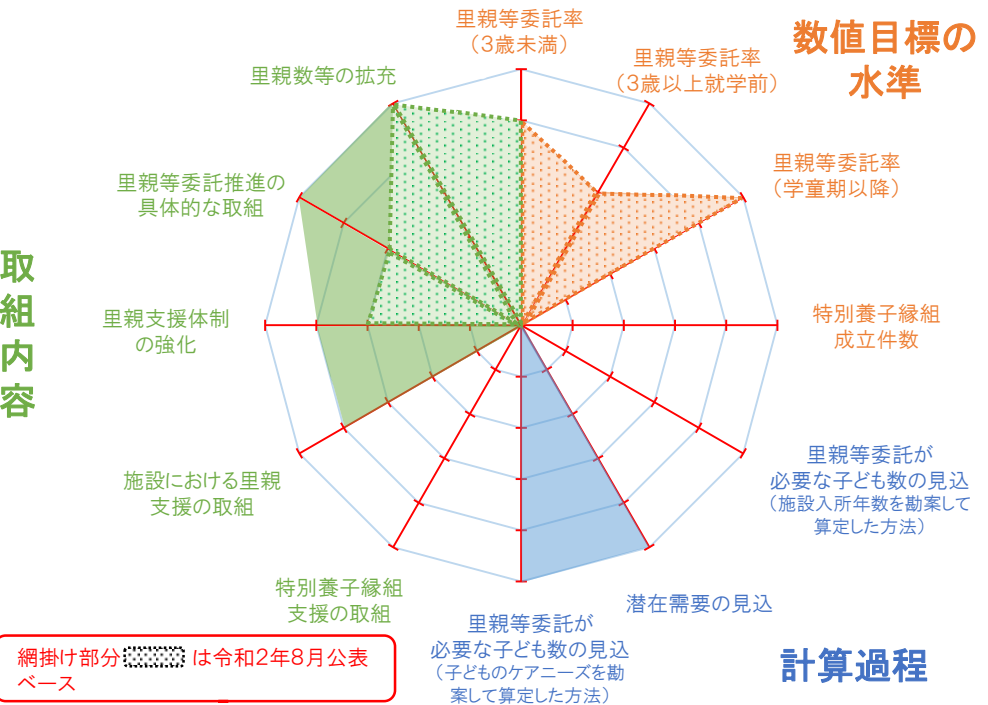
	実績 (令和元年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		○	算式1 ×	目標準採用
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
代替養育を必要とする子ども数(人)	74人	109人	533人	60人	126人	498人	-	-	-	56人	116人	453人				
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	42人	68人	132人	-	-	-	40人	81人	275人				
里親等委託子ども数(人)	12人	28人	76人	-	-	-	-	-	-	-	-	-			○	
里親等委託率(%)	16.2%	25.7%	14.3%	70.0%	54.0%	26.5%	-	-	-	71.4%	69.8%	60.7%				
特別養子縁組の成立件数	-			-			-			-						

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・ 1%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
	現状	<ul style="list-style-type: none"> フォスタリング業務について、児童相談所を中心に、一部の業務については児童福祉施設を運営する社会福祉法人や当該法人等で構成される団体に委託して実施している。 県内5カ所の児童相談所に「里親委託推進員」を配置するとともに、里親支援専門相談員を配置する県内の18カ所の乳児院及び児童養護施設、児童家庭支援センター並びに茨城県里親連合会を「里親支援機関」に指定し、里親支援の充実を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 代替養育を必要とする子どもを幅広く受け入れることのできる「養育里親」を中心として社会的養護の受け皿となる里親等を確保する。 乳児院及び児童養護施設、茨城県里親連合会などの関係団体と連携を図りながら里親制度の普及活動やリクルート活動を実施。 各市町村での里親制度説明会やSNS、ラジオ、広報紙等を活用した里親制度の広報啓発活動を実施 里親登録に必要な研修では養育里親に必要な専門的なスキルや心構えを習得できるよう研修方法や内容について必要な検討を行う。 里親登録数の約2/3が未委託里親となっているが、今後委託に向けたトレーニングを実施し委託できる里親を増やす。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> フォスタリング業務の民間委託について関係機関と効果的な事業実施の方法等を検証しながら推進していく。 フォスタリング機関は児童相談所と民間フォスタリング機関を併用しながら、各児童相談所管内にそれぞれ1箇所の民間フォスタリング機関の設置を目指す。(フォスタリング機関実施数) 令和6年 5カ所 令和11年 5カ所 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの里親委託中における訪問支援については当事者の意見を踏まえ、効果的な支援方法等について必要な検討を行う。 里親家庭への訪問は児童相談所職員を中心に実施するが、ケースによっては、市町村職員(保健師等)も同行する。 里親委託決定後、保健師、児童相談所、里親支援専門相談員、教員、委託里親を含めたミーティングを実施し、マッチングの充実を図る。 子ども登録数の約2/3が未委託里親となっているが、今後委託に向けたトレーニングを実施し委託できる里親を増やす。 里親支援専門相談員を乳児院及び児童養護施設21箇所中に18箇所に配置し、里親委託の推進からマッチングや委託後の支援を実施。 児童相談所や市町村、茨城県里親連合会とも協力・連携している。 	<p>特別養子縁組支援の取組</p> <p>※具体的な記載なし</p>

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【栃木県】

里親等委託率の数値目標等

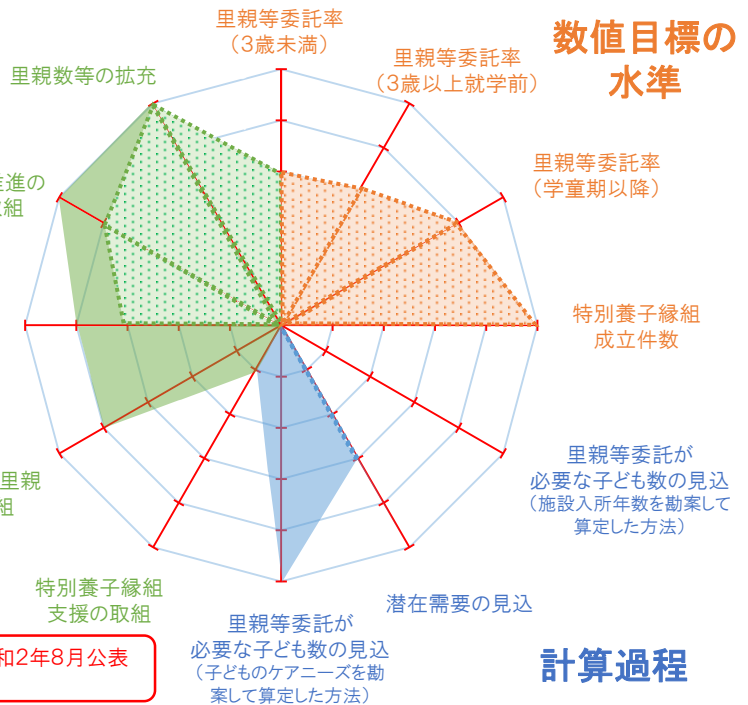
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1	算式2	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	333,318人			300,955人			291,494人			278,328人			○	算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	674人			677人			672人			642人				(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	算式2		○		
里親等委託子ども数(人)	9人	12人	98人	43人	37人	124人	-	-	-	296人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法			○	
里親等委託率(%)	12.3%	11.0%	22.5%	53.1%	40.7%	24.6%	-	54.4%	-	-	41.0%	算式1・2以外		×		
特別養子縁組の成立件数	9件			18件			-			23件						

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・ 77.8%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○里親研修(基本研修、専門里親研修、養育里親、養子縁組里親、新規委託里親、未委託里親、地区別里親及び里親全体を対象とした研修の実施、専門里親を養成するための研修への派遣) ○里親のフォローアップ ○各児童相談所への里親委託推進員の配置、里親アドバイザーによる相談支援の充実 ○里親の登録推進 ○地域における潜在的里親を開拓するための普及啓発活動等の実施 ○里親委託の促進 ○ふれあい里親の実施 ○里親と里子の相性確認のための短期間の外泊等(マッチング)の実施 	広報 リクルート	・市町のショートステイ事業の委託先として里親の活用を図るとともに、市町や関係機関と連携し、各種イベント等を通して、里親制度の積極的な普及啓発を行い、登録里親数並びに委託里親数の増加を促進する。	《実績》 (令和元年度) 272世帯 登録里親数 86世帯 ファミリーホーム 4か所
		研修 トレーニング	・里親の受託率の向上や、委託後の安定した養育の継続のため、登録前後研修や未委託里親への研修の充実を努め、里親のスキルアップを図る。	《今後の目標》 (令和6年度) 341世帯 登録里親数 136世帯 ファミリーホーム 5か所
		マッチング	・各児相ごとに、月に1回定例で(緊急の場合は随時)里親支援会議を実施し、マッチングを進めている。 ※里親支援会議・里親委託が可能な児童と受託可能な里親の洗い出し及びマッチング、委託中の里親及び児童の状況について確認	(令和11年度) 509世帯 登録里親数 204世帯 ファミリーホーム 6か所
		訪問 相談支援	・児童相談所は、里親やファミリーホームへの委託中、定期的な家庭訪問やレスパイト・ケアの活用等により適時適切に里親等を支援するとともに、委託解除後のアフターフォローに努める。 ・委託時の里親を対象にした関係機関による支援会議(里親応援会議)の活用をはじめ、委託中の里親の負担軽減を図る。	特別養子縁組支援の取組
今後の取組	・県内全域を対象に、一連の里親養育支援を包括的に実施するフォスタリング機関(一箇所)を民間委託により令和3年度中に設置する。	訪問 相談支援	・児童相談所は、里親やファミリーホームへの委託中、定期的な家庭訪問やレスパイト・ケアの活用等により適時適切に里親等を支援するとともに、委託解除後のアフターフォローに努める。 ・委託時の里親を対象にした関係機関による支援会議(里親応援会議)の活用をはじめ、委託中の里親の負担軽減を図る。	・家庭復帰が困難と思われる児童の状況と養子縁組希望の里親のリストアップによる児童相談所内での検討により、マッチングを進めている
		施設における里親支援の取組等	・各施設の里親支援専門相談員が里親制度の普及啓発、マッチング及び委託後の里親支援、里親研修への協力、レスパイト・ケアの調整、ふれあい里親(週末・季節里親)実施に係る調整等を実施している。	

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【群馬県】

里親等委託率の数値目標等

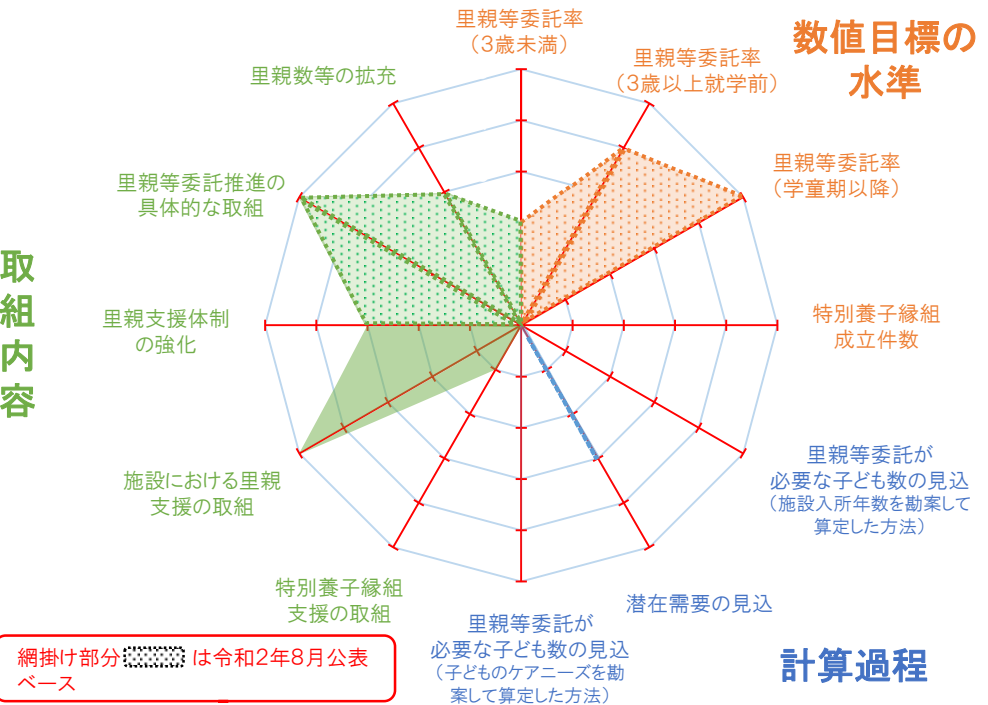
	実績 (令和元年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	目標値採用
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降			
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	313,245人			257,176人			251,773人			232,381人				算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	64人	83人	339人	77人	99人	387人	78人	101人	393人	80人	104人	404人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	19人	12人	60人	26人	46人	144人	30人	58人	167人	32人	78人	202人	○	算式2	×
里親等委託子ども数(人)	19人	12人	60人	26人	46人	144人	30人	58人	167人	32人	78人	202人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	29.7%	14.5%	17.7%	34.0%	46.0%	37.0%	38.0%	57.0%	42.0%	40.0%	75.0%	50.0%		算式1・2以外	○
特別養子縁組の成立件数	10件			-			-			-					○

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・34.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	項目	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
		現状	県、児童相談所、各乳児院の里親支援専門相談員、里親会が里親支援機関として、①里親制度の普及・啓発、②里親委託等推進、③里親トレーニング、④里親訪問等支援を、それぞれ担いながら実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度の周知及び里親確保のため、関係機関とも連携した広報活動を実施する。 新聞・ラジオ・行政機関の広報媒体・イベントや店舗でのリーフレット配布・講演会・制度説明会・出前講座等。 ・「1小学校区に1里親家庭」を目標に、地域ごとに里親を確保することを念頭に置いたリクルート活動を行う。
今後の取組	子どもに最善の養育を提供するために里親が適切な支援を受けられるように、里親制度に対する社会的理解をより一層促進するとともに、里親のリクルート、研修、支援などを里親とチームとなって一貫して担うフォスタリング機関による包括的な支援体制を構築することが不可欠であり、フォスタリング機関を中心に適宜関係機関と連携し、県全域で地域格差のない里親支援を行っていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・里親登録時や更新時の施設研修を始め、里親に対する研修など、里親の養育力向上のための支援を行う。 ・被虐待児や発達障害児など養育が難しい児童の増加が見込まれることから、里親の養育技術等の向上のための研修の充実、里親の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)を利用しやすい環境づくりを行う。 など 	特別養子縁組支援の取組	
	マッチング	・フォスタリング機関が持つ里親家庭に関する情報や、児童相談所及び子どもが入所する施設が持つ子どもに関する情報など、関係機関が持つそれぞれのアセスメント情報を持ち寄り、適切なマッチングを行う。		
	訪問相談支援	・乳児院及び児童養護施設の里親支援専門相談員を里親登録数や里親委託率の増加を踏まえながら増員し、令和6年度には全乳児院及び児童養護施設に配置する。 ・里親やファミリーホームが安心して子どもを養育できるよう、児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置するなど、児童相談所のサポート体制を強化する。 など		出生時点で施設入所の相談があるケースや、長期にわたって家庭復帰が見込めない乳幼児で親子間の愛着関係に乏しいケースについては、実親と相談の上、特別養子縁組による支援を進めている。
	施設における里親支援の取組等	・各児童相談所管内と対応する形で各乳児院に里親支援専門相談員を配置しており、主に乳児院から里親への措置変更ケース支援や、各児童相談所における里親支援業務の補助等を実施している。		

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	目標値採用
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降			
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	165,755人	240,052人	776,811人	148,017人	215,783人	718,795人	-	-	-	-	-	-	○	算式1 ×	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	193人	303人	1,291人	199人	275人	1,396人	-	-	-	-	-	-		(注) 施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	32人	77人	286人	72人	109人	422人	-	-	-	-	-	-		算式2 ○	
里親等委託子ども数(人)	32人	77人	286人	72人	109人	422人	-	-	-	-	-	-		(注) 子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	16.6%	25.4%	22.2%	36.0%	39.0%	30.0%	-	-	-	-	-	-		算式1・2 以外 ×	
特別養子縁組の成立件数	19件			-			-			-					

(※1) 潜在的需要の有無欄の見方
 ○: 潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △: 潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×: 潜在需要を見込んでいない

(※2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○: 具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △: 具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×: 算定していない

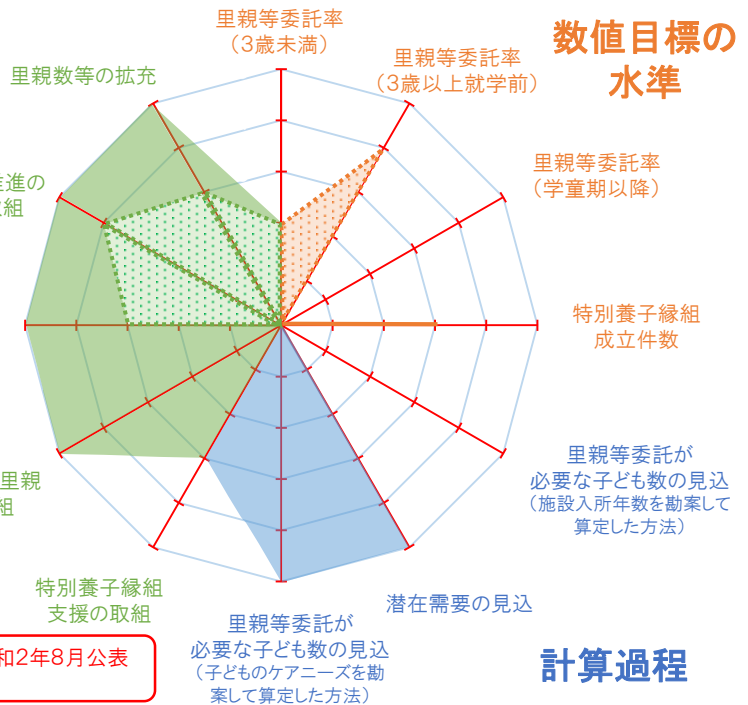
(参考) 3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・36.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容

数値目標の水準

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
	現状	<ul style="list-style-type: none"> 里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里親等委託調整員、実親の理解を進める里親委託強化推進員を各児童相談所に配置し、里親制度の普及啓発を進めています。 里親のリクルートから里親委託後のサポートまでを包括的に支援する里親フォスタリング事業など民間と連携した里親委託の推進に取り組んでいます。 登録後の未委託から委託後支援について、一般社団法人里親会に「しっかりサポート事業」として実施。各児童相談所の委託後支援とは別に実施し、重層的な支援をしています。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、里親・児童養護施設等、民間団体、企業、メディア等と連携し、広く県民に里親制度の周知を図り、里親登録を促進していく。 NPO法人や児童相談所、県庁のそれぞれにおいて、広報紙やテレビ、SNSやインターネット広告、ホームページ等の多くの広報媒体を活用して、里親制度を周知。 「里親入門講座」をホームページに動画配信
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里親等委託調整員、実親の理解を進める里親委託強化推進員を各児童相談所に配置し、里親制度の普及啓発を進めます。 里親のリクルートから里親委託後のサポートまでを包括的に支援する里親フォスタリング事業など民間と連携した里親委託の推進に取り組みます。 登録後の未委託から委託後支援について、「しっかりサポート事業」として引き続き実施。各児童相談所の委託後支援と併せ、重層的な支援をしていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 明らかに家庭引取りが見込めない新生児などのできる限り早い段階での乳幼児里親委託を推進する。 原則として、毎月1回から2回、各児童相談所において、マッチング会議を実施している。 乳幼児及び児童養護施設の里親支援専門相談員を里親登録数や里親委託率の増加を踏まえながら増員し、令和6年度には全乳幼児院及び児童養護施設に配置する。 委託後も定期的に訪問するなど切れ目のない支援を行う。 児童養護施設等に専任の里親支援専門相談員を配置し、児童家庭支援センターとの連携と併せて、養育相談など里親の支援を強化する。 児童養護施設や乳幼児院に配置している里親支援専門相談員が、里親委託が可能な児童の情報について、児童相談所に報告し、協議する。加えて、里親委託が可能な児童の掘り起こしや委託里親家庭の訪問支援、里親サロンへの参加、施設イベントの里親の招待等を実施している。 	<p>特別養子縁組支援の取組</p> <p>基本的には、里親が特別養子縁組の申立てを行うので、児童相談所としては、実親の同意確認など里親の手続きを援助する。また、特別養子縁組成立後も、必要な情報の提供、助言を行っていく。特に、真実告知等については、委託児童と同様に里親サロンや研修等を活用して支援を行っていく。</p>



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【千葉県】

里親等委託率の数値目標等

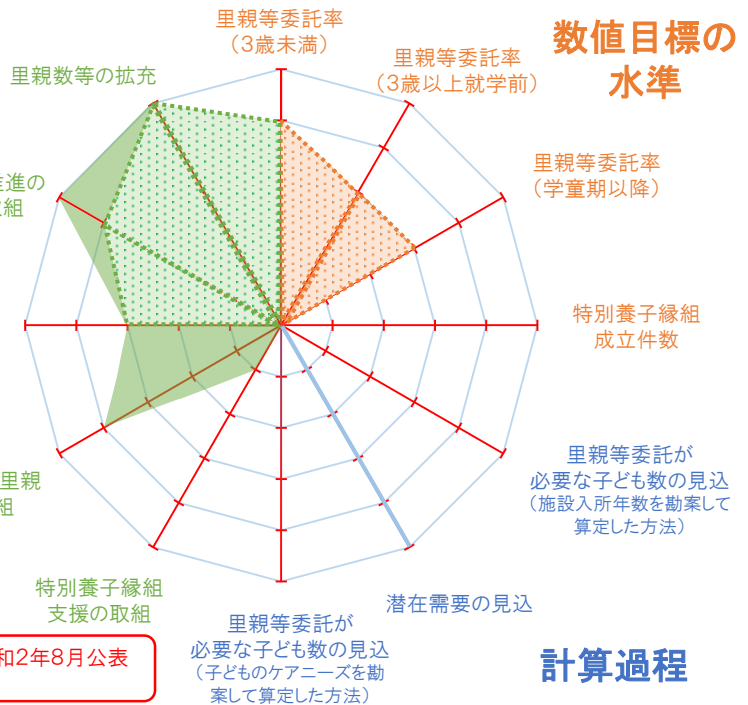
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1	算式2	算式1・2以外
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	141,000人	202,000人	723,000人	129,000人	184,000人	652,000人	125,000人	181,000人	639,000人	122,000人	174,000人	620,000人	○	算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	105人	193人	782人	114人	198人	811人	—	—	—	114人	192人	812人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	32人	72人	197人	65人	87人	239人	—	—	—	86人	97人	264人		算式2	×	
里親等委託子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	30.5%	37.3%	25.2%	57.0%	42.9%	29.5%	—	—	—	75.4%	50.5%	32.5%		算式1・2以外	○	○
特別養子縁組の成立件数	24件(普通養子縁組含む)			—			—			—						

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・57.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
	現状	<ul style="list-style-type: none"> 里親に関する業務の一部を分割して、民間機関に委託し実施しているが、フォスタリング機関への包括的な業務の委託は実施していない。今後、フォスタリング機関を担うことができる民間機関の育成も含め、検討を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報リクルート: 里親に関心がある方などを対象としたイベントである里親大会や、児童相談所の管轄区域ごとに里親制度説明会を開催するとともに、「里親月間」である10月を中心にキャンペーンを行うなど、広報啓発活動を強化する。 研修トレーニング: 里親として必要な基礎的知識や技術を習得するための研修に加え、養育にあたって直面する様々な課題や悩みをテーマにした研修や、子どもを委託されていない里親に対するトレーニング事業を実施するなど、里親向けの研修を強化し養育技術の向上を図るとともに、里親が研修を受講しやすくなるよう支援を検討する。 マッチング: マッチング期間における子供との面会や、里親宅における外泊にかかる生活費や交通費を支援する。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築に向けて、他県の先行事例や千葉県におけるフォスタリング機関の活動実績等を参考に、検討を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問相談支援: 里親の養育にあたっての負担を軽減するため、子どもが委託されている里親家庭に対する生活や養育に関する相談や援助等の訪問支援や、里親賠償責任保険加入への補助、里親等が相互交流・情報交換できる里親サロン設置などの養育支援に関する取組を更に強化する。 施設における里親支援の取組等: 里親に対する支援を強化するため、児童相談所に里親担当の児童福祉司や里親対応専門員を配置します。 施設における里親支援の取組等: 乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センターなどの関係機関が継続的に里親を支援できる体制を構築し、施設に里親支援専門相談員が配置されるよう取り組む。 施設における里親支援の取組等: 施設に配置されている里親支援専門相談員は自主的に毎月会議を開催し、情報を共有しているとともに、里親研修での施設研修の受け入れを積極的に行っている。 	<p>特別養子縁組支援の取組</p> <p>・養子縁組が必要であると考えられる児童について、養子縁組を進められている。</p> <p>・今後は、より多くの児童が特別養子縁組を選択肢の一つにできるよう、特別養子縁組制度の周知を図っていく。</p>

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【東京都】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用		
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	330,393人	332,696人	1,257,452人	339,741人	322,269人	1,283,258人	340,324人	322,822人	1,285,456人	339,735人	322,263人	1,283,235人	○		算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	406人	428人	3,147人	490人	535人	3,539人	499人	544人	3,594人	505人	550人	3,643人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	52人	98人	420人	69人	161人	683人	143人	208人	901人	255人	278人	1,224人		算式2	×	
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	12.8%	22.9%	13.3%	14.1%	30.1%	19.3%	28.7%	38.2%	25.1%	50.5%	50.5%	33.6%		算式1・2以外	○	
特別養子縁組の成立件数	-			-			-			-					○	

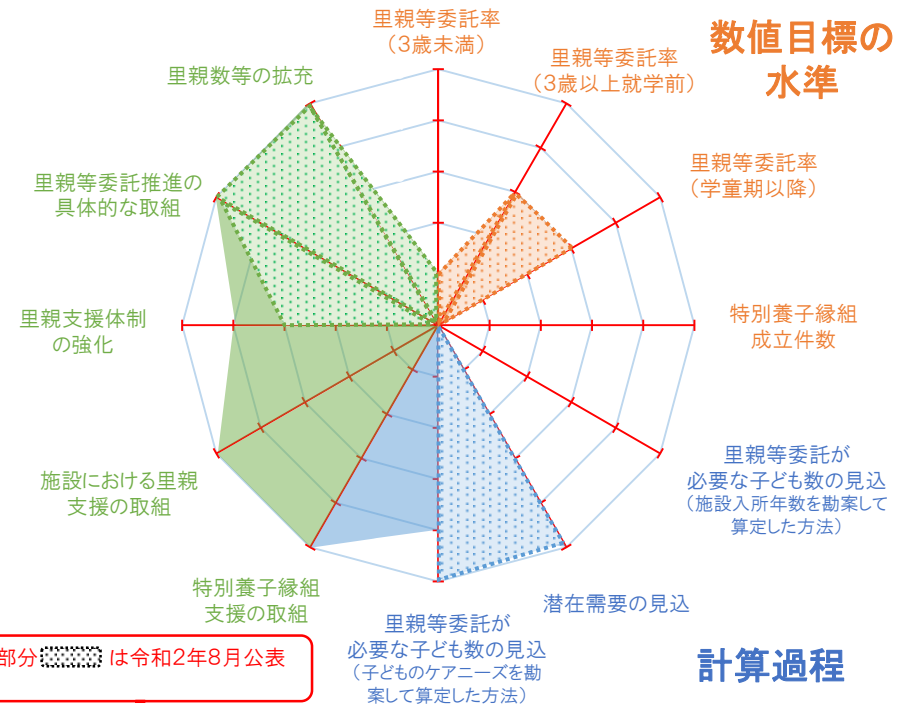
(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・14.1%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	民間/ノウハウも活用した普及啓発の実施。 調査や登録里親の属性の分析等に基づく戦略的な広報の実施。 区市町村と連携し、地域の様々な機関(学校、保育所、幼稚園、学童保育、自治会等)を通じたリクルートの推進。 高齢児等を希望する里親の効果的なリクルート方法の検討。 障害児等の専門的ケアを必要とする児童を養育する専門養育家庭のリクルートの推進。 など		《実績》 (令和元年度) 登録里親数 951世帯 委託里親数 395世帯 ファミリーホーム 29か所
	研修 トレーニング	不調事例を踏まえ、支援の難しい児童の養育の仕方など、養育力の向上を図る研修の充実。 被措置児童等虐待事例も踏まえ、子供の権利擁護への理解を深める研修の実施。 未委託里親に対する短期委託や一時保護委託による児童の受入、経験豊富な里親インターンシップの実施などスキルアップ機会の提供。 など		《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 1,363世帯 委託里親数 -世帯 ファミリーホーム -か所
	マッチング	乳幼児の積極的な委託に向けた取組の検討。 里親に対して親子再統合に向けた実親支援の重要性の伝達 里親委託中の児童の実親交流に関して、民間機関が児童福祉司の業務を支援する仕組みの検討。		
今後の取組		フォスタリング業務を包括的に民間機関に委託するフォスタリング機関事業を実施し、里親等委託を推進する体制の強化を図る。 フォスタリング業務を包括的に民間機関に委託するフォスタリング機関事業のモデル実施を行い、その実施の状況等を踏まえて、他の地域における実施の方法等を検討した上で、一貫性・継続性のある里親支援体制の構築を図る。 令和6年度までに全ての都児童相談所担当地域でフォスタリング機関事業を実施	措置権限を持たない民間機関による一義的な相談窓口として寄り添い型支援の実施。 子供の最善の利益を守るため、第三者が児童や里親などから意見を聴き、調査や助言等を行う新たな仕組みの構築を検討。	特別養子縁組支援の取組 平成29年度から、養子縁組が最善と判断した場合に、できる限り早期に委託する新生児委託推進事業に取り組んでいる。また、養子縁組民間あっせん機関に対する許可や指導を行うとともに、助成事業にも取り組んでいる。
	施設における里親支援の取組等	フォスタリング業務を委託している法人が児童養護施設を運営しているため、施設を活用した実親交流などを行っている。 全域において、里親支援専門相談員が児童委託中の里親家庭の定期的な訪問を行っている。		

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【神奈川県】

里親等委託率の数値目標等

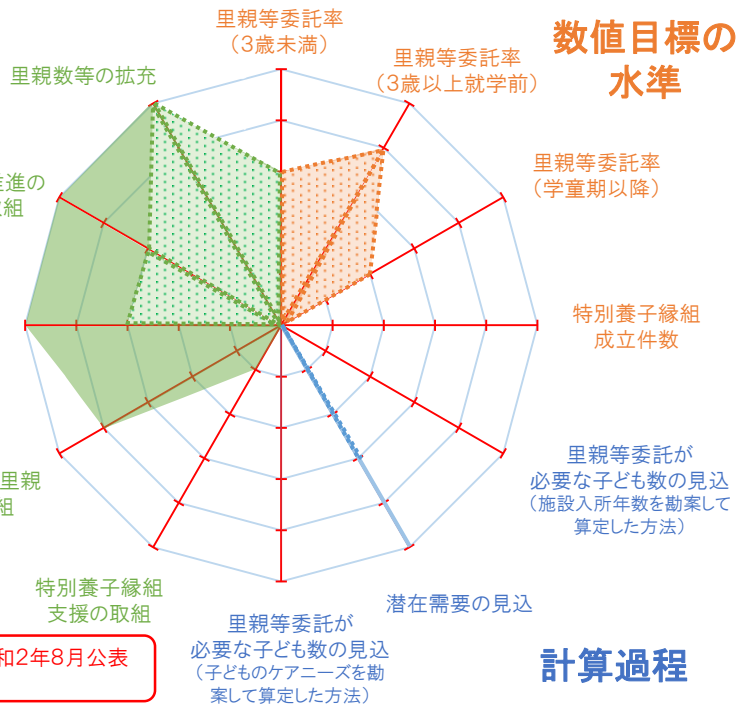
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	60,691	86,768	323,515	54,417	78,324	301,119	53,525	76,190	292,715	52,189	72,990	280,110	○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	109	115	506	106	112	505	104	108	492	102	104	470		算式2	×
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託子ども数(人)	17	41	51	37	67	70	-	-	-	77	78	116		算式1・2以外	○
里親等委託率(%)	19.5%	40.6%	10.8%	34.2%	59.2%	13.8%	-	-	-	75.0%	75.0%	24.6%			
特別養子縁組の成立件数	-			-			-			-					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・34.2%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



数値目標の水準

里親等委託が必要な子ども数の見込(施設入所年数を勘案して算定した方法)

計算過程

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームが所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	・里親制度の普及啓発や里親養育しやすい地域づくりについて、市町村の理解・協力が得られるよう働きかけていく。 ・児童相談所による里親講座の開催、管内医療機関への説明を実施 ・ターゲットを明確化したうえで、対象を絞ったリクルート活動を実施していく。	・虐待により心身に影響を受けた子どもや障害のある子どもなど、専門的なケアを必要とする子どもも、できるだけ里親のもとで養育することができるよう、専門里親を育成していく。具体的には、看護師や保育士等の資格があるなど、専門的知識を持った里親の開拓や、里親への研修の充実に取り組み。	《実績》 (令和元年度) 登録里親数 241世帯 委託里親数 109世帯 ファミリーホーム 0か所
	研修 トレーニング	・児童相談所は、里親委託を推進してきました。里親支援機関の中で、里親センターは児童相談所と連携しながら統括的な役割を担い、総合的かつ広域的な調整を行っています。児童相談所は、里親の認定登録手続き及び子どもを措置委託する機関として、里親子への支援全般を実施する役割を担っている。	・緊急一時保護委託や短期間の委託を、里親のスキルアップトレーニングのための制度としても活用できるような方策を検討していく。	《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 280世帯 委託里親数 174世帯 ファミリーホーム 0か所
	マッチング	・フォスタリング業務の実施体制をさらに充実させるとともに、里親研修の充実等を通じて、病気や障害などの様々な課題を抱えた子どもの養育技術の向上を図るなど、多様なニーズに応えられるようにしていく。 ・里親センター、家庭養育支援センター、児童相談所が連携し、里親制度の普及啓発、里親の開拓、里親研修、子どもと里親家庭とのマッチング、里親支援などの一連のフォスタリング業務をより効果的に実施できる体制を整備する。	・児相による里親への養育希望調査の実施(委託を希望する児童の年齢・性別・障害の有無等について毎年度確認) ・状況に応じて複数児童の委託を実施 ・養子縁組里親には養育里親としての登録も求めているため、結果としてマッチング機会が増加している など ・新規里親の開拓に加え、保護者の同意の取得率を上げるための取組を進める。	《令和11年度》 登録里親数 360世帯 委託里親数 271世帯 ファミリーホーム 0か所
今後の取組	訪問 相談支援	・里親委託を推進できるよう、里親や里親会の協力を得ながら、里親支援事業や里親センター事業の拡充などを検討するとともに、委託後の里親を支える相談支援やレスパイトを含め、必要な事業を実施する。 ・各児童相談所に里親支援担当の児童福祉司を配置し、地域の社会資源を活用したソーシャルワークによる里親支援を強化していく。	・特別養子縁組に関する相談対応・情報提供や、縁組後のフォローアップを実施しており、今後とも相談対応・情報提供や、縁組後のフォローアップを行っている。 ・児童相談所において、特別養子縁組が適当と思われる子どもがいる場合は、実親の同意取得や適当と思われる里親への縁組の働きかけを積極的に行っていく。	特別養子縁組支援の取組
	施設における 里親支援 の取組等	・17施設中16施設に里親支援専門相談員を配置(残り1施設は職員体制の事情により令和2年度の配置ができません)。また、里親センターが中心となり、各施設の里親支援専門相談員を集めた連絡会を開催している。 ・各児相所管区域ごとに、児童養護施設等を設置する社会福祉法人に対して、家庭養育支援センター業務を委託し、施設の立場から里親委託の推進を図っていく。	・民間あつせん機関のニーズ等について実態把握に努める。	

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	317,618人			281,798人			-			245,664人			○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	36人	39人	249人	34人	40人	246人	-	-	-	28人	39人	237人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	10人	19人	109人	18人	28人	130人	-	-	-	17人	30人	136人		算式2	×
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	27.8%	48.7%	43.8%	53.0%	70.0%	53.0%	-	-	-	61.0%	77.0%	57.0%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	8件			15件			-			15件					

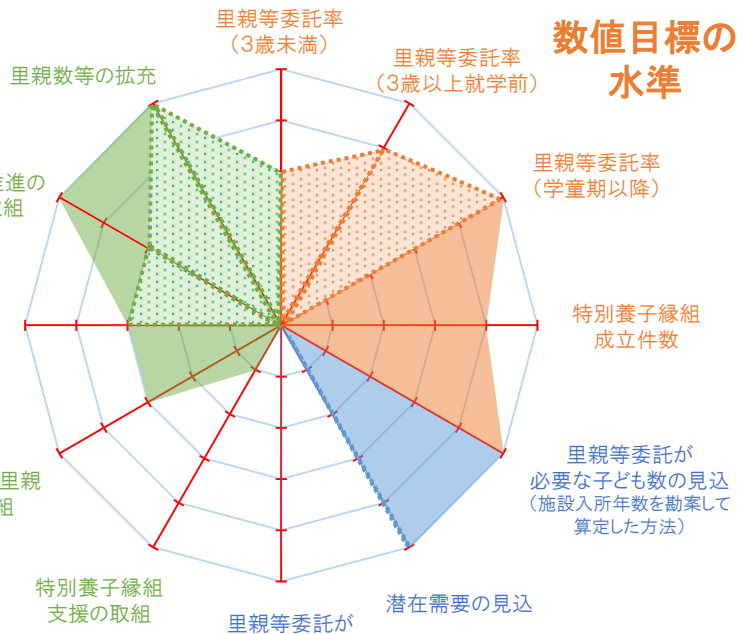
(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・85.3%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
		項目	具体的な取組	
現状	フォスタリング機関がなく、里親養育の支援の多くを児童相談所が担う。	広報 リクルート	○新潟県 一般向け制度講演会や個別相談会を開催し、里親月間中-TV等の媒体を活用した広報啓発を実施。 ○新潟市 ①毎月制度説明会や個別相談会を開催。②大型商業施設にて制度チラシ等の配布やパネル展示を実施(年3回程度)。③里親登録が少ない区域を中心に制度チラシの自治会回覧を実施。④制度講演会を開催し基礎講演、里親会からの体験談発表(年1回)	《実績》 (令和元年度) 登録里親数 258世帯 委託里親数 110世帯 ファミリーホーム 3か所
		研修 トレーニング	・里親による養育の質の向上のために、法定研修のみならず、里親同士の交流や任意の研修開催など、里親同士で高め合える場を提供する。 ・より多くの里親に子どもを委託することができるよう、効果的な研修を実施するとともに、一時保護や家庭生活体験事業などで、里親が子どもと関わる機会を増やすよう努める。	《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 315世帯 委託里親数 137世帯 ファミリーホーム 4か所
今後の取組	・今後、将来的なフォスタリング業務の包括的委託を視野に、里親支援機関の支援機能の充実を図る(里親リクルートの強化や未委託里親への研修等による里親の専門性の向上など)とともに、施設や里親会との連携を推進する。 ・里親養育を包括的に支援するため、児童相談所の体制強化を図ると併せて、フォスタリング機関の設置に向けて取り組む。	マッチング	・児童相談所の担当児童福祉司及び里親相談支援員が施設職員(配置施設においては里親支援専門相談員)と連携して実施。	(令和6年度) 登録里親数 327世帯 委託里親数 143世帯 ファミリーホーム 5か所
		訪問 相談支援	・里親委託ガイドラインに基づき、定期的な訪問・通所等を担当のケースワーカー・心理士・里親担当職員、それぞれの役割の中でフォローしている。特に乳幼児を委託した場合は地域の保健師と里親を繋げ、専門的な立場から養育についての相談支援を実施。	特別養子縁組支援の取組
		施設における 里親支援 の取組等	・乳児院に配置されている里親支援専門相談員等と連携して里親委託推進を図っている。 ・令和元年度より里親トレーニング事業を委託実施しており、研修の運営を担う乳児院が、里親委託推進を進めている。	・望まない妊娠等の事由により里親による養育が見込めない場合は、児童相談所や市町村から制度の案内を行い、子どものバーメンシール保障を図っている。 ・実親からの同意が得られにくい状況について、児童相談所や市町村からのアプローチを継続し、子どもの利益が図られるよう取り組んでいる。 ・今後は、予期せぬ妊娠や若年の妊娠等で悩んでいる方に対し、特別養子縁組という制度があることを産婦人科医の協力を得ながら、広く周知していく。

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【富山県】

里親等委託率の数値目標等

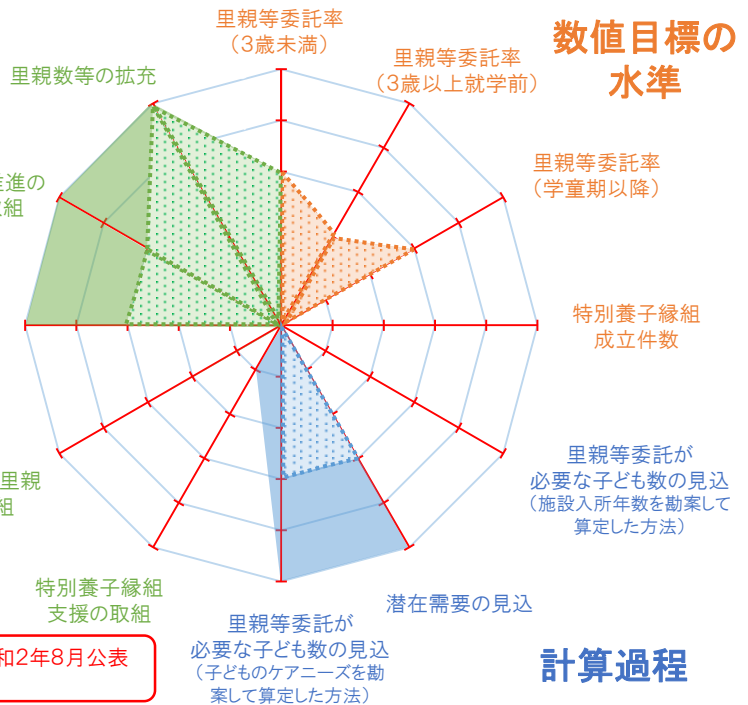
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	171,230人			149,839人			-			136,631人			△		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	13人	23人	94人	13人	23人	94人	-	-	-	13人	23人	94人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	4人	1人	19人	6人	8人	25人	-	-	-	9人	15人	31人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	30.8%	4.3%	20.2%	46.0%	35.0%	27.0%	-	-	-	66.7%	66.7%	33.3%		算式1・2以外	-
特別養子縁組の成立件数	1件			-			-			-					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・46.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	<ul style="list-style-type: none"> 講演会や制度説明会、駅の地下通路において啓発ポスターの掲示、リーフレットの配布など、里親制度の普及啓発に積極的に取組み、里親登録者の新規開拓を図る。 令和2年7月から乳児院に里親リクルーターを配置している。 	
	研修 トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> 法定研修の他に、年2回程度、テーマ別の里親スキルアップ研修(講義、ロールプレイ等)の実施 今後は未委託里親への研修等により里親の専門性の向上を図る。 	
	マッチング	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所では、里親委託が適当と判断された子どもについて、その子どもに適した委託候補里親を選定し、委託に向けた調整や支援を随時実施するとともに、過去3年間子どもを受託していない里親への訪問調査等を実施している。 乳児院においては、年1回里親意向調査(里親の近況・受託可否等)の実施。 	
今後の取組	訪問 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 各児童相談所に里親養育支援担当児童福祉司を配置し、また、児童養護施設等においても里親支援専門相談員の配置を推進する。 里親への相談支援や里親サロン、里親親子交流促進事業(キャンプ)を実施し、支援の充実を図っている。 	
	施設における 取組等	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設では、ふれあいフォスター事業(季節里親)への入所児童の参加や、里親委託推進委員会への委員としての参加等を通じ、里親との交流・理解の機会を設けており、乳児院にはフォスタリング業務の大部分を委託しており、包括的な養育支援を実施している。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 里親数・ファミリーホームか所数 	
		<ul style="list-style-type: none"> 《実績》 (令和元年度) 登録里親数 77世帯 委託里親数 19世帯 ファミリーホーム 1か所 《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 記載なし 委託里親数 30世帯 ファミリーホーム 記載なし (令和11年度) 登録里親数 記載なし 委託里親数 40世帯 ファミリーホーム 記載なし 特別養子縁組支援の取組 ・養子縁組成立後の養親から相談があった場合に対応するとともに、民間あっせん団体を通じて子を受託したケースについても、同居児童届出後の訪問、相談があった場合に対応している。 	

里親等委託率の数値目標等

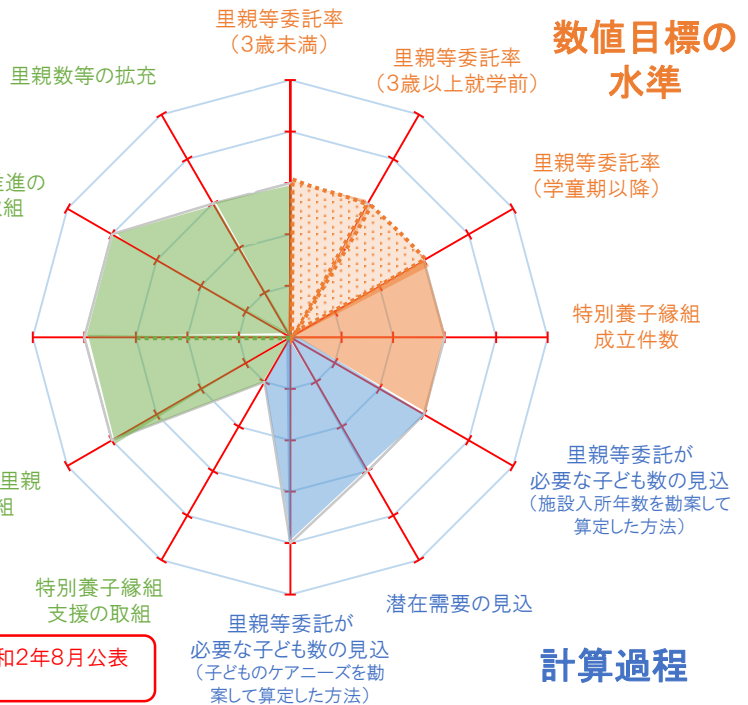
	実績 (令和元年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	25,290人	36,000人	110,701人	-			-			-			○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	22人	35人	223人	18人	30人	226人	-	-	-	17人	28人	211人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	8人	12人	59人	-	-	-	11人	17人	74人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	5人	8人	40人	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	22.7%	22.9%	13.5%	40.0%	40.0%	26.0%	-	-	-	60.0%	-	35.0%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	5			5			5			5					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・69.6%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
	現状	令和2年10月より、県内の児童家庭支援センター1か所にフォスタリング業務の一部を委託。広報啓発活動、未委託里親向けの研修等を実施。	次のような活動を通じて里親の新規開拓を行う。 ・(活動例) ・登録里親からの聞き取りにより、登録里親の身辺に里親を希望する方がいれば、訪問を行い里親登録に繋げる。 ・里親登録に繋がる可能性のある、児童福祉に意識の高い福祉関係者、医療機関、大学等の教育機関、保育関係者等を中心に訪問を行い、里親制度の周知を行う。 ・プレミウムバスポート事業など県の少子化対策、児童福祉に関する取り組みに協賛いただいている民間企業などを訪問し、里親制度の周知を行う。 ・新規開拓した里親希望者に対して、希望動機や里親制度の趣旨(社会的養護の趣旨)への理解度、家庭の状況等、里親への適性を丁寧に確認するためのアセスメントを実施する。
今後の取組	研修トレーニング	・里親の養育技術向上に繋がる研修(登録前研修等の法定研修以外)を企画し、未委託里親や経験の浅い里親を中心に実施する。 ・実施にあたっては、座学による研修のほか、併設する児童養護施設や乳児院の活用や、県内のファミリーホーム等とも連携し、実地での研修も積極的に実施する。	特別養子縁組支援の取組
	マッチング	・フォスタリング機関は、新規開拓から研修等において把握した里親家庭に関する情報を、児童相談所は子どもの行動特性や子ども及び実親のニーズに関する情報を、子どもが児童養護施設等に入所している場合や児童養護施設等に一時保護委託がなされている場合には、当該児童養護施設等における子どもの情報を、それぞれが持ち寄り細部にわたる情報共有に努めながら、里親候補者の選定を行う。 ・児童相談所からマッチングの実施を受託している場合は、児童相談所や里親支援専門相談員とも連携しながら、当該情報を活用し、適切なマッチングに努める。	
	訪問相談支援	・里親が孤立しないよう、新規開拓から研修までの繋がりの過程において、里親とフォスタリング機関との間で日頃から相談しやすい信頼関係を構築しておく。 ・電話による相談のほか、定期的に里親家庭を訪問し、里親からの養育上の相談への対応とともに、委託児童の状況の確認も行う。また、的確な助言等を行うことができるよう、里親支援専門相談員や併設する児童養護施設職員とも連携を図るものとする。	
施設における里親支援の取組等	・里親支援専門相談員が未委託里親への研修をコーディネートする。	・パンフレットの配布を実施	

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【福井県】

里親等委託率の数値目標等

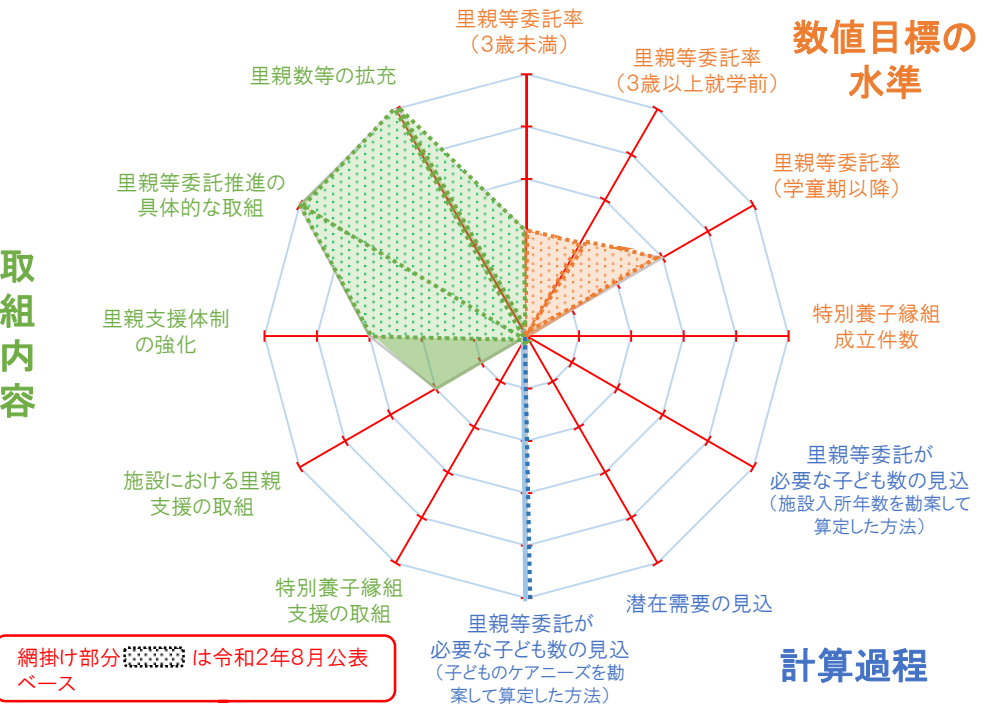
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1	算式2	算式1・2以外
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	17,973人	18,144人	84,777人	110,671人			-			102,543人			×	算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	10人	30人	168人	12人	30人	180人	-	-	-	13人	31人	185人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	6人	24人	87人	8人	20人	86人	-	-	-	9人	20人	89人		算式2	○	
里親等委託子ども数(人)	0人	6人	26人	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	8.0%	24.0%	16.0%	33.0%	33.0%	20.0%	-	-	-	65.0%	65.0%	35.0%		算式1・2以外	○	○
特別養子縁組の成立件数	-			-			-			-						

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・33.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	・児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置し、リクルート活動、里親の育成、登録里親への支援・マッチング、委託中の里親支援を行うとともに、令和3年度からのフォスタリング機関設置に向け、関係団体と協議を行っている。	広報 リクルート	・全市町でのより多くの里親登録を目指し、教員や保育士など子育ての専門職や関係団体と連携したリクルート活動を積極的に行う。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 109世帯 委託里親数 29世帯 ファミリーホーム 0か所 《今後の目標》 (令和6年度末) 登録里親数 130世帯 委託里親数 41世帯 ファミリーホーム 0か所 (令和8年度末) 登録里親数 記載なし 委託里親数 記載なし ファミリーホーム 記載なし (令和11年度末) 登録里親数 190世帯 委託里親数 71世帯 ファミリーホーム 0か所
		研修 トレーニング	・施設でのボランティアや季節・週末里親等を積極的に活用し、里親の養育能力の向上を目指す。 ・養育に高い専門性を要する子どもの養育を担う専門里親の育成を積極的に行う。	
		マッチング	・未委託里親の養育へのモチベーションを維持するため、児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員等と協力し、里親に対する施設等での実習体制を整備し、子どもと触れ合う機会を提供する。 ・実親に対し里親制度を理解してもらうよう努め、里親委託の同意を促進するとともに、登録里親家庭の状況を適宜把握することにより、マッチングの機会を増加させる。	
今後の取組	・令和3年度から、児童相談所と乳児院・児童養護施設、里親会等の関係機関によるフォスタリング機関を設置し、一貫した里親養育支援体制を確保する。	訪問 相談支援	・委託中の里親および子どもの状況を家庭訪問等で把握し養育を支援するとともに、夜間・休日も含め、里親が養育に関して気軽に相談できる相談体制を整える。	特別養子縁組制度について、相談者への制度説明や相談対応を実施。 養親候補者について、適切な養育環境となるよう家庭訪問による指導等を行う。
		施設における里親支援の取組等	・法定研修(講義、実習)や里親サロンの運営協力	

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【山梨県】

里親等委託率の数値目標等

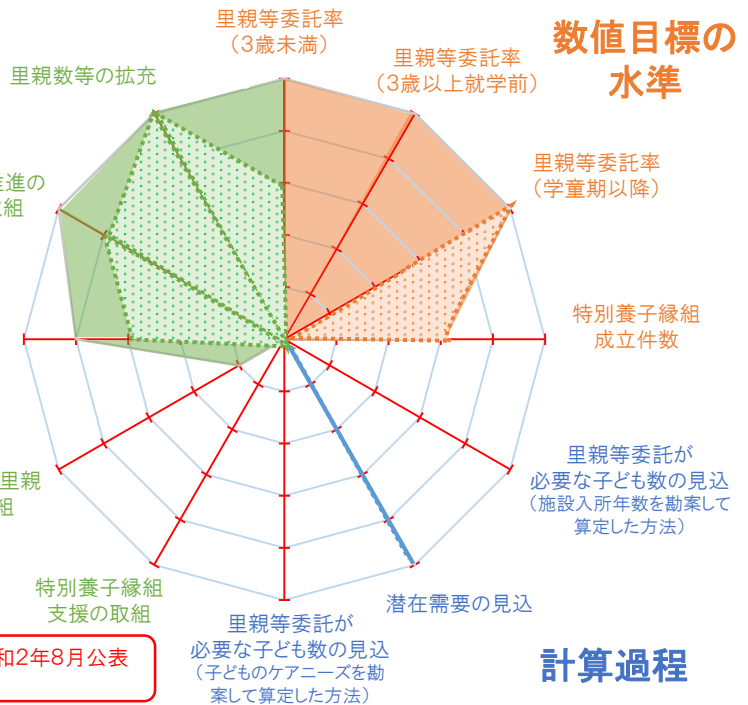
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1	算式2	算式1・2以外
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	16,376人	17,809人	91,134人	14,547人	15,920人	81,253人	-	-	-	13,508人	14,807人	73,846人	○	算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	42人	45人	232人	46人	51人	259人	-	-	-	54人	59人	294人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		算式2	×	
里親等委託子ども数(人)	18人	17人	63人	35人	39人	116人	-	-	-	41人	44人	147人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	42.9%	37.8%	27.1%	76.1%	77.0%	48.5%	-	-	-	75%以上		50.0%				
特別養子縁組の成立件数	3件			4件			-			6件						

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・83.3%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	・里親会と協働で里親月間におけるポスターの掲示やチラシの配布などキャンペーンを開催。 ・ホームページやテレビ、ラジオ等を活用した情報発信。 ・里親に関心のある県民を集めた説明会の開催。		(実績) (令和元年度) 登録里親数 156世帯 委託里親数 69世帯 ファミリーホーム 5か所 《今後の目標》 (令和6年度末) 登録里親数 214世帯 委託里親数 120世帯 ファミリーホーム 6か所
	研修 トレーニング	法定研修や未委託里親研修を実施するほか、委託里親やファミリーホームの職員の専門性を高める研修の受講を支援するなど、質の高い里親養育の実現に努める。		(令和8年度末) 登録里親数 242世帯 委託里親数 124世帯 ファミリーホーム 6か所
	マッチング	・受託前のトレーニングや里親のスキルアップを行い、受託できる里親を増やす。		(令和11年度末) 登録里親数 295世帯 委託里親数 155世帯 ファミリーホーム 7か所
今後の取組	訪問 相談支援	・登録里親に対し、定期的な訪問支援を行う。 また、来所が困難な里親家庭に対し、夜間や休日に関わらず電話相談を行う。		特別養子縁組支援の取組 児童相談所は、乳児院や里親会等とこれまで以上に連携し、必要に応じて情報交換等を行い、養子縁組の機会を増やしていくことに努める。
	施設における里親支援の取組等	・児童養護施設及び乳児院への里親支援専門相談員等の設置を促進する。 ・長期休暇等を利用した施設入所児童の里親体験を実施。		

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【長野県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	315,588人			-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	609人			59人	66人	437人	-	-	-	56人	62人	417人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	24人	24人	86人	-	-	-	42人	42人	152人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	16.1%			40.7%	36.4%	19.7%	-	-	-	75.0%	67.7%	36.5%		算式1・2以外	○
特別養子縁組の成立件数	8件			13件			-			18件					

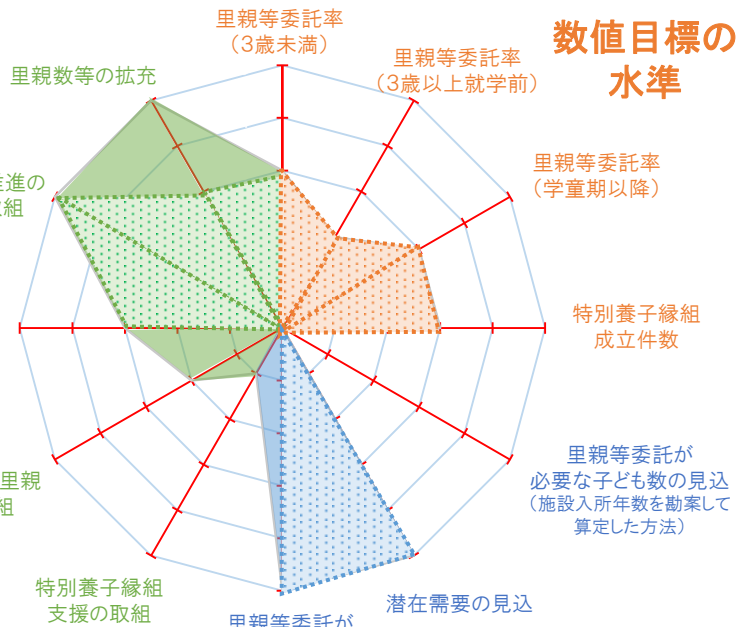
(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・71.8%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容

数値目標の水準



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	・平成28年4月に児童相談所広域支援センターを設置し、里親に関する広報啓発や里親登録・研修業務などの共通専門業務を集約化し、強化を図るとともに、平成30年度からは、里親の新規開拓から委託後の支援までの包括的な支援を提供するための事業を一部乳児院(1か所)に委託するなど、積極的に取り組んできた。		(実績) (令和元年度) 登録里親数 193世帯 委託里親数 66世帯 ファミリーホーム 7か所 《今後の目標》 (令和6年度末) 登録里親数 258世帯 委託里親数 85世帯 ファミリーホーム 6か所
	研修 トレーニング	・里親登録前研修や、更新時の研修について内容を更に充実させるとともに、研修体系や研修場所・日時を工夫し、里親が研修を受講しやすい環境の整備に努める。 ・里親登録後の研修を実施するなど、一時保護委託やショートステイにおける活用を推進していく。		(令和8年度末) 登録里親数 記載なし 委託里親数 記載なし ファミリーホーム 記載なし
	マッチング	・里親委託等推進委員会の連絡会議(県全体の会議)において、児童相談所の管轄区域を越えて里親等への委託のマッチングを行うためのしくみを検討し、県全域で里親等への委託のマッチングを行うためのしくみを構築する。		(令和11年度末) 登録里親数 558世帯 委託里親数 164世帯 ファミリーホーム 7か所
今後の取組	里親フォスタリング業務の民間機関への委託を検討した上で、一連の里親フォスタリング業務が包括的に進められる体制や運用の確立に努める。	訪問 相談支援		特別養子縁組支援の取組
		施設における里親支援の取組等		・「にんしんSOSなご」を開設(乳児院への産前・産後母子支援事業の委託)し、必要な場合には、特別養子縁組につなげる取組を実施。
		・県の里親委託等推進委員会において、里親支援専門相談員については、フォスタリング機関(児童相談所及び民間委託)と協働して一定の里親の養育支援に当たるとを提示した(今後のモデル)。		

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【岐阜県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1	算式2	算式1・2以外
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	312,943人			281,564人			271,197人			257,082人			○	○		
代替養育を必要とする子ども数(人)	592人			54人	96人	476人	54人	95人	471人	53人	94人	467人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	15人	17人	60人	26人	34人	123人	-	-	-	36人	45人	175人		○	○	
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○	
里親等委託率(%)	31.4%	17.2%	13.9%	48.1%	35.4%	25.8%	-	-	-	67.9%	47.9%	37.5%				
特別養子縁組の成立件数	10件			-			-			-				×		

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

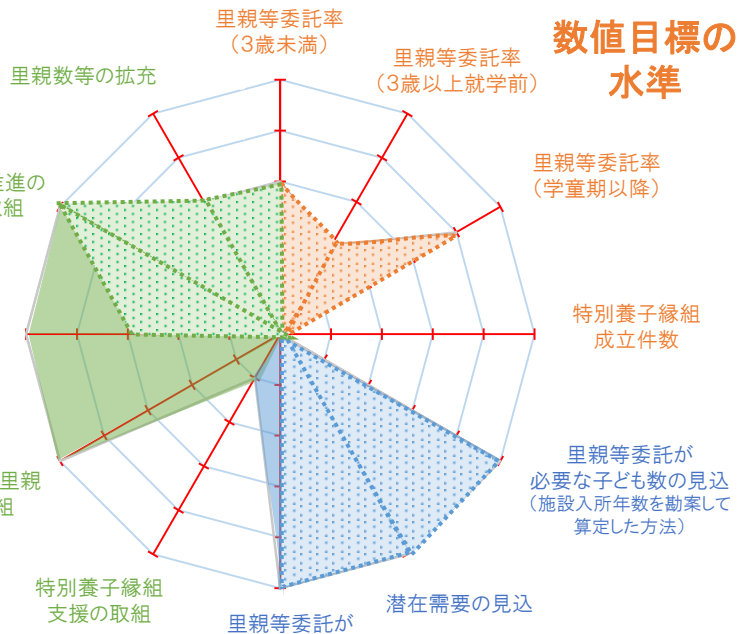
(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・70.2%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容

数値目標の水準

里親等委託推進に向けた取組



現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
	広報 リクルート	・令和2年度より各圏域の児童家庭支援センターへ、里親養育包括支援業務を委託 ・子ども家庭課に「里親対策専門職」を配置し、乳児院及び児童養護施設職員、子ども相談センター職員、子ども家庭課で構成する「岐阜県里親等委託推進委員会」の開催等、里親等委託の推進に係る全体的な取組を進めている。 ・中央子ども相談センターに「里親支援専門職」を配置し、里親宅への訪問の実施や里親サロンの開催等、里親への支援を実施。 ・里親養育支援体制の構築及び里親等委託の推進を図るため、各子ども相談センターに、里親養育を支援するための児童福祉司を配置。	・毎年10月の「里親月間」をはじめ、県のイベント等の機会における里親制度の県民への周知や啓発を充実させ、制度の理解を進めるとともに、新たに里親になつていただく方を増やす。 ・里親に興味がある県民等へ実際に里親制度に触れる機会を提供し、里親制度の普及や啓発を図る。
研修 トレーニング	・委託一時保護や短期の措置において里親を積極的に活用し、里親の養育経験の蓄積と資質向上につなげる。 ・里親研修の内容及実施回数を見直し、子どもの養育ニーズに応じた研修を実施することにより、質の高い里親養育を推進。 ・専門的な知識と技能を用いて養育する専門里親を養成するため、養育経験のある養育里親へ比較的早い段階から専門里親制度の紹介や推薦を行い、専門里親として活動できる人材を育成。	・委託一時保護や短期の措置において里親を積極的に活用し、里親の養育経験の蓄積と資質向上につなげる。 ・里親研修の内容及実施回数を見直し、子どもの養育ニーズに応じた研修を実施することにより、質の高い里親養育を推進。 ・専門的な知識と技能を用いて養育する専門里親を養成するため、養育経験のある養育里親へ比較的早い段階から専門里親制度の紹介や推薦を行い、専門里親として活動できる人材を育成。	
マッピング		・里親等委託に当たっては、実親に対して、里親等への委託に対する理解を促進するよう、子ども相談センターによる丁寧な説明を行う。 ・夏休み期間や週末等に、児童養護施設で生活している子どもを、ボランティア里親やショート里親が迎え入れ、一般家庭での生活体験を提供し、施設での生活が長い子どもの里親等委託へのスムーズな移行を促進する。	特別養子縁組支援の取組
訪問 相談支援	・里親の広報・リクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッピング、子どもの里親等委託中における里親養育への支援、里親等委託措置解除後における支援等、フォスタリング体制を維持し、一連の過程において切れ目のない支援を進めていく。	・里親が日々の養育について相談できる場を設け、里親同士の繋がりを作り、孤立感や不安感の軽減を図るとともに里親の養育技術等の向上を図る。 ・里親支援専門相談員等による受託里親宅への訪問により、里親の困りごと等への相談対応を進める。 ・里親の休息等のために、一時的に委託児童を、他の里親や乳児院、児童養護施設が預かる「レスパイト・ケア」の実施を促進し、里親の負担軽減を図る。	子ども相談センターの職員が特別養子縁組に関する正しい知識を習得するとともに、民法改正に伴い対象となる15歳未満の子どもへの円滑な対応を進めるため、特別養子縁組に関する研修の受講を進め、対応力の向上に努めていく。 養子縁組里親の登録前研修について、一部養育里親とカリキュラムを分けた研修を実施(令和元年度は養育里親研修と同内容) 里親委託のマニュアルにおいて、新生児委託のプロローグや様式、民法改正に伴う内容を反映した特別養子縁組成立までの流れ等を整理
施設における 里親支援の取組等	・里親支援専門相談員が中心となり、地域の里親支援を実施 ・週末里親(ショート里親)の登録や、入所児童とのマッピングの実施 ・各圏域の児童家庭支援センターが里親会の事務局を担い、連携して里親を支援 ・全施設で里親支援専門相談員が定期的に集まり、学習会を実施 ・里親支援専門相談員が里親制度啓発用の動画を制作し、ショッピングモール等による啓発活動で活用		

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【静岡県】

里親等委託率の数値目標等

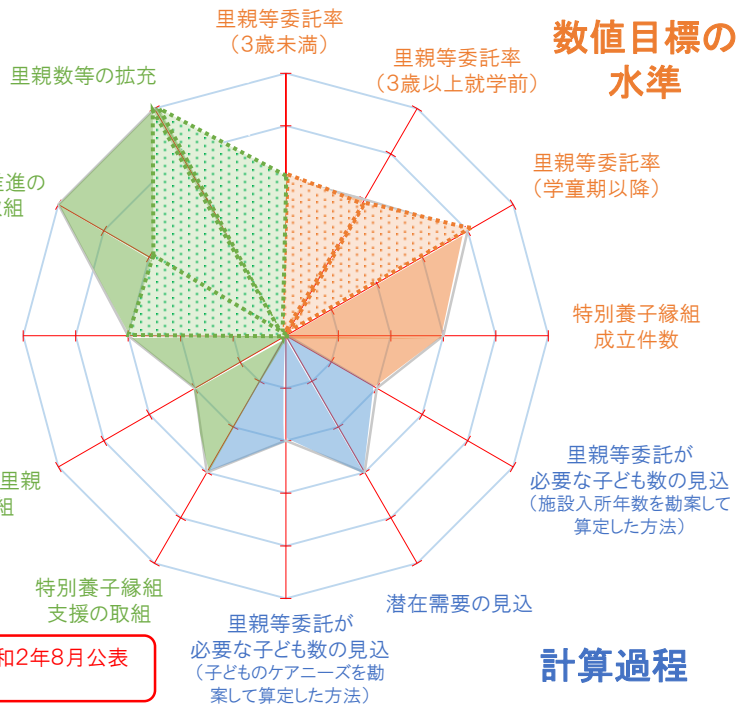
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	81,179人	116,684人	361,962人	76,092人	106,420人	323,610人	73,684人	102,988人	313,530人	71,422人	98,218人	298,484人	△	算式1	△
代替養育を必要とする子ども数(人)	44人	87人	319人	40人	81人	266人	38人	78人	257人	37人	74人	243人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	11人	19人	81人	18人	32人	95人	—	—	—	24人	43人	112人		算式2	△
里親等委託子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	25.0%	22.0%	25.0%	45.0%	40.0%	36.0%	—	—	—	65.0%	58.0%	46.0%		算式1・2以外	△
特別養子縁組の成立件数	10件			15件			17件			20件					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・45.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	・里親制度の周知のため、TV、インターネット等様々な広報媒体を活用した広報啓発活動を積極的に行う。 ・市町の協力を得ながら里親相談会やセミナー等を開催し、県民の里親制度への理解や関心を高め、新たな里親登録を推進する。	《実績》 (令和元年度) 登録里親数 323世帯 委託里親数 82世帯 ファミリーホーム 6か所 《今後の目標》 (令和11年度末) 登録里親数 450世帯 委託里親数 増加を目指す ファミリーホーム 記載なし
	研修 トレーニング	・子どもとの関わり方等について、登録前後及び委託前後の研修の充実に取り組み、児童家庭支援センター等が里親のトライ＆エラーを支え、里親の経験値を高める。 ・未委託里親に対する研修の充実に取り組み、スキルアップ支援を図る。	
	マッチング	・病院でのマッチング(面会、泊り込み養育実習) ・施設、児童相談所、里親宅等でのマッチング(面会、外出、外泊) ・児童相談所を中心に実施。里親選定会議には、児童家庭支援センター(里親支援機関)も参加。 ・また、児童相談所、児童家庭支援センター(里親支援機関)、里親会、管内児童養護施設・乳幼児・児童心理治療施設で構成された地区里親等支援協議会にて、里親委託の推進について定期的に協議がなされている。	特別養子縁組支援の取組
今後の取組	訪問 相談支援	・里親支援を専任とする職員配置を進め、児童相談所における里親支援体制を強化する。	・特別養子縁組制度について積極的に情報発信し普及啓発を図る。 ・産科医療機関に対して、児童相談所で特別養子縁組等の相談を受け付けることが可能である旨周知する。
	施設における 里親支援 の取組等	・里親研修における施設実習の受入。 ・地区里親等支援協議会へ参加し、施設で里親委託(ショートプラン合)が適当な児童の選定、交流支援、委託後の支援を担っている。	

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【愛知県】

里親等委託率の数値目標等

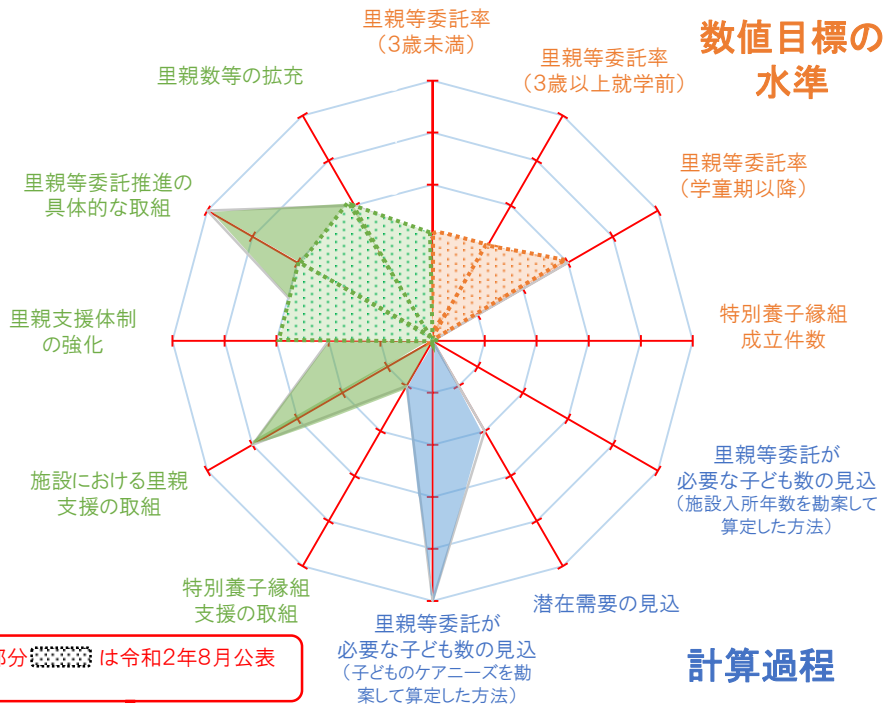
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用		
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	990,000人			930,000人			910,000人			880,000人			△	算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	1,066人			158人	201人	907人	161人	204人	920人	164人	208人	939人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	170人			45人	52人	156人	—	—	—	81人	95人	283人		算式2	○	
里親等委託子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		○
里親等委託率(%)	15.9%			28.5%	25.9%	17.2%	—	—	—	49.4%	45.7%	30.1%		算式1・2以外	×	
特別養子縁組の成立件数	21件			—			—			—						

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・28.5%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	養育里親を確保するため県のホームページを充実するとともに、市町村等と連携した重点的な活動を実施するなど、普及啓発活動を強化する。 ・里親養育体験発表会の開催 ・街頭、ショッピングセンター等における啓発 ・出張講座、関係機関への制度説明の実施		(実績) (令和元年度) 登録里親数 466世帯 委託里親数 119世帯 ファミリーホーム 8か所 (今後の目標) 増加を目指す
	研修 トレーニング	登録里親研修を休日開催するなど、里親登録希望者が参加しやすい研修体制を整える。また、登録後の里親に対して、里親委託の不調等を予防するため、養育技術の向上を目的とした研修を実施するとともに、委託後に地域で孤立しないよう支援する。		
	マッチング	毎年、年度末に里親に意向調査アンケートを実施。 ・月1回、各児童相談所において、里親委託が必要な児童の委託先について協議。 ・特別養子縁組、養育里親ともに広域的なマッチングを実施している。		特別養子縁組支援の取組
	今後の取組	乳幼児・児童養護施設等の専門性を活用したフォスタリング業務の委託や、愛知県里親会連合会及び愛知県ファミリーホーム協議会との連携など、フォスタリング業務の包括的な実施体制の充実を図る。	児童相談センターに里親養育支援児童福祉司を配置し、里親が安心して養育を行える環境を整えるとともに、里親に養育される子どもの安全・安心が守られるための支援を充実する。 児童相談センターに里親等委託調整員や里親等相談支援員、心理訪問支援員を配置する。また、乳幼児と児童養護施設への里親専門相談員の配置を進める。ほか	特別養子縁組成立後も里親サロンを月2回実施し、アフターケアを実施。 医療機関の方にまず制度を知ってもらうためにリーフレットを配布。
施設における里親支援の取組等	里親啓発のポスター、リーフレットを各児童養護施設や乳幼児等へ配布。啓発の協力を依頼。			

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【三重県】

里親等委託率の数値目標等

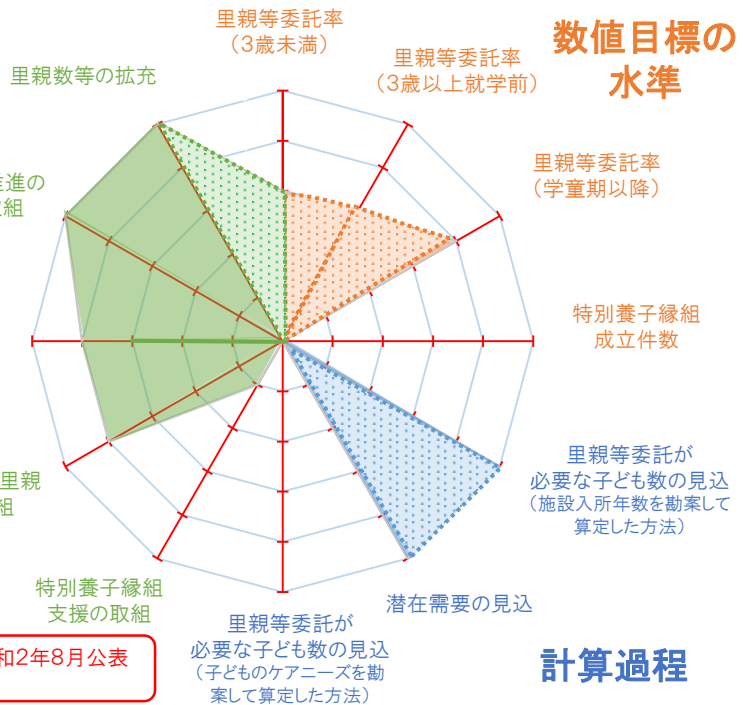
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	39,939人	56,133人	195,315人	36,112人	50,888人	176,656人	-	-	-	33,380人	47,025人	163,248人	○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	63人	85人	442人	64人	86人	445人	-	-	-	64人	87人	449人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	31人	42人	130人	-	-	-	39人	53人	163人		算式2	×
里親等委託子ども数(人)	22人	29人	90人	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	36.5%	43.5%	24.7%	48.4%	48.8%	32.3%	-	-	-	60.0%	60.0%	40.0%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	10件			-			-			-					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・60.7%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
	現状	<ul style="list-style-type: none"> フォスタリング業務の実施体制については児童相談センターが中心になり、県内6児童相談所の里親担当、児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員や児童家庭支援センター、一般社団法人三重県里親会、NPO法人等の関係機関と連携しながら業務を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内2児童相談所管内については、それぞれの民間フォスタリング機関が、それ以外の地域については児童相談センター(児童相談所)が普及啓発、家庭訪問調査等を実施しリクルートを図っている。 県内全地域を対象としている里親シンポジウムは、NPO法人に委託している。(年1回実施) 里親登録前研修は、各フォスタリング機関、児相センターがそれぞれの管轄において実施している。(年3回実施) 里親スキルアップ研修については各フォスタリング機関が、里親更新研修についてはNPO法人が、県下全地域の里親を対象に実施している。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度末までの取組 <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情及び民間フォスタリング機関の体制に応じて段階的にフォスタリング業務を移行する(県内に4~6か所のフォスタリング機関を整備) 県全体のフォスタリング機関の連絡調整機能を児童相談センターが担う。 民間フォスタリング機関へのフォスタリング業務のスムーズな移行及び民間フォスタリング機関のバックアップのために、児童相談センター及び児童相談所の職員の充実に努める。 フォスタリング機関は各児童相談所管内において里親会との連携を十分に行う。 令和11年度末までの取組 <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度末までの取組に加え、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築をさらに進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 各児童相談所職員が里親支援専門相談員と緊密に連携しながらマッチングを実施している。 フォスタリング機関と里親支援専門相談員を中心に、必要に応じて児童相談所職員が一纏めに家庭訪問支援を行う。 フォスタリング機関において里親会とは違う視点(未委託里親の集い、里母の集いなど)からサロン事業を実施している。 県内2か所の児童養護施設に、民間フォスタリング機関としてフォスタリング業務を担ってもらっている。 県単独事業として、里親支援専門相談員を配置している児童養護施設・乳児院において施設入所児童を里親に措置変更した場合、実績に応じて里親への支援等に要する経費に補助を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別養子縁組支援の取組 <ul style="list-style-type: none"> 各児童相談所において、特別養子縁組を前提とした養護相談があった場合、養子縁組里親への委託を積極的に進めている。 産科病院から直接委託する場合は、里親の育児手技習得など病院と緊密に連携している。 新生児・乳児委託後は市町の保健師が同行して訪問するなど、市町の養育支援につながるよう努めている。

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【滋賀県】

里親等委託率の数値目標等

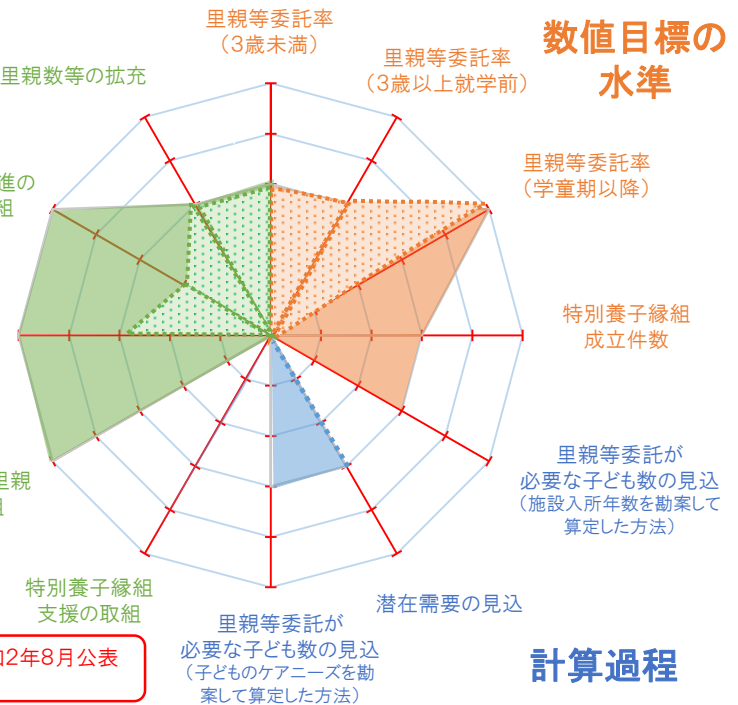
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1	算式2	目標値採用
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	271,613人			-			-			-			△	算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	21人	24人	235人	23人	26人	251人	-	-	-	23人	26人	251人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		算式2	○	
里親等委託子ども数(人)	6人	6人	84人	12人	12人	12人	-	-	-	17人	17人	151人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		○
里親等委託率(%)	28.6%	25.0%	35.7%	52.2%	46.2%	48.2%	-	-	-	73.9%	65.4%	60.2%		算式1・2以外	×	
特別養子縁組の成立件数	9件			10件			10件			10件						

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・84.9%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	・里親支援機関や市町等と連携しながら、里親制度の普及啓発や新規里親の開拓など里親のリクルートを戦略的に実施し、里親制度の認知を高めるとともに、子どもの養育の受け皿となる里親の登録数を増やす。	《実績》 (令和元年度) 登録里親数 194世帯 委託里親数 66世帯 ファミリーホーム 14か所 《今後の目標》 (令和6年度末) 登録里親数 261世帯 委託里親数 89世帯 ファミリーホーム 14か所
		・令和3年度から、基礎研修・登録前研修及び更新研修、里親登録後の養成研修をフォスタリング事業として委託する。	(令和8年度末) 登録里親数 288世帯 委託里親数 98世帯 ファミリーホーム 14か所
	マッチング	・令和3年度から、受入意向調査の実施、マッチング交流、里親候補の提案、里親情報の一元化、県と市町の情報共有等をフォスタリング事業として委託する。	(令和11年度末) 登録里親数 328世帯 委託里親数 112世帯 ファミリーホーム 14か所
		特別養子縁組支援の取組	
今後の取組	訪問 相談支援	・包括的な里親支援業務(フォスタリング業務)の実施体制を早期に構築し、里親が子どもに最善の養育を提供するために適切な支援を受けられるよう、里親支援を強化していく。	特別養子縁組が適当と考えられる子どもについて、県内のあつせん機関とも連携しながら、特別養子縁組を推進する。
		・児童虐待防止体制総合強化プランに基づき、里親養育支援のための児童福祉司の必要な配置を進めていく。	
		・児童養護施設や乳児院を運営している社会福祉法人に里親支援事業を委託している。	
施設における里親支援の取組等	・里親支援専門相談員が里親等への家庭訪問、ホームステイ事業の促進、相互交流の参加、里親研修の実習受け入れ等を実施している。	・民間あつせん機関からあつせんされたケースも含め、特別養子縁組成立後においても里親家庭への支援を行う。	

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【京都府】

里親等委託率の数値目標等

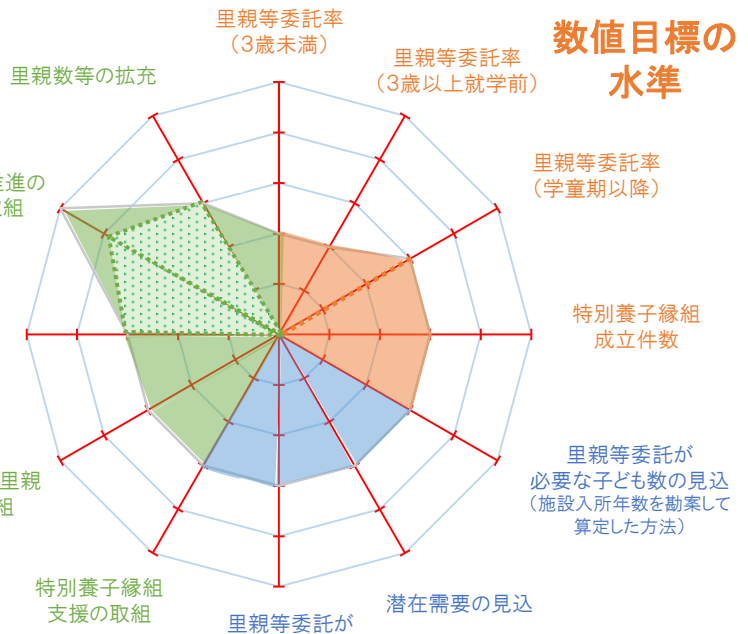
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	算式1	△
代替養育を必要とする子ども数(人)	28人	39人	223人	30人	30人	240人	30人	30人	240人	30人	30人	240人		(注) 施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	8人	8人	60人	10人	10人	70人	12人	12人	80人		算式2	△
里親等委託子ども数(人)	2人	4人	37人	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注) 子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	7.1%	10.3%	16.6%	26.7%	26.7%	25.0%	33.3%	33.3%	29.2%	40.0%	40.0%	33.0%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	1件			増加見込み			増加見込み			増加見込み					

(※1) 潜在的需要の有無欄の見方
 ○: 潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △: 潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×: 潜在需要を見込んでいない

(※2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○: 具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △: 具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×: 算定していない

(参考) 3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・ 26.7%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)		里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的取組	項目	具体的取組	
現状	広報 リクルート	・平成27年度から、家庭支援総合センターに里親委託推進チームを設置し、各児童相談所の里親担当児童福祉司、京都府内の乳幼児及び児童養護施設に配置した3名の里親支援専門相談員と協同しながら里親支援を強化している。	広報	・市町村や医療機関、学校等とも連携を強め、里親制度についての広報活動や説明会の積極的な実施。 ・家庭における養育が子どもの育ちに重要な役割を担う意義深い活動であることについて理解を深め、積極的に関わる気運を高める講演会等の開催。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 112世帯 委託里親数 29世帯 ファミリーホーム 1か所 《今後の目標》 登録里親数 増加見込み 委託里親数 増加見込み ファミリーホーム 増加見込み
	研修 トレーニング	・市町村と連携した研修事業の実施。 ・家庭生活体験事業や一時保護委託を積極的に活用し、未委託里親の養育経験の蓄積や養育に対するイメージづくりを図る。	研修 トレーニング	・市町村と連携した研修事業の実施。 ・家庭生活体験事業や一時保護委託を積極的に活用し、未委託里親の養育経験の蓄積や養育に対するイメージづくりを図る。	増加見込み 増加見込み 増加見込み
	マッチング	・週末や学校の休業期間に、施設入所児童が家庭生活を体験する家庭生活体験事業の普及を図り、児童の自立支援及び健全育成を図る。	マッチング	・週末や学校の休業期間に、施設入所児童が家庭生活を体験する家庭生活体験事業の普及を図り、児童の自立支援及び健全育成を図る。	
今後の取組	訪問 相談支援	・里親の新規開拓から子どもとのマッチング、委託後の支援に至るまで一體的、継続的に進めるため、里親委託推進チーム、児童相談所、里親支援専門相談員、児童家庭支援センター等の連携強化による包括的な里親支援体制(フォスタリング体制)の構築について、取組を進めていく。	訪問 相談支援	・里親支援専門相談員を乳幼児及び児童養護施設に引き続き計画的に配置し、里親支援専門相談員と児童相談所が連携して、里親宅訪問や里親からの養育相談受付等の里親への支援を推進する。	特別養子縁組支援の取組
	施設における 里親支援の取組等	・里親支援専門相談員が施設児童に対して、ホームステイ里親へのマッチング(家庭生活体験事業)。 ・里親支援専門相談員は委託里親宅への家庭訪問や電話・メール連絡(定期的又は必要に応じて回数を増やして対応)・児童福祉司との連携を図りながらの里親支援など、施設と里親の橋渡し役としての役割を担っている。	施設における 里親支援の取組等	・里親支援専門相談員が施設児童に対して、ホームステイ里親へのマッチング(家庭生活体験事業)。 ・里親支援専門相談員は委託里親宅への家庭訪問や電話・メール連絡(定期的又は必要に応じて回数を増やして対応)・児童福祉司との連携を図りながらの里親支援など、施設と里親の橋渡し役としての役割を担っている。	・同意しない実親への取得、手続が進まないケースについての助言や真実告知等の支援を実施。 ・各児童相談所に里親専任の児童福祉司を配置し、必要な里親を確保するとともに、子どもとのマッチングから養子縁組成立に至るまで、きめ細やかな支援を行う。

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【大阪府】

里親等委託率の数値目標等

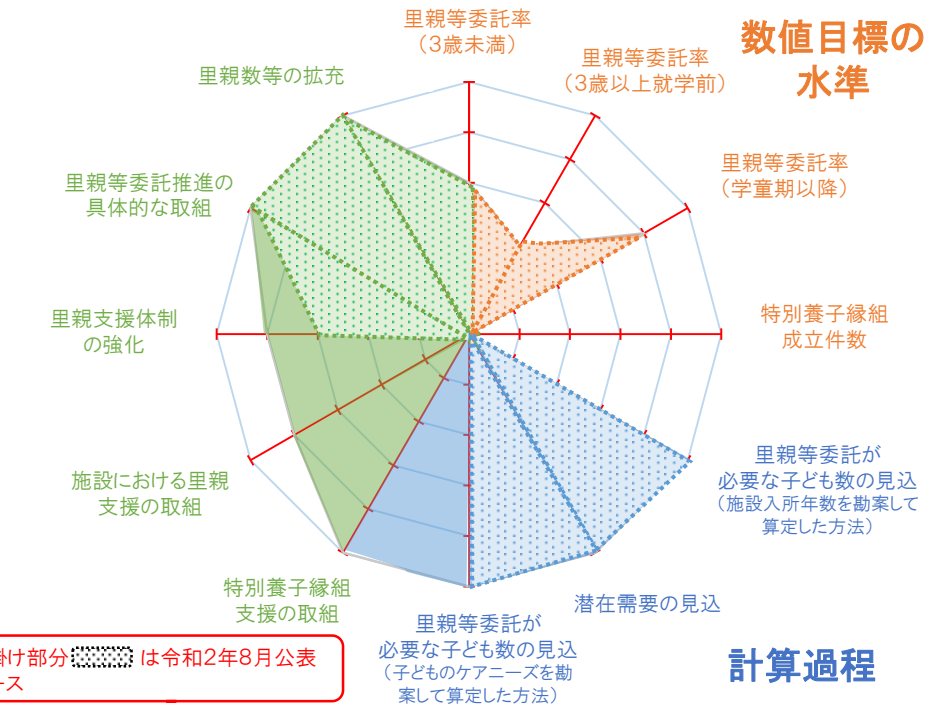
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1	算式2	算式1・2以外
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	-	-	-	114,692人	124,378人	568,053人	113,127人	122,680人	560,300人	110,847人	120,208人	549,009人	×	×	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	1,381人			165人	198人	1,066人	164人	197人	1,062人	163人	196人	1,056人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	○	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	119人	106人	512人	119人	105人	510人	118人	105人	507人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○	○
里親等委託子ども数(人)	161人			377人			-	-	-	590人				×	×	×
里親等委託率(%)	11.6%			47.0%	28.0%	24.0%	-	-	-	64.0%	44.0%	38.0%		×	×	×
特別養子縁組の成立件数	11件(普通養子縁組含む)			-			-			-						

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・47.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスターリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	・里親会、フォスターリング機関、里親支援専門相談員、市町村等と連携し、広く効果的な広報啓発活動を実施。 ・B型フォスターリング機関の取組の推進に向け、実績に応じた加算制度の実施。 ・養子縁組里親機関によるシンポジウムや医療・保健従事者向け学習会への協力により養子縁組里親を開拓。		(実績) (令和元年度) 登録里親数 256世帯 委託里親数 107世帯 ファミリーホーム 13か所 (今後の目標) (令和6年度末) 登録里親数 683世帯 委託里親数 記載なし ファミリーホーム 記載なし (令和8年度末) 登録里親数 記載なし 委託里親数 記載なし ファミリーホーム 記載なし (令和11年度末) 登録里親数 1045世帯 委託里親数 記載なし ファミリーホーム 記載なし
	研修 トレーニング	・A型フォスターリング機関による取組に加えて、B型フォスターリング機関の持つ専門性や実践理論・資源を活用した研修を実施。 ・経験豊富な養育里親経験者に対して専門里親に向けた研修を実施。		特別養子縁組支援の取組
	マッチング	・新規措置時における積極的な里親委託を検討。 ・乳児院入所児童の里親への早期措置変更アセスメントの実施。 ・市町村における特定妊婦支援において里親制度の理解促進に加え、子ども家庭センターにおいて保護者に対する丁寧な説明を行うための職員研修を実施。 ・里親委託検討時のアセスメントツールの活用や子ども家庭センター間での里親情報の共有の徹底。 ・未委託の里親家庭の状況把握及び再アセスメントの実施。		・養子縁組里親に特化したフォスターリング機関の設置 (令和元年度に特別養子制度改正に伴う児童相談所の対応を検討するワーキンググループを立ち上げ、事例の検討や課題の整理等を行った。(令和元年度7回、令和2年度9回実施))
今後の取組	訪問 相談支援	・受託中の里親への訪問支援等の強化や、必要に応じたレスパイトケアの活用を調整。 ・安全確認チェックリスト等の活用により委託児童の年齢や発達に応じた安全配慮を検討。		
	施設における里親支援の取組等	・里親支援専門相談員配置施設をB型フォスターリング機関として指定する。 ・令和2年度より、B型フォスターリング機関による里親支援体制を強化するため、活動内容や目標値を整理。 ・施設周辺地域における里親制度の広報・リクルート活動。 ・児童相談所と連携した里親登録に向け調査の実施。 ・児童相談所と連携して所属里親のマッチングの実施。委託後支援の中心を担う。 ・ファミリーホームや児童相談所の登録里親家庭への訪問支援。		

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【兵庫県】

里親等委託率の数値目標等

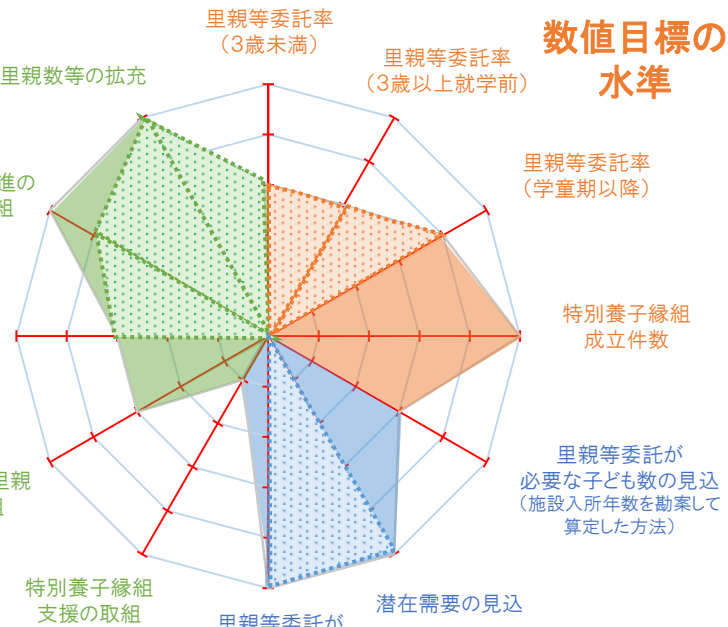
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式	採用法
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	614,948人			548,301人			-			513,504人			○	算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	104人	203人	896人	104人	203人	896人	104人	203人	896人	104人	203人	896人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	14人	33人	166人	39人	66人	306人	46人	77人	353人	58人	95人	422人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	14人	33人	166人	39人	66人	306人	46人	77人	353人	58人	95人	422人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	19.2%			37.5%	32.5%	34.2%	44.2%	37.9%	39.4%	55.8%	46.8%	47.1%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	9件			31件			-			-					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・74.9%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームが所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	一般県民向けの啓発・広報のほか、児童家庭支援センターにおいて、管轄市町等の関係機関とのネットワークなどを活かして、こども家庭センターと連携し、里親制度普及研修会、地区里親研修、交流会、広報活動などを実施。		《実績》 (令和元年度) 登録里親数 403世帯 委託里親数 134世帯 ファミリーホーム 11か所 《今後の目標》 (令和6年度末) 登録里親数 628世帯 委託里親数 244世帯 ファミリーホーム 12か所 (令和8年度末) 登録里親数 718世帯 委託里親数 290世帯 ファミリーホーム 12か所 (令和11年度末) 登録里親数 849世帯 委託里親数 357世帯 ファミリーホーム 12か所
	研修 トレーニング	里親(候補者を含む)対象の研修業務を公益社団法人家庭養育促進協会に委託し、未委託里親へのトレーニング等の各種研修を実施するなどにより、里親のスキルアップを図り、適切な子どもの養育が実践できる里親を育成し、里親委託に結びつく里親数の増加を目指す。		
	マッチング	里親支援専門相談員を全ての児童養護施設及び乳児院に配置し、施設入所児童の里親委託を推進。 児童養護施設・乳児院の設備として、親子訓練室等の整備を行うことで家庭復帰に向けた「アセスメント」や支援を拡充するとともに、里親委託を目指す候補児童の里親マッチングの場として活用する。		特別養子縁組支援の取組
今後の取組	訪問 相談支援	里親支援専門相談員を全ての児童養護施設及び乳児院に配置し、里親支援専門相談員を通じて里親登録につながる候補者のリクルート、委託後の里親家庭への訪問支援等を実施する。 里親会で実施する里親サロン等を活用し、定期的な里親同士の相互交流の場を設け、情報交換を図る。		「里親・養子縁組推進会議」を設置し、思わぬ妊娠や若年妊娠で出産後もリスクを抱える母子等について、里親や特別養子縁組を含め、産婦人科医等の医療機関とこども家庭センターが緊密に連携するための養育システムを構築した。
	施設における 里親支援 の取組等	里親支援専門相談員もフォスタリング機関の一つと位置づけ、管轄内での里親の新規開拓、実習に同行しての助言及びアセスメント、委託後の個別支援等を行っている。		

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【奈良県】

里親等委託率の数値目標等

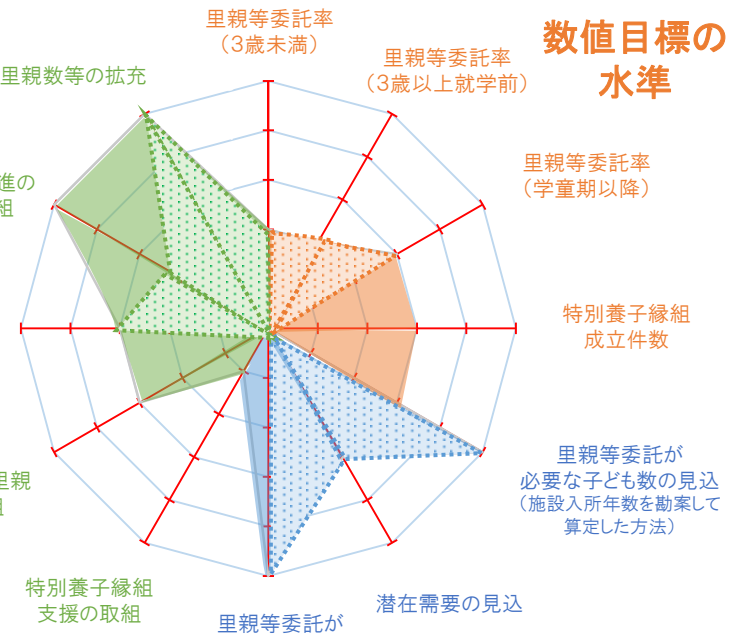
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	199,558人			—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	算式1	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	333人			33人	45人	228人	—	—	—	32人	43人	218人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	58人			9人	9人	58人	—	—	—	15人	18人	67人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	17.4%			27.0%	20.0%	25.0%	—	—	—	47.0%	42.0%	31.0%	算式1・2以外	○	○
特別養子縁組の成立件数	2件			—			—			—					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・27.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	・里親制度啓発パンフレット及びビデオを作成し、里親月間に合わせて駅、大学の学祭等17箇所で開催 ・里親制度説明会を県内10箇所で開催 ・里親制度啓発パンフレット、ポスター、マスクを作成し、県内市町村及びイオンモールに配布 ・会場での里親制度説明会は自費し、個別での説明会を実施。		(実績) (令和元年度) 登録里親数 131世帯 委託里親数 35世帯 ファミリーホーム 5か所 (今後の目標) (令和6年度末) 登録里親数 146世帯 委託里親数 50世帯 ファミリーホーム 記載なし
		・基礎・登録前研修4回開催(講義修了66名、実習修了46名) ・更新研修3回開催(講義修了39名) ・里親トレーニング講座3回開催(講義修了13名)		(令和8年度末) 登録里親数 146世帯 委託里親数 50世帯 ファミリーホーム 記載なし
	マッチング	・里親登録前調査(初回面接、家庭訪問調査、欠格調査等) ・里親家庭への訪問(フォスタリング機関との連携) ・児童と里親のマッチング(訪問調査、電話調査による意向確認等)		(令和11年度末) 登録里親数 161世帯 委託里親数 66世帯 ファミリーホーム 記載なし
	訪問 相談支援	・包括的な里親支援業務(フォスタリング業務)の実施体制を早期に構築し、里親が子どもに養育の養育を提供するために適切な支援を受けられるよう、里親支援を強化していく。 ・児童虐待防止体制総合強化プランに基づき、里親養育支援のための児童福祉司の必要な配置を進めていく。		特別養子縁組支援の取組
今後の取組	施設における里親支援の取組等	・里親支援専門相談員が里親家庭訪問、メールでの相談・助言、里親制度説明会、各種研修への講師としての参加、里親会への行事参加、おしゃべり広場への参加、駅や大学祭での広報を実施。		平成30年度から「養子縁組民間あっせん機関支援事業」を実施しており、障害児や医療的ケア児等特別な支援を要する子どもを対象にあっせん及び成立前・成立後の支援を実施。

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【和歌山県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		○	算式1 ×	算式2 ○
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	19,412人	28,499人	90,293人	19,402人	27,923人	82,494人	19,030人	27,503人	80,881人	18,405人	26,724人	79,177人				
代替養育を必要とする子ども数(人)	36人	84人	309人	35人	82人	302人	35人	82人	301人	35人	82人	301人				
里親等委託が必要な子ども数(人)	20人	39人	130人	12人	27人	93人	15人	32人	106人	20人	39人	127人				
里親等委託子ども数(人)	3人	16人	58人	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
里親等委託率(%)	8.3%	19.0%	18.8%	32.0%	32.7%	30.5%	41.4%	38.2%	35.1%	55.6%	46.4%	42.1%				
特別養子縁組の成立件数	4件			6件			—			6件						

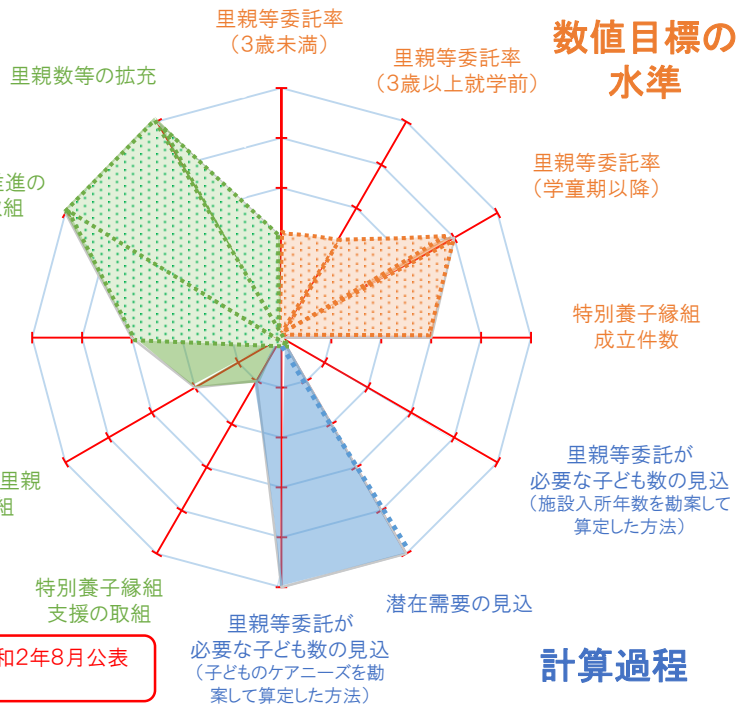
(※1) 潜在的需要の有無欄の見方
 ○: 潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △: 潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×: 潜在需要を見込んでいない

(※2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○: 具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △: 具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×: 算定していない

(参考) 3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・64.6%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容

数値目標の水準



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	・里親制度への県民の理解を深め、社会全体で里親家庭を支える意識の醸成を図るため、テレビ、ラジオ、広報誌、SNSなどの活用と併せて、里親支援機関、市町村、里親会などと連携し、広く周知を行う。 ・里親制度の理解を深めるために、里親支援機関において、県内各地で里親制度説明会を開催する。また、各種団体・企業などに対して、里親制度の出前講座を併せて実施する。		《実績》 (令和元年度) 登録里親数 138世帯 委託里親数 38世帯 ファミリーホーム 6か所 《今後の目標》 (令和6年度末) 登録里親数 198世帯 委託里親数 70世帯 ファミリーホーム 6か所 (令和8年度末) 登録里親数 228世帯 委託里親数 85世帯 ファミリーホーム 6か所 (令和11年度末) 登録里親数 270世帯 委託里親数 108世帯 ファミリーホーム 6か所
	研修 トレーニング	・里親等の養育技術の習熟度に応じた研修や乳幼児、児童養護施設等での実習、里親サロンなど里親同士の交流会を通して里親等の養育力の向上を図る。 ・未委託里親のトレーニングの場となりうる施設入所児童家庭生活体験事業などの活用を児童養護施設等に促し、里親と児童が交流を深める機会とするとともに、未委託里親が委託を受けるために必要な養育経験の蓄積、委託意欲の向上につなげる。		
	マッチング	・里親等委託に当たっては、親権者に対し、児童相談所の児童福祉司等が里親制度について丁寧な説明を行い、里親等委託の同意を得るよう努める。		
今後の取組	訪問 相談支援	・里親のリクルートから里親等への訪問支援、親子の再統合に向けた面会交流支援など、一貫性・継続性のある里親支援体制を構築するため、児童と里親とのマッチングなどを行う里親委託推進等事業など、里親支援機関の担う業務を拡充する。		特別養子縁組支援の取組
	施設における 里親支援 の取組等	・フォスタリング機関と連携した、普及啓発活動や研修の実施、委託後訪問など里親に対する相談支援や里親登録前研修における実習機関として取り組んでいる。		・児童相談所において十分なアセスメントを行い、委託前の交流期間や縁組成立後の支援。

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【鳥取県】

里親等委託率の数値目標等

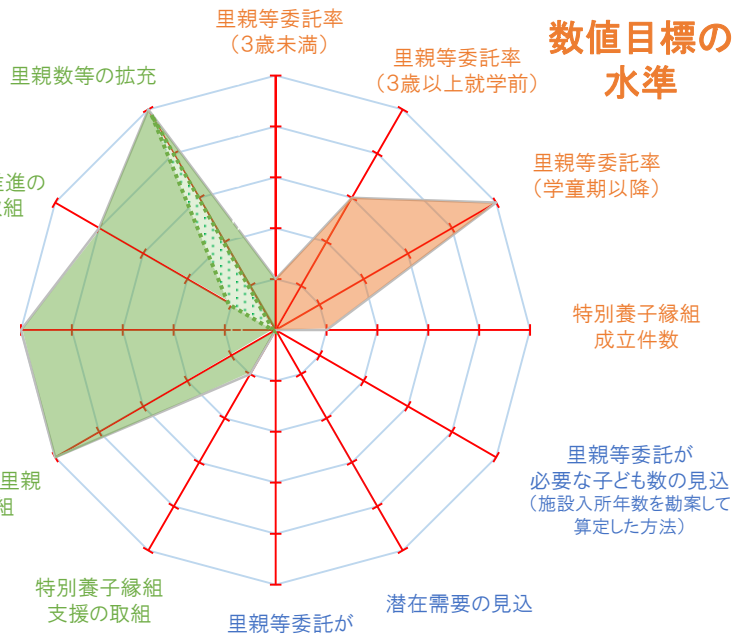
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1	算式2	目標値採用
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	13,162人	18,247人	55,385人	12,177人	17,064人	51,115人	11,818人	16,573人	49,943人	11,451人	15,852人	48,139人	×	算式1	×	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	23人	48人	181人	36人	51人	152人	35人	49人	149人	34人	47人	143人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	人	12人	50人	5人	20人	70人	11人	24人	76人	20人	28人	87人		算式2	×	△
里親等委託子ども数(人)	人	12人	50人	5人	20人	70人	11人	24人	76人	20人	28人	87人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	0.0%	25.0%	27.6%	13.9%	39.2%	46.1%	31.4%	49.0%	51.0%	58.8%	59.6%	60.8%		算式1・2以外	△	○
特別養子縁組の成立件数	3件			2件			2件			2件						

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・32.6%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



数値目標の水準

里親等委託率(学童期以降)

特別養子縁組成立件数

里親等委託が必要な子ども数の見込(施設入所年数を勘案して算定した方法)

計算過程

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数	
	項目	具体的な取組			
現状	広報 リクルート	・里親制度の啓発物品の配布や講演会・説明会の参加者の中から里親に興味を持たれた方に対し、里親研修や登録を勧めている。	・法定研修の他、スキルアップ研修、フォスタリングチェンジプログラムを実施している。	《実績》 (令和元年度) 登録里親数 105世帯 委託里親数 37世帯 ファミリーホーム 3か所 《今後の目標》 (令和6年度末) 登録里親数 117世帯 委託里親数 41世帯 ファミリーホーム 4か所 (令和11年度) 登録里親数 142世帯 委託里親数 50世帯 ファミリーホーム 6か所	
		研修 トレーニング	・2か所目の里親支援機関の設置について検討して。 ・令和3年度に3つの児童相談所のうち1つの児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置する。令和4年度以降、他の児童相談所への配置についての検討を行い、里親等を支援する機関の機能強化と質の高い里親等養育が提供できる体制整備に努める。	※具体的な記載なし	特別養子縁組支援の取組
		訪問 相談支援	・里親制度の啓発物品の配布や講演会・説明会の参加者の中から里親に興味を持たれた方に対し、里親研修や登録を勧めている。	・法定研修の他、スキルアップ研修、フォスタリングチェンジプログラムを実施している。	・里親と生活が今後も極めて難しい児童については、十分なアセスメントを行い、特別養子縁組が適当と判断される場合は、特別養子縁組の成立に向けてケースワークを行っている。
今後の取組	広報、普及啓発、自施設の里親委託推進、里親宅への措置変更児童のアフターフォロー、里親会の補助、施設がある地域の里親への支援を行っている。	・里親等養育が提供できる体制整備に努める。	・里親等養育が提供できる体制整備に努める。	・里親等養育が提供できる体制整備に努める。	
	施設における里親支援の取組等	・里親等養育が提供できる体制整備に努める。	・里親等養育が提供できる体制整備に努める。	・里親等養育が提供できる体制整備に努める。	

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【島根県】

里親等委託率の数値目標等

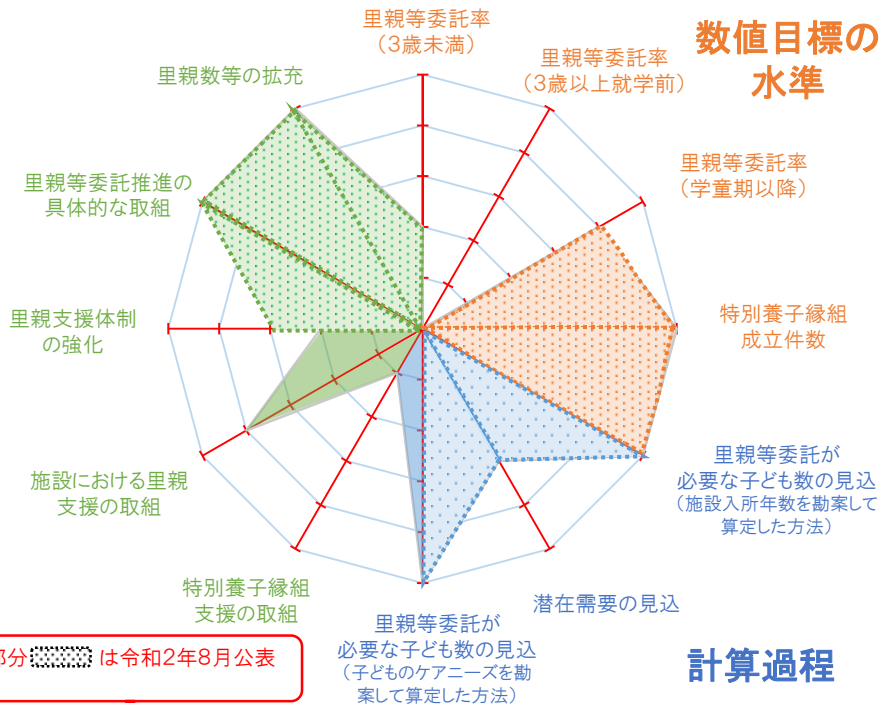
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1 ○ (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	算式2 ○ (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	109,006人			103,156人			100,713人			96,621人			△		
代替養育を必要とする子ども数(人)	20人	35人	120人	25人	39人	147人	24人	38人	144人	23人	37人	138人		算式2	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		算式1・2以外	×
里親等委託子ども数(人)	4人	6人	31人	9人	10人	49人	10人	10人	52人	12人	12人	55人			
里親等委託率(%)	20.0%	17.1%	25.8%	35.0%	—	33.0%	41.0%	—	36.0%	概ね50%以上	—	概ね40%以上			
特別養子縁組の成立件数	1件			6件			—			9件					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・70.9%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスターリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	・子育てに関係が深い関係職種への里親制度の周知を図る。 ・市町村関連媒体での啓発、街頭でのリーフレット配布。 ・里親会HPでの啓発、里親会便りの発行、出前講座・体験発表会の開催。 ・里親月間でのPR(パネル展示、街頭啓発)		(実績) (令和元年度末) 登録里親数 125世帯 委託里親数 36世帯 ファミリーホーム 2か所 (今後の目標) (令和6年度末) 登録里親数 148世帯 委託里親数 50世帯 ファミリーホーム 3か所
	研修 トレーニング	・民間施設A型による基礎研修、登録前研修、更新研修の実施 ・ショートステイなどの短期支援事業の受け入れやレスパイトの際の相互協力を進めていく。		(令和11年度末) 登録里親数 178世帯 委託里親数 59世帯 ファミリーホーム 3か所
今後の取組	マッチング	・児童相談所と民間施設の協働による児童と里親のマッチング ・家庭生活体験事業の活用(施設機能強化推進費、県単独事業) ・児童養護施設等の行事への里親の参加。		特別養子縁組支援の取組
	訪問 相談支援	・養育里親、親族里親、養子縁組里親、専門里親それぞれのニーズを把握し、ニーズに対するアプローチを行う。 ・児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、令和4年度までに各児童相談所に里親養育支援のための児童福祉司を配置する。 ・先輩里親の訪問及び相談支援を実施。		・特別養子縁組制度の周知を図るための啓発用リーフレットを作成し、関係機関へ配布している。 ・今後は、県外の養子縁組民間あつせん機関との連携にも取り組む。
施設における里親支援の取組等	施設における里親支援の取組等	・里親支援専門相談員を令和元年度から2名配置している。 ・主な活動内容は、里親研修会、報告会、交流会への参加、委託里親宅への家庭訪問。 ・里親支援専門相談員の役割は、里親制度の普及啓発、里親委託促進、里親家庭訪問支援、里親と児童の相互交流促進としている。		
	施設における里親支援の取組等	・1中学校区1里親を目指し、市町村における子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)の里親活用や、レスパイトの際の里親相互協力などを進める。 ・関係機関(里親会、里親支援専門相談員、里親支援事業受託機関、市町村児童相談担当課、児童相談所等)の連携を深める。		

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【岡山県・岡山市】

里親等委託率の数値目標等

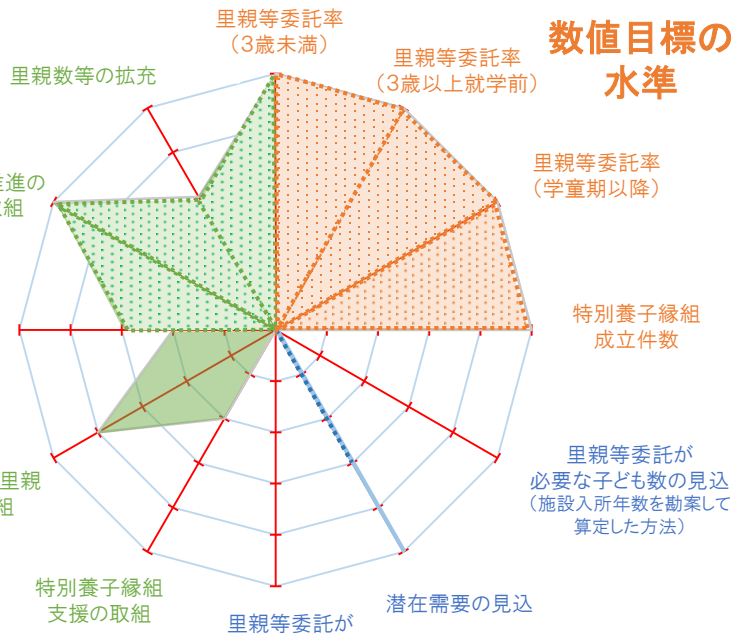
	実績 (令和元年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1	算式2	算式1・2以外
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	44,831人	45,885人	202,388人	41,061人	43,218人	192,313人	40,390人	41,782人	187,929人	39,847人	40,634人	180,696人	○	算式1 ×	目標値採用	
代替養育を必要とする子ども数(人)	40人	49人	365人	70人	74人	325人	69人	72人	317人	68人	69人	305人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	14人	15人	85人	53人	46人	89人	52人	54人	96人	51人	52人	105人		算式2 ×		
里親等委託子ども数(人)	14人	15人	85人	53人	46人	89人	52人	54人	96人	51人	52人	105人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	35.0%	30.6%	23.3%	75.0%	62.0%	27.0%	75.0%	75.0%	30.0%	75.0%	75.0%	34.0%		○		
特別養子縁組の成立件数	5件			15件			15件			15件				○	○	

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・80.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

数値目標の水準

里親等委託率(3歳未満)
 里親等委託率(3歳以上就学前)
 里親等委託率(学童期以降)
 特別養子縁組成立件数
 里親等委託が必要な子ども数の見込(施設入所年数を勘案して算定した方法)
 潜在需要の見込
 里親等委託が必要な子ども数の見込(子どものケアニーズを勘案して算定した方法)
 計算過程

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数	
	項目	具体的な取組			
現状	広報 リクルート	・学校、企業等を含む地域社会が、幅広く里親制度の理解を深めることを目的とした説明会等を、児童相談所とフォスタリング機関、児童養護施設等が里親と協働して開催する。また、地域イベントも積極的に参加し、里親制度の周知啓発を図る。 ・保育士や教員等、地域で子どもに携わる専門職等を対象とした里親制度の説明会を開催し、より専門的な支援ができる里親のリクルート活動を積極的に実施する。	・子どもを養育していく過程で、里親が直面する様々な課題へ、適切な関わり方が持てるような内容の研修を実施する。 ・研修では、心に備え負っている子どもや障害等を持つ子どもの理解、乳幼児及び児童養護施設等で蓄積された支援方法の伝達等、子どもの育ちのニーズを満たし、養育の質を確保するために必要な実践的で多彩なプログラムを実施する。 ・委託里親と未委託里親との交流会や研修、トレーニング等の機会を設定する。 ・未委託里親へのフォローアップ研修の実施を検討する。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 221世帯 委託里親数 68世帯 ファミリーホーム 7か所	
	研修 トレーニング	・子どもを養育していく過程で、里親が直面する様々な課題へ、適切な関わり方が持てるような内容の研修を実施する。 ・研修では、心に備え負っている子どもや障害等を持つ子どもの理解、乳幼児及び児童養護施設等で蓄積された支援方法の伝達等、子どもの育ちのニーズを満たし、養育の質を確保するために必要な実践的で多彩なプログラムを実施する。 ・委託里親と未委託里親との交流会や研修、トレーニング等の機会を設定する。 ・未委託里親へのフォローアップ研修の実施を検討する。	・子どもを養育していく過程で、里親が直面する様々な課題へ、適切な関わり方が持てるような内容の研修を実施する。 ・研修では、心に備え負っている子どもや障害等を持つ子どもの理解、乳幼児及び児童養護施設等で蓄積された支援方法の伝達等、子どもの育ちのニーズを満たし、養育の質を確保するために必要な実践的で多彩なプログラムを実施する。 ・委託里親と未委託里親との交流会や研修、トレーニング等の機会を設定する。 ・未委託里親へのフォローアップ研修の実施を検討する。	(今後の目標) 登録里親数 ※具体的な記載なし ファミリーホーム ※具体的な記載なし	
	マッチング	・児童相談所は、子どもを里親に委託するにあたって、双方が安心できる丁寧な説明と、十分な情報提供を行う。特に子どもへは、実親を含む家族との関係や将来の不安が少なくなるように、子どものペースに合わせて、より一層丁寧な説明を行う。	・児童相談所は、子どもを里親に委託するにあたって、双方が安心できる丁寧な説明と、十分な情報提供を行う。特に子どもへは、実親を含む家族との関係や将来の不安が少なくなるように、子どものペースに合わせて、より一層丁寧な説明を行う。	・児童相談所は、子どもを里親に委託するにあたって、双方が安心できる丁寧な説明と、十分な情報提供を行う。特に子どもへは、実親を含む家族との関係や将来の不安が少なくなるように、子どものペースに合わせて、より一層丁寧な説明を行う。	
	訪問 相談支援	・子どもと実親、里親の意見を十分に尊重しながら、地域の子ども支援者等の意見を踏まえた養育支援計画を作成する。また、実施状況を十分にモニタリングし、目的の達成状況から、支援効果の客観的な評価を行うなど、定期的な見直しを行う。 ・子どもの育ちのニーズと現状について、一貫性のあるアセスメントを実施できる養育支援担当者や里親養育支援児童福祉司の育成を推進する。	・子どもと実親、里親の意見を十分に尊重しながら、地域の子ども支援者等の意見を踏まえた養育支援計画を作成する。また、実施状況を十分にモニタリングし、目的の達成状況から、支援効果の客観的な評価を行うなど、定期的な見直しを行う。 ・子どもの育ちのニーズと現状について、一貫性のあるアセスメントを実施できる養育支援担当者や里親養育支援児童福祉司の育成を推進する。	・子どもと実親、里親の意見を十分に尊重しながら、地域の子ども支援者等の意見を踏まえた養育支援計画を作成する。また、実施状況を十分にモニタリングし、目的の達成状況から、支援効果の客観的な評価を行うなど、定期的な見直しを行う。 ・子どもの育ちのニーズと現状について、一貫性のあるアセスメントを実施できる養育支援担当者や里親養育支援児童福祉司の育成を推進する。	特別養子縁組支援の取組
施設における 里親支援の取組	・乳幼児及び児童養護施設で里親支援専門相談員の配置を推進する。 ・里親委託等推進委員会において、施設や児童相談所等関係機関が里親委託推進の目標や実施方法を共有するとともに、里親等への委託の円滑な推進に向けて連携して取り組む。	・乳幼児及び児童養護施設で里親支援専門相談員の配置を推進する。 ・里親委託等推進委員会において、施設や児童相談所等関係機関が里親委託推進の目標や実施方法を共有するとともに、里親等への委託の円滑な推進に向けて連携して取り組む。	・乳幼児及び児童養護施設で里親支援専門相談員の配置を推進する。 ・里親委託等推進委員会において、施設や児童相談所等関係機関が里親委託推進の目標や実施方法を共有するとともに、里親等への委託の円滑な推進に向けて連携して取り組む。	・市町村や児童相談所、保健医療機関等の関係者が、養子縁組や特別養子縁組の制度を正しく理解するための機会を設定し、認知度の向上を図る。 ・養子縁組や特別養子縁組に際して、子どもの年齢や理解力に応じた「意見を聴かれる権利」を保障する。 ・養親は子どもとの血縁関係がないことや実親との比較等、養親特有の悩みを持つことがあるため、子どもの育ちのニーズを満たすために必要な養親と実親の役割を明確にしたアセスメントに基づく、児童相談所による養育支援計画の策定を行う。	

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【広島県・広島市】

里親等委託率の数値目標等

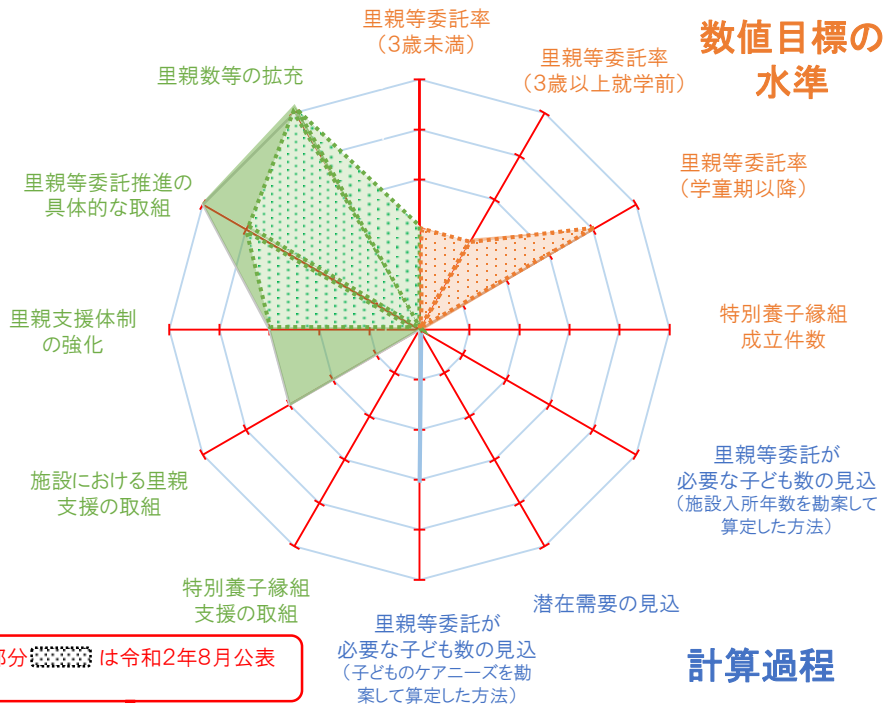
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1	算式2
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	501,299人			474,427人			-			451,221人			×	算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	61人	141人	646人	63人	148人	691人	-	-	-	60人	139人	658人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	16人	40人	188人	-	-	-	23人	54人	247人		算式2	△
里親等委託子ども数(人)	7人	21人	109人	16人	40人	188人	-	-	-	23人	54人	247人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	11.5%	15.0%	16.9%	29.0%	30.8%	30.8%	-	-	-	43.5%	44.0%	42.4%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	-			-			-			-					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームが所数
	項目	具体的な取組		
現状	里内には、里親に研修などの支援を行う民間フォスタリング機関はない。	広観 リクルート	<ul style="list-style-type: none"> 里親制度の更なる普及・啓発を図り、里親について正しく広く理解されるよう取り組む。 里親希望者を対象とした里親入門講座を開催し、先輩里親の体験談により里親の活動を具体的にイメージしてもらう。 個別相談の段階では、里親希望者の意向や家庭事情を聴取し、それに合った里親の活動の形を具体的に助言している。 令和2年10月には事業者を公募(プロポーザル)にて選定し、シンポジウムを実施した。 里親推進月間に広島県との共催で啓発イベント等を実施。 イベントにブース出展。(元年度)、FMラジオで、里親をテーマに曲を作る企画(元年度)、養育中の里親へのインタビュー(2年度)を放送、フォスタリングチェンジプログラムの様子をテレビで放映。 	<p>《実績》 (令和元年度) 登録里親数 231世帯 委託里親数 90世帯 ファミリーホーム 5か所</p> <p>《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 310世帯 委託里親数 207世帯 ファミリーホーム 7か所</p>
	研修 トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを委託した里親に対する研修や支援を充実し、子供との愛着関係の形成、養育力の向上を図るとともに、市町や地域において里親を支える環境づくりを進める。 ショートステイや一時保護委託などにより、短期間、里親が子供を預かる取組を増やし、地域の要支援家庭への支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを委託した里親に対する研修や支援を充実し、子供との愛着関係の形成、養育力の向上を図るとともに、市町や地域において里親を支える環境づくりを進める。 ショートステイや一時保護委託などにより、短期間、里親が子供を預かる取組を増やし、地域の要支援家庭への支援を行う。 	<p>《令和11年度》 登録里親数 405世帯 委託里親数 270世帯 ファミリーホーム 10か所</p>
	マッチング	<ul style="list-style-type: none"> 新生児里親委託の取組を推進し、将来にわたって実親のもとで暮らすことができない子供に対しては、特別養子縁組などによるパーマネンシー保障を重視した支援を行う。 コロナ禍で乳児院との連携が困難なこともあり、ベテラン里親の過程で未委託の里親のマッチングを実施した。 週末里親からマッチングを継続することで委託につながる事業がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 新生児里親委託の取組を推進し、将来にわたって実親のもとで暮らすことができない子供に対しては、特別養子縁組などによるパーマネンシー保障を重視した支援を行う。 コロナ禍で乳児院との連携が困難なこともあり、ベテラン里親の過程で未委託の里親のマッチングを実施した。 週末里親からマッチングを継続することで委託につながる事業がある。 	特別養子縁組支援の取組
	訪問 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭センターにおけるフォスタリング業務(啓発、リクルート、研修、マッチング、里親支援)を強化するとともに、民間委託を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> フォスタリングチェンジプログラムを実施。 里親交流会を年に3回~6回実施。 里親支援専門相談員と共に里親サロンを開催し、里親支援に協力を得ている。 	<ul style="list-style-type: none"> フォスタリングチェンジプログラムを実施。 里親交流会を年に3回~6回実施。 里親支援専門相談員と共に里親サロンを開催し、里親支援に協力を得ている。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭センターにおけるフォスタリング業務(啓発、リクルート、研修、マッチング、里親支援)を強化するとともに、民間委託を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> フォスタリングチェンジプログラムを実施。 里親交流会を年に3回~6回実施。 里親支援専門相談員と共に里親サロンを開催し、里親支援に協力を得ている。 	<ul style="list-style-type: none"> フォスタリングチェンジプログラムを実施。 里親交流会を年に3回~6回実施。 里親支援専門相談員と共に里親サロンを開催し、里親支援に協力を得ている。 	<p>望まない妊娠による相談には特別養子縁組を前提にした新生児委託をすすめている。</p> <p>また、養育里親として養育中に親権者が縁組に同意した場合は、里親の意向を確認したうえで養子縁組を進める。</p> <p>今後、不妊治療専門の医療機関等と里親制度の説明会を開催し周知を図りながら、乳児院・児童養護施設とより一層連携し、親権者との信頼関係を作り縁組同意につなげていく。</p>

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【山口県】

里親等委託率の数値目標等

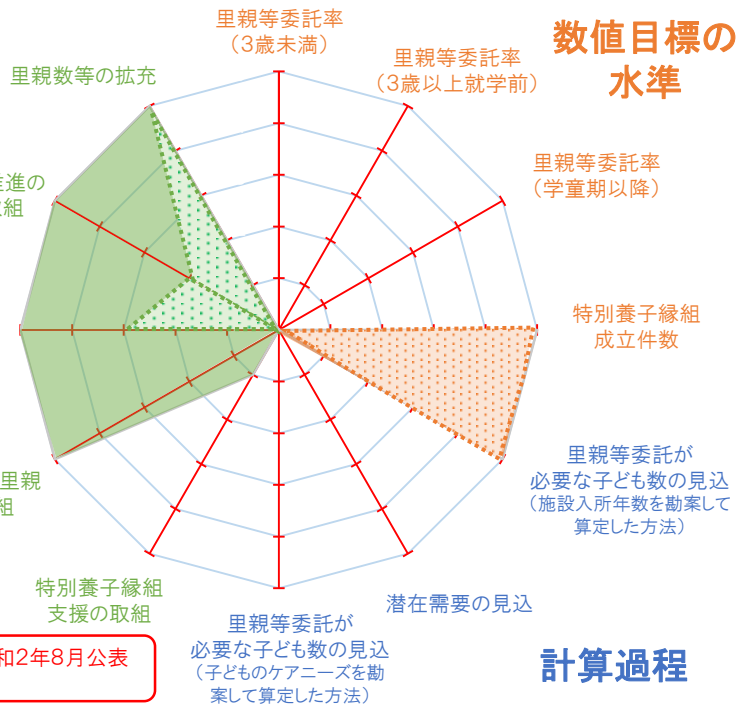
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用		
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	28,465人	30,615人	152,378人	25,580人	27,543人	141,709人	24,660人	26,559人	138,154人	23,746人	25,307人	131,425人	×	算式1	○	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	34人	50人	417人	467人			454人			433人				(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	4人	15人	83人	155人			-			195人				算式2	×	-
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-			-			-				(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	11.8%	30.0%	19.9%	33.3%			-			45.0%				算式1・2以外	×	
特別養子縁組の成立件数	2件			4件			-			4件						

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数	
	項目	具体的な取組			
現状	令和2年度から、里親養育サポートセンターレリーフが包括的にフォスタリング業務を実施している。	広報 リクルート	<ul style="list-style-type: none"> 啓発グッズ(該当啓発や研修等で配布する物)の作成 里親月間における啓発活動(広報紙への広告掲載による周知、HPでの里親家庭の紹介等) Facebookの開設。 		《実績》 (令和元年度) 登録里親数 195世帯 委託里親数 55世帯 ファミリーホーム 7か所
		研修 トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から、フォスタリング機関による研修を実施。 令和2年度は、養育力向上を目的とした研修を県内6か所で開催予定(オンライン開催含む) アドバイザーに指定しているベテラン里親を対象とした専門研修 		《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 206世帯 委託里親数 72世帯 ファミリーホーム 9か所
		マッチング	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所とフォスタリング機関がマッチングのやりとりをし、その内容を専用LANで里親支援専門相談員ら関係者と共有している。 		(令和11年度) 登録里親数 220世帯 委託里親数 88世帯 ファミリーホーム 12か所
		訪問 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 里親養育支援児童福祉司を配置するなど、里親支援体制の強化を図る。 個別ケースの支援など関係機関との適切な役割分担のもと、きめ細やかな里親支援を行う。 		特別養子縁組支援の取組
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 里親制度の普及啓発、里親のリクルート及びアセスメント、研修、委託中の里親支援、措置解除後の支援等について、児童相談所、市町、児童福祉施設、児童家庭支援センター及び里親会と連携を強化して里親支援の充実を図る。 児童相談所に加えて、民間のフォスタリング機関を設置し、里親支援業務を包括的に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設における里親支援の取組等 里親養育支援児童福祉司を配置するなど、里親支援体制の強化を図る。 個別ケースの支援など関係機関との適切な役割分担のもと、きめ細やかな里親支援を行う。 令和2年度中に県下の全施設に里親支援専門相談員を配置。 乳児院において乳幼児を養育できる里親を養成するため研修を開催。 近年、受託事例がない里親を対象に、児童養護施設において養育実習を実施。 里親支援専門相談員は、施設入所児童の里親委託の推進、退所児童(里親委託解除児童含む)のアフターケア、地域支援としての里親支援(専門的相談機関)を担う。 里親会の活動に対し、里親同士の交流や研修などの活動を行うための支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所で特別養子縁組が適当なケースについて、縁組を推進(令和元年度:2件、令和2年度:1件) 養子縁組あっせん機関におけるモデル事業に対し補助(令和元年度:1件、令和2年度:0件) 		

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【徳島県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	15,197人	21,098人	65,048人	13,784人	19,136人	58,999人	13,326人	18,501人	57,040人	12,640人	17,548人	54,102人	○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	29人	37人	207人	30人	40人	225人	28人	39人	222人	28人	38人	218人		○	(注) 施設入所年数を勘案して算定した方法
里親等委託が必要な子ども数(人)	6人	4人	25人	17人	22人	96人	-	-	-	17人	21人	93人	算式2		○
里親等委託子ども数(人)	6人	4人	25人	18人	17人	62人	17人	21人	75人	17人	21人	93人	(注) 子どものケアニーズを勘案して算定した方法		○
里親等委託率(%)	20.7%	10.8%	12.1%	60.0%	42.5%	27.6%	60.0%	55.0%	33.7%	60.0%	55.0%	43.0%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	1件			5件			-			-					

(※1) 潜在的需要の有無欄の見方
 ○: 潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △: 潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×: 潜在需要を見込んでいない

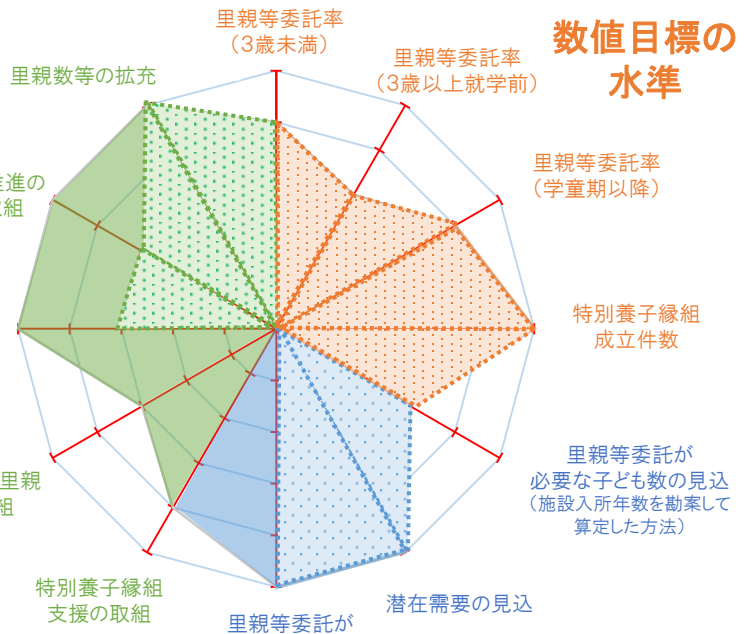
(※2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○: 具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △: 具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×: 算定していない

(参考) 3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・78.2%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容

数値目標の水準

里親等委託推進に向けた取組



	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
		項目	具体的な取組	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月1日時点では、「子ども家庭支援センターひかり」をフォスタリング機関にしている。 	広報・リクルート	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関と里親会が連携しながら里親制度の普及啓発を図り、積極的なリクルート活動を行うことができる体制を構築し、里親登録数増加に努める。 フォーラムの実施や圏域毎の定期的な里親制度説明会の実施等、一般の方向けの周知広報を充実し、里親制度の正しい理解の促進を図る。 商業施設や県が実施するイベントでのチラシやグッズ配布、パネル展の実施。 里親月間に市町村広報紙や新聞への里親記事掲載、ラジオ放送。 大学の講義で里親制度の説明や体験談の発表。 	(実績) (令和元年度) 登録里親数 66世帯 委託里親数 26世帯 ファミリーホーム 2か所 (今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 144世帯 委託里親数 72世帯 ファミリーホーム 3か所
		研修・トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> 委託後の支援について、養育の専門性を高める研修を実施する。 里親サロン主催の研修会を実施。 未委託トレーニングを実施。 	(令和11年度) 登録里親数 197世帯 委託里親数 131世帯 ファミリーホーム 5か所
今後の取組	里親支援を包括的に行い、里親委託を推進するため、次の体制整備を行い、県内全域のフォスタリング体制の構築を行う。 ① リクルートから研修、里親と里子のマッチング、委託後の支援まで一貫して里親支援を包括的に行うフォスタリング機関の設置 ② 全児童相談所への里親支援専門員の安定的な配置 ③ 全児童養護施設への里親支援専門相談員の配置 ④ 圏域ごとに里親支援の拠点となる児童家庭支援センターを設置 ・令和3年度からは「徳島赤十字乳児院」もフォスタリング機関になる予定。	マッチング	<ul style="list-style-type: none"> 月に一度、里親支援機関が集まり、委託が必要な児童に適した里親を検討している。県内児童相談所の圏域の枠を超えた委託を積極的に行い、フォスタリング機関等里親支援機関からもマッチングについて助言をもらっている。 委託前には、ケース会議や里親を含めた応援会議を、市町村で実施し、市町村の里親支援体制についても、児童相談所が調整している。 	特別養子縁組支援の取組
		訪問相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 全ての児童養護施設への里親支援専門相談員の配置を進めていく。 委託後の支援については、フォスタリング機関をはじめとする関係機関が協力的な支援を行うとともに、里親サロンの積極的な活用等、里親同士がフォローを行うことができるよう、支援の層を厚くしていくことに努める。 ガイドラインに基づいた訪問基準を最低ラインとし、必要に応じて、児童相談所とフォスタリング機関等里親支援機関が交代で家庭訪問するなどの支援を実施。 フォスタリング機関による里親サロンの実施(養育里親サロン、組里親サロン、啓発サロンのそれぞれを実施)。 	<ul style="list-style-type: none"> 商業施設や県が実施するイベントでのチラシやグッズ配布、パネル展の実施。 里親フォーラムの開催。 新生児里親委託の推進のため、里親委託予定の新生児が退院する前に、里親が医療機関に泊まり込んで育児手技の指導を受けることができる体制づくりを、R元年度より進めている(実績: 令和元年度1件)。 今後は、産婦人科医に特別養子縁組制度への理解を深めてもらうこと、産婦人科と連携した里親制度の啓発に取り組む予定。 令和6年度末までに、全児相に里親支援専門員を配置し、特別養子縁組の支援体制も構築する。
		施設における里親支援の取組等	<ul style="list-style-type: none"> 里親支援専門相談員は、入所児童における里親委託の調整や、委託後のフォローアップ、登録前里親のアセスメント(登録前研修における実習の受入)、未委託里親のトレーニングの実施や、里親研修会(登録後、里親サロン主催として)の企画を担う。 	

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【香川県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	163,605人			150,537人			146,181人			139,647人			○	算式1	△
代替養育を必要とする子ども数(人)	24人	23人	127人	199人			200人			24人	31人	145人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	7人	8人	30人	13人	12人	45人	-	-	-	17人	22人	58人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	7人	8人	30人	13人	12人	45人	-	-	-	17人	22人	58人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	29.2%	34.8%	23.6%	51.7%	39.8%	30.6%	40.5%			70.0%	70.0%	40.0%		算式1・2以外	-
特別養子縁組の成立件数	0件			4件			-			8件					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

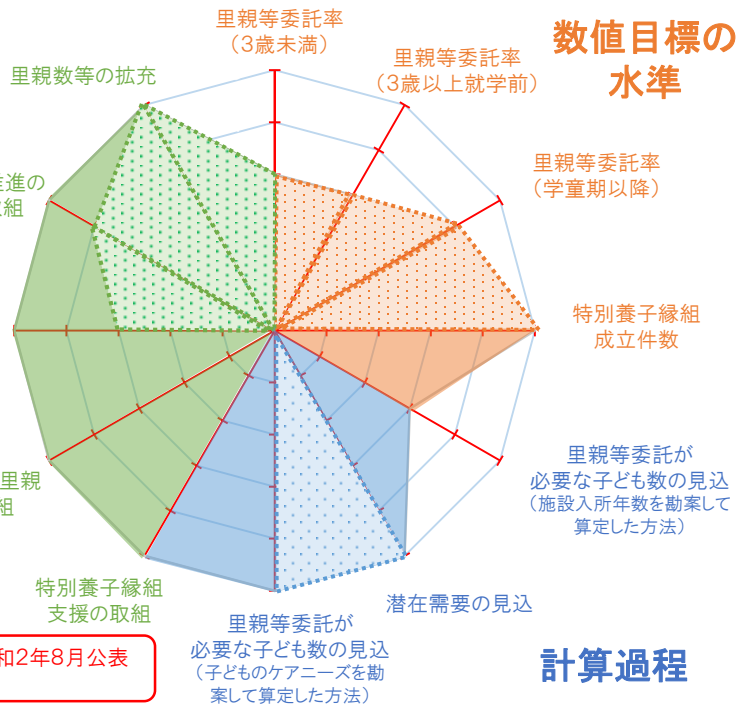
(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・73.3%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容

数値目標の水準

里親等委託推進に向けた取組



	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リポート	・地域における講演会や制度説明会を開催するなど理解促進に向けた取組の充実を図るとともに、より多くの人に関心を持ってもらえるよう、効果的な啓発や情報発信のあり方を検討し、実施する。 ・里親登録に関心のある方に対し、児童相談所において丁寧な説明を行うとともに、登録を希望する方のニーズを的確に把握し、必要な助言を行うなど、登録前の相談支援の充実を図る。 ・里親登録に合わせた児童相談所が里親制度説明会を開催しているほか、令和2年度は里親支援機関である児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センターによる身近な地域における説明会を開催している。 ・啓発リーフレットやグッズの配布、ホームページの更新を随時行っている。	・児童相談所において、委託が適当と認められる子どもがいる場合には、その子どもが入所している施設や里親支援機関との連携のもと、里親と子ども双方のアセスメントに基づき、子どもの最善の利益が図られる里親を選定し、丁寧なマッチングを行う。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 65世帯 委託里親数 24世帯 ファミリーホーム 1か所 (今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 87世帯 委託里親数※具体的な記載なし ファミリーホーム 4か所 (令和11年度) 登録里親数 112世帯 委託里親数※具体的な記載なし ファミリーホーム 6か所
	研修 トレーニング	・未委託里親に対するトレーニング研修の実施等を通じた支援の充実を図るとともに、短期間の受け入れなどによる養育経験の積み重ねを通じて、未委託里親への委託を促進する。 ・児童相談所や里親支援機関、関係機関等との連携を通じた効果的な研修の実施を推進する。 ほか	・児童相談所において、委託が適当と認められる子どもがいる場合には、その子どもが入所している施設や里親支援機関との連携のもと、里親と子ども双方のアセスメントに基づき、子どもの最善の利益が図られる里親を選定し、丁寧なマッチングを行う。	・特別養子縁組に依る相談支援についても実施する体制を構築した。
	マッチング	・児童相談所において、委託が適当と認められる子どもがいる場合には、その子どもが入所している施設や里親支援機関との連携のもと、里親と子ども双方のアセスメントに基づき、子どもの最善の利益が図られる里親を選定し、丁寧なマッチングを行う。	・特に乳児院では養育経験のない養子縁組里親とのマッチングが多いため、施設に里親が宿泊して里子と交流することを目的とした宿泊実習を実施している。	・2つの児童相談所に配置している里親養育支援児童福祉司を令和2年度からは専任とし、里親養育に相談支援の充実を図るとともに、中央児童相談所に配置している里親等委託調整員や里親支援機関と連携し、より丁寧な特別養子縁組に係る相談支援についても実施する体制を構築した。
今後の取組	フォスタリング機能における里親支援業務の中での、養育技術の向上を図るための実践的な研修や、子どもの養育方法に係る助言を行うための相談支援等については、専門的な養育技術を有する児童養護施設や乳児院等の里親支援機関において行われることが効果的であり、これらの業務については、里親支援機関に対する段階的な委託を行うとともに、将来的なフォスタリング機能のあり方についての検討を進める。	・児童相談所の里親養育支援児童福祉司や里親支援機関の里親支援専門相談員において、新たに登録を行った里親に対するきめ細かな情報提供等を行うことにより、委託前の里親に対する相談支援の充実を図る。 ・里親家庭への訪問相談支援や里親支援機関を活用した里親サロンの開催などを通じて、里親・里子の相互交流を促進する。 ・里親委託前後に児童相談所、里親支援機関、市町、子どもの所属機関等による里親応接会議を開催し、個々のケースに応じた支援内容等について検討を行う。 ・委託の訪問はケース担当福祉司と里親養育支援担当児童福祉司、里親支援機関が協力して実施。令和2年度から、各委託里親に里親支援機関を割り当て、里親支援専門相談員による継続的な訪問支援が可能になるよう、相談支援体制の充実を図った。	・令和2年度から、フォスタリング業務の一部を4法人(5か所)に委託している。広報啓発や里親支援などについて、各施設の特色を生かして展開しと協力して実施する。 ・訪問相談支援、研修、里親サロン、啓発活動等の企画を児童相談所と協力して実施する。	・特別養子縁組が成立した里親と現在子どもを受託中の里親を招き、特別養子縁組サロンを開催するなどして、相互交流を図っている。

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【愛媛県】

里親等委託率の数値目標等

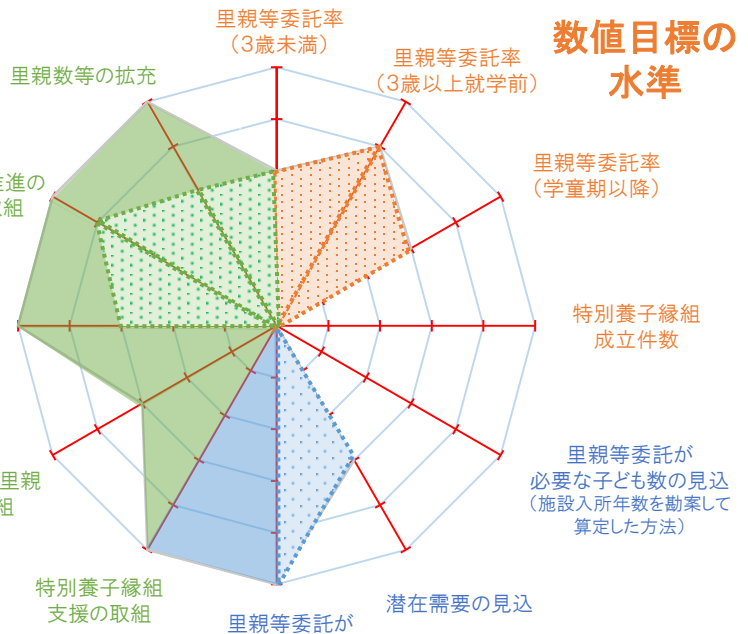
	実績 (令和元年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	28,643人	31,646人	140,947人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	43人	57人	378人	50人	61人	418人	50人	61人	418人	50人	61人	418人	(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	5人	14人	68人	24人	31人	106人	28人	37人	119人	36人	47人	139人	算式2	○	
里親等委託子ども数(人)	5人	14人	68人	24人	31人	106人	28人	37人	119人	36人	47人	139人	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		○
里親等委託率(%)	12.0%	24.6%	18.0%	48.0%	50.8%	25.4%	56.0%	60.7%	28.5%	72.0%	77.0%	33.3%	算式1・2以外	×	
特別養子縁組の成立件数	3件			-			-			-					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

数値目標の水準

里親等委託率(学童期以降)

特別養子縁組成立件数

里親等委託が必要な子ども数の見込(施設入所年数を勘案して算定した方法)

計算過程

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	・新たに代替養育を必要とする子どもにも、可能な限り学校等の生活環境を維持したまま対応できるよう、将来的には全中学校区に里親登録を拡げることを目指しながら、これまで代替養育が必要となることが多かった地域などを調査し、効果的な里親のリクルートや支援体制のあり方を研究する。 ・県ホームページ、広報誌等による広報のほか、将来的に全中学校区に里親登録を拡げることを目指し、担当者が市町等を巡回し制度説明会や講演会を行うなどして制度の普及啓発に努めている。 ・令和元年度は県内の2大学で里親関係の講演、特別授業を実施。 ・令和2年度は3市町で講演会、1大学で特別授業、1病院で医師等の関係者を交えての勉強会を実施。	・「新たな代替養育を必要とする子どもにも、可能な限り学校等の生活環境を維持したまま対応できるよう、将来的には全中学校区に里親登録を拡げることを目指しながら、これまで代替養育が必要となることが多かった地域などを調査し、効果的な里親のリクルートや支援体制のあり方を研究する。」 ・「県ホームページ、広報誌等による広報のほか、将来的に全中学校区に里親登録を拡げることを目指し、担当者が市町等を巡回し制度説明会や講演会を行うなどして制度の普及啓発に努めている。」 ・「令和元年度は県内の2大学で里親関係の講演、特別授業を実施。」 ・「令和2年度は3市町で講演会、1大学で特別授業、1病院で医師等の関係者を交えての勉強会を実施。」	(実績) (令和元年度) 登録里親数 173世帯 委託里親数 34世帯 ファミリーホーム 12箇所
	研修 トレーニング	・里親会の活動に対し、里親の種類や子育て世代のニーズに応じた交流や研修などの活動を行うための支援を検討する。 ・令和3年度からのショートステイ事業の実施を見込んだ希望者の掘り起こしに向けて準備。	・里親会の活動に対し、里親の種類や子育て世代のニーズに応じた交流や研修などの活動を行うための支援を検討する。 ・令和3年度からのショートステイ事業の実施を見込んだ希望者の掘り起こしに向けて準備。	(今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 293世帯 委託里親数 102世帯 ファミリーホーム 14箇所
	マッチング	・児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行うほか、施設入所者一覧等の中からマッチングが必要な児童を掘り起こしてマッチングの要請を行っている。 ・要対協の取組み事例の中から、親族里親(祖父母等が養育)、養育里親(叔父叔母等が養育)の事例を抜き出して個別に里親委託に結び付けている。	・児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行うほか、施設入所者一覧等の中からマッチングが必要な児童を掘り起こしてマッチングの要請を行っている。 ・要対協の取組み事例の中から、親族里親(祖父母等が養育)、養育里親(叔父叔母等が養育)の事例を抜き出して個別に里親委託に結び付けている。	(令和11年度) 登録里親数 413世帯 委託里親数 144世帯 ファミリーホーム 14箇所
	訪問 相談支援	・乳幼児の積極的な里親委託の推進にあたっては、養育経験のない里親もいることを踏まえ、里親の養育スキルの向上や養育支援について、乳幼児、児童養護施設の協力体制は不可欠であり、全施設における里親支援専門相談員の配置を推進する。	・乳幼児の積極的な里親委託の推進にあたっては、養育経験のない里親もいることを踏まえ、里親の養育スキルの向上や養育支援について、乳幼児、児童養護施設の協力体制は不可欠であり、全施設における里親支援専門相談員の配置を推進する。	・「児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行うほか、施設入所者一覧等の中からマッチングが必要な児童を掘り起こしてマッチングの要請を行っている。」 ・「要対協の取組み事例の中から、親族里親(祖父母等が養育)、養育里親(叔父叔母等が養育)の事例を抜き出して個別に里親委託に結び付けている。」
今後の取組	施設における 里親支援 の取組等	・日常的な里親家庭への訪問、電話連絡等による支援活動、児担当当事者等への現状報告や支援要請の窓口としての活動。 ・乳幼児、児童養護施設を里親のリクルート、マッチング、養育支援も担う地域の代替養育の拠点と位置付け、児童相談所や里親会等の関係機関と連携しながら、地域の里親を増やしていく。 ・フォスタリング業務の民間機関への委託については、県内の関係機関の活用、里親支援の充実の状況を踏まえて将来的に検討。	・日常的な里親家庭への訪問、電話連絡等による支援活動、児担当当事者等への現状報告や支援要請の窓口としての活動。 ・乳幼児、児童養護施設を里親のリクルート、マッチング、養育支援も担う地域の代替養育の拠点と位置付け、児童相談所や里親会等の関係機関と連携しながら、地域の里親を増やしていく。 ・フォスタリング業務の民間機関への委託については、県内の関係機関の活用、里親支援の充実の状況を踏まえて将来的に検討。	・「児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行うほか、施設入所者一覧等の中からマッチングが必要な児童を掘り起こしてマッチングの要請を行っている。」 ・「要対協の取組み事例の中から、親族里親(祖父母等が養育)、養育里親(叔父叔母等が養育)の事例を抜き出して個別に里親委託に結び付けている。」 ・「乳幼児の積極的な里親委託の推進にあたっては、養育経験のない里親もいることを踏まえ、里親の養育スキルの向上や養育支援について、乳幼児、児童養護施設の協力体制は不可欠であり、全施設における里親支援専門相談員の配置を推進する。」
				・「児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行うほか、施設入所者一覧等の中からマッチングが必要な児童を掘り起こしてマッチングの要請を行っている。」 ・「要対協の取組み事例の中から、親族里親(祖父母等が養育)、養育里親(叔父叔母等が養育)の事例を抜き出して個別に里親委託に結び付けている。」 ・「乳幼児の積極的な里親委託の推進にあたっては、養育経験のない里親もいることを踏まえ、里親の養育スキルの向上や養育支援について、乳幼児、児童養護施設の協力体制は不可欠であり、全施設における里親支援専門相談員の配置を推進する。」

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【高知県】

里親等委託率の数値目標等

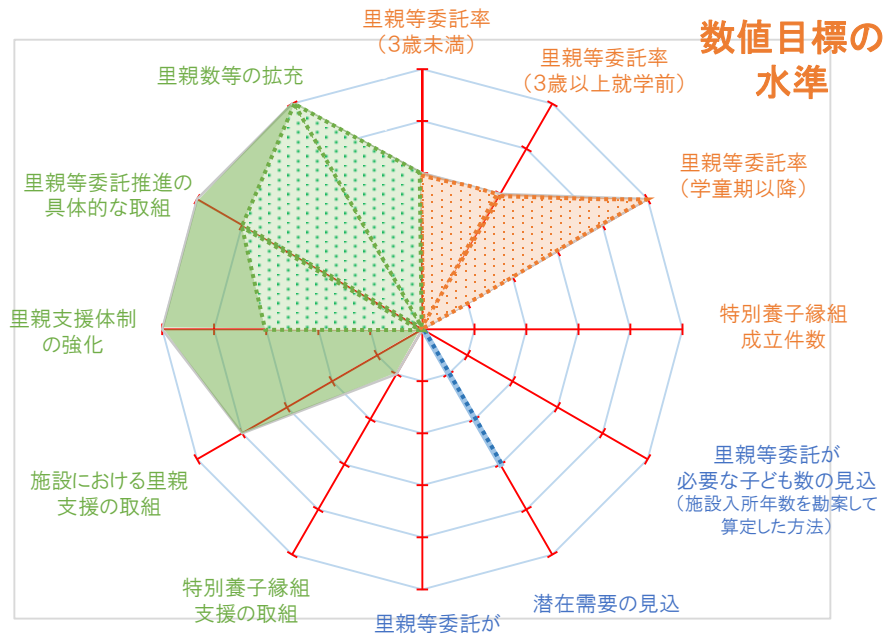
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	-			-			-			-			△	算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	25人	44人	295人	51人	50人	419人	-	-	-	57人	62人	392人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	5人	14人	50人	21人	21人	149人	-	-	-	37人	38人	191人		算式2	×
里親等委託子ども数(人)	5人	14人	50人	21人	21人	149人	-	-	-	37人	38人	191人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	20.0%	31.8%	16.9%	40.0%	40.0%	35.0%	-	-	-	65.0%	60.0%	50.0%		算式1・2以外	○
特別養子縁組の成立件数	-			-			-			-				○	

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末).....%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

数値目標の水準

計算過程

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームが所数
	項目	具体的な取組		
現状	フォスタリング業務のうち「里親のリクルート及びアセスメント」、「登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修」、「里親養育への支援」の3つの業務について、民間の社会福祉法人へ委託している。	広報リクルート	<ul style="list-style-type: none"> 里親家庭を必要とする子どもに対して十分な数の里親家庭等の確保を進める。 里親制度説明会や講演会等の開催。 里親希望者への説明、面接及び訪問。 里親制度広報啓発用のリーフレット、チラシ等を作成し、関係機関や量販店、イベント等で配布。 フォスタリング機関のホームページ開設による情報発信。 相談体制充実。 市町村の要請に応じて、要保護児童対策地域協議会調整機関や民生児童委員向けに出前講座を開催。 	(実績) (令和元年度) 90世帯 登録里親数 53世帯 委託里親数 3か所 ファミリーホーム (今後の目標) (令和6年度) 183世帯 登録里親数 135組 委託里親数 6か所 ファミリーホーム
		研修トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> 登録前研修・更新研修の実施。 里親不調により子どもの生活の場が変わることがないように、フォスタリングチェンジプログラムなどの研修の機会を確保することにより、委託後のきめ細かな支援を充実。 未委託里親等に対するトレーニング研修の実施。など 	(令和11年度) 登録里親数 287世帯 委託里親数 188組 ファミリーホーム 8か所
		マッチング	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から新たに里親担当専任の児童福祉司2人を配置し、里親への支援体制を強化。 毎月里親ミーティングとして、児相とフォスタリング機関と里親支援専門相談員などが参加して、情報共有を行っている。 	特別養子縁組支援の取組
		訪問相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 定期的(委託期間に応じて2週間に1回から3回程度の頻度)に訪問支援を実施。 児童相談所に里親担当専任の児童福祉司2人を配置し、支援体制を強化。 里親等支援相談員による里親への訪問支援。 自立支援計画の作成。 里親委託児童と家族の面会交流支援。 	・対象となる子どもへの制度の活用ができるよう、新生児の受け入れが可能な里親の確保や制度の活用が円滑に図られるような仕組みづくりの検討を行う。
今後の取組	施設における里親支援の取組等	<ul style="list-style-type: none"> 里親委託が望ましい入所児童の洗い出し、保護者への働き掛け。 未委託里親向けサロン開催。 児童福祉司等への体系的な研修の実施、弁護士との連携、職員が医師等に日常的に相談できる環境を整備するなど、専門性の向上を図る。 		

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【福岡県】

里親等委託率の数値目標等

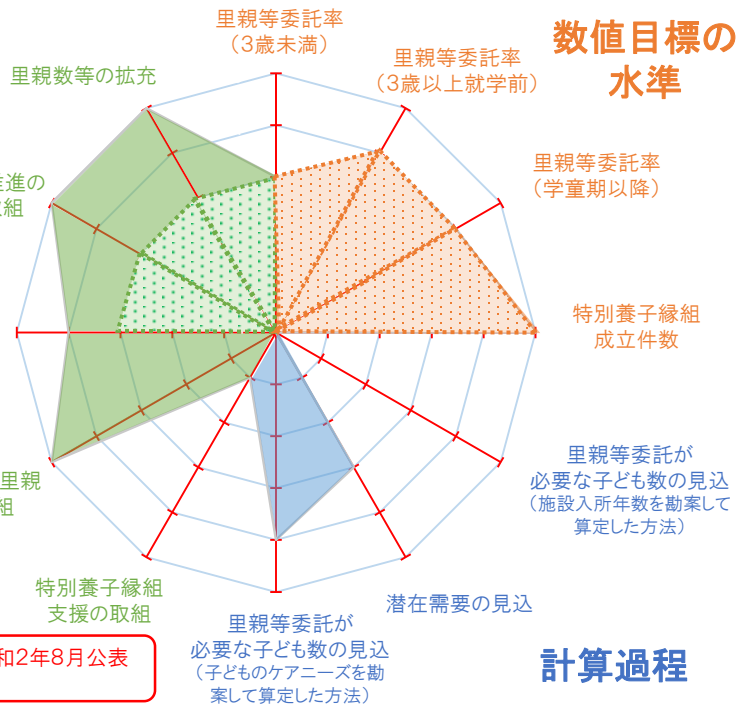
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	71人	111人	505人	63人	96人	493人	61人	96人	483人	61人	96人	468人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	7人	18人	117人	33人	45人	149人	37人	58人	164人	37人	58人	196人	△	算式2	△
里親等委託子ども数(人)	7人	18人	117人	33人	45人	149人	37人	58人	164人	37人	58人	196人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	9.9%	16.2%	23.2%	52.4%	46.9%	30.2%	60.7%	60.4%	34.0%	60.7%	60.4%	41.9%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	4件			8件			-			-					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・69.1%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	県内6児童相談所のすべてでフォスタリング体制を構築する方針であり、令和2年度より段階的に整備している。	広報 リクルート	・里親やファミリーホームに関心のある方を対象に里親制度に関する説明会を市町村単位などで実施するほか、チラシやリーフレットを作成し、街頭啓発などで広く県民へ配布するなど、様々な広報媒体や機会を活用し、里親登録者の増加を図るとともに地域社会における理解促進に努める。 ・乳幼児期は、特に家庭的な環境で養育されることが大切であることから、乳幼児に限定した里親を集中的に募集するなど、乳幼児の里親委託を推進する。 ・SNSや県広報誌など、県域に対する普及啓発活動を本庁主管理が行っている。 ・児童相談所は管轄市町村において、関係団体に対する制度説明やショピングモール等でのチラシ配布などを行っている。その際、里親支援専門相談員と協力し取組んでいる。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 268世帯 委託里親数 103世帯 ファミリーホーム 8か所 (今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 376世帯 委託里親数 130世帯 ファミリーホーム 10か所
	研修 トレーニング	・里親に対し、その役割と意義、子どもの養育に必要な知識などに関する研修や施設等での実習、里親同士の交流会などを通して、社会的養育に対する理解と養育力の向上を図る。		
	マッチング	・里親に対し委託児童の情報や様々な相談機関、支援内容を事前に提示している。また、日頃から不安や心配事などを相談できる関係づくりに努めている。		
今後の取組	質の高い里親養育を行うため、児童相談所に里親専任職員を配置するとともに、NPO法人や乳児院、児童養護施設等の民間機関を活用しながら、里親との信頼関係の構築や適切なアセスメントの下、里親の開拓から研修、委託後のサポートまでを包括的に行うフォスタリング機能を整備する。	訪問 相談支援	・里親家庭に対し、家庭訪問や電話相談など個別支援を行っている。委託直後は訪問頻度を増やすなど、柔軟に対応している。 ・新生児里親委託の場合、母子保健や子育て支援と里親家庭をつなぐため市町村の保健師や助産師と連携し交互に家庭訪問を行ったり、ケース会議より情報共有や支援方針の確認を行っている。	特別養子縁組支援の取組
	令和3年度は新たに2つの管内において整備予定。完了予定時期は、令和4年度を見込んでいる。	施設における 里親支援 の取組等	・児童相談所や他施設と協働し里親制度の普及啓発や里親支援等の活動を行っている。法定研修のオブザーバー参加など、里親のサポーターの役割を担うこともある。 ・代替養育における「家庭と同様の養育環境」を推進するため、里親や施設職員といった経験豊かな養育者によるファミリーホームの設置を促進する。	・新生児里親委託の相談が増えており、児童相談所保健師や市町村、病院と連携しながら里親委託及び縁組成立までの支援を行っている。 ・特別養子縁組の普及啓発や、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託を推進する。また養子縁組成立後の支援や子どもの権利擁護を図る体制を整備する。 ・医療機関に養子縁組里親のチラシを配布している。 ・要知見を参考に新生児里親のDVDを作成した。(委託を受けた方の体験談)

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【佐賀県】

里親等委託率の数値目標等

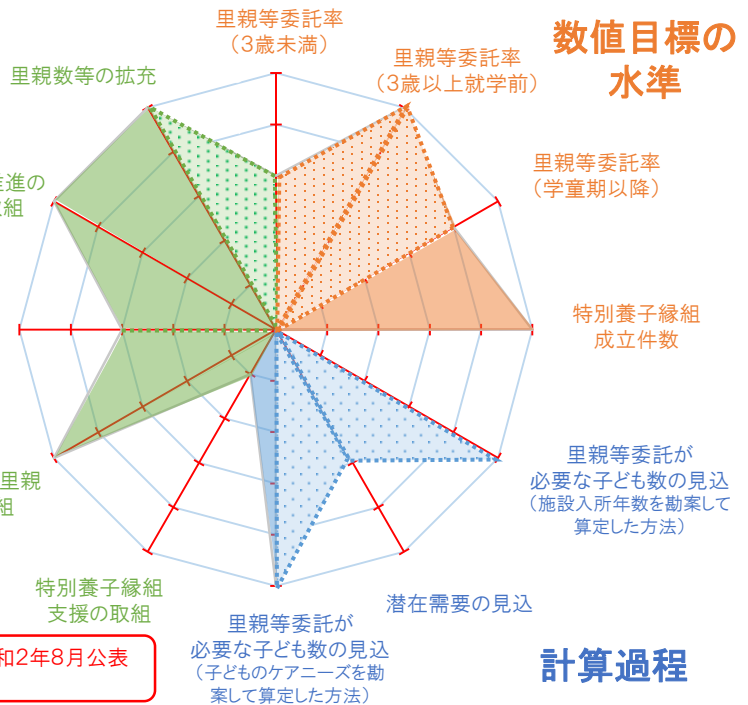
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1 ×	算式2 ○
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	137,929人			127,880人			-			120,623人			△	算式1 ×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	29人	30人	192人	28人	29人	184人	27人	28人	180人	26人	27人	175人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	9人	15人	54人	15人	20人	74人	17人	21人	78人	20人	22人	84人		算式2 ○	○
里親等委託子ども数(人)	9人	15人	54人	15人	20人	74人	17人	21人	78人	20人	22人	84人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	31.0%	50.0%	28.1%	53.6%	69.0%	40.2%	63.0%	75.0%	43.3%	76.9%	81.5%	48.0%			
特別養子縁組の成立件数	3件			7件			7件			7件					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・79.4%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



数値目標の水準

里親等委託率(学童期以降)

特別養子縁組成立件数

里親等委託が必要な子ども数の見込(施設入所年数を勘案して算定した方法)

計算過程

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	・民間団体へ委託し、ポスティング、カフェ、リレーパネル展、郵便局へのチラシ据置き、メディア広報、ホームページ開設など新型コロナウイルス対策に配慮して実施している。 ・市町の市報等での啓発、チラシを市町関係機関(図書館、公民館など)へ据置き、出前講座の実施。		《実績》 (令和元年度) 登録里親数 147世帯 委託里親数 55世帯 ファミリーホーム 6か所 《今後の目標》 (令和6年度末) 登録里親数 252世帯 委託里親数 73世帯 ファミリーホーム 0か所
		・令和2年度から委託里親向けのトレーニングを新規で実施し、研修を含めて民間委託している。 ・トレーニングでは、「傾聴・共感・受容」や「ストレス」、「アンガーマネジメント」、「自己覚知」などを講義・演習により実施し、より実践に役立つ項目としている。		(令和11年度末) 登録里親数 352世帯 委託里親数 90世帯 ファミリーホーム 0か所
	研修 トレーニング	・令和2年度は、未就学児は民間委託をして実施し、就学児及び一時保護児は里親で直接実施。施設入所している就学児は里親支援専門相談員と連携して実施している。		特別養子縁組支援の取組
	マッチング	・令和2年度は、未就学児は民間委託をして実施し、就学児及び一時保護児は里親で直接実施。施設入所している就学児は里親支援専門相談員と連携して実施している。		
今後の取組	訪問 相談支援	・里親と里親支援専門相談員が協働して訪問支援するほか、施設と連携したレスパイト調整や家族再統合支援を実施している。 ・高校生里親を対象としたサロンと一部地域でのサロンを実施している。		養子の同意がなされた子どもについては、出産前であれば、生まれたときから里親とのマッチングをしている。
	施設における里親支援の取組等	・普及啓発・リクルートの他、研修の際の講師や施設入所児のマッチングを行っている。訪問支援に関しては、里親と同行訪問をしたり、年1回各施設主導での里親サロンを実施している。		

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【長崎県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	205,307人			187,654人			181,190人			172,413人				算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	29人	45人	451人	29人	44人	449人	29人	44人	447人	29人	44人	444人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	算式2	○
里親等委託子ども数(人)	9人	6人	81人	18人	13人	125人	22人	17人	156人	22人	22人	179人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	30.7%	13.5%	18.0%	61.8%	28.8%	27.9%	75.0%	37.4%	34.9%	75.0%	50.9%	40.3%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	6件			10件			10件			10件					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

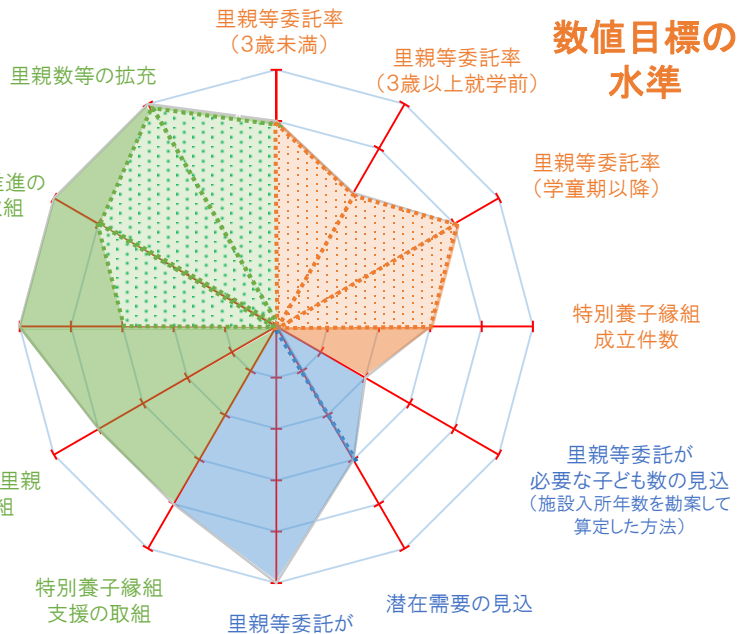
(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・86.1%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容

数値目標の水準

里親等委託推進に向けた取組



現状	里親支援体制 (フostタリング体制)		里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	・テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報誌等での広報啓発や、県内全市町における出前講座の実施を継続する。 ・里親不在地域において児童福祉関係者及び教育関係者などにターゲット層を絞る等の実効性のあるリクルートを実施する。 ・令和元年度は、出前講座を県内20市町に対して実施したほか、大学・民生委員・市医師会(3か所)への広報啓発、里親月間における街頭での啓発活動(県内2か所)、駅・空港内へのポスター掲示を実施した。	・専門里親の要件を満たす養育里親へ専門里親研修の受講を促す。 ・里親の養育力向上を図る各種研修を充実する。 ・フォostタリングチェンジプログラム:1クール12回で構成。子どもとよい関係を作り問題行動に対応するための様々な方法を紹介した。	・令和元年度は、210世帯 ファミリーホーム 7か所 《今後の目標》 令和6年度 登録里親数 210世帯 委託里親数 84世帯 ファミリーホーム 9か所 令和11年度 登録里親数 298世帯 委託里親数 119世帯 ファミリーホーム 13か所	
	研修 トレーニング	・ベレントレーニングフォローアップ研修:平成29年度ベレントレーニング研修受講者へのフォローアップ研修を実施した。 ・里親勉強会:県内里親を対象に養育に係るテーマについて、年4回開催(R1テーマ:「発達障がい・発達障がいの対応について」)「里親養育のはじまりとわたり〜特別養子縁組とアフターケアのま」「思春期の子どもとう向き合うか?」「子どもへの対応に迷ったとき〜里親編(事例検討)」。	・特別養子縁組に対する、面会交流について、頻度、場所、内容及び交流方法を明確に示すとともに、里親支援センター、里親、養親及び子ども本人の間で共有して、児童相談所が実親を支援、里親支援機関が面会交流調整を含めた委託後の支援を行う。	・児童相談所において、施設入所後の家庭復帰支援、家庭復帰が困難な場合の里親委託や養子縁組への取組開始などを、自立支援計画等に基き計画的に実施する体制を検討する。 ・特別養子縁組における法的な知識や手続き、縁組成立前後の支援について児童相談所職員に対し研修を実施し、児童相談所において特別養子縁組の検討対象となるか判断していくことや、市町、里親会、里親支援機関等が連携して縁組成立前後の支援の充実を図る。 ・今後、産科医等に、家庭養育優先原則、新生児委託の仕組み等について周知し、情報提供を依頼するなど、産科医会と連携して取り組む。	
	マッチング	・令和3年度から、里親委託推進事業を、里親制度等普及促進・リクルート事業、里親研修・トレーニング等事業と併せて委託し、見相等と連携し、適切なマッチングを図る。	・令和3年度から、里親委託推進事業を、里親制度等普及促進・リクルート事業、里親研修・トレーニング等事業と併せて委託し、見相等と連携し、適切なマッチングを図る。	・特別養子縁組支援の取組	
今後の取組	訪問 相談支援	・児童相談所は、子どもと保護者に対し、面会交流について、頻度、場所、内容及び交流方法を明確に示すとともに、里親支援センター、里親、養親及び子ども本人の間で共有して、児童相談所が実親を支援、里親支援機関が面会交流調整を含めた委託後の支援を行う。	・児童相談所は、子どもと保護者に対し、面会交流について、頻度、場所、内容及び交流方法を明確に示すとともに、里親支援センター、里親、養親及び子ども本人の間で共有して、児童相談所が実親を支援、里親支援機関が面会交流調整を含めた委託後の支援を行う。		
	施設における 里親支援 の取組等	●里親支援機関(施設)が担当する里親に下記の支援を実施。 ・担当地域のリクルート活動への協力、里親研修(講師・実習参入)。 ・里親支援機関A型と連携し、適切なマッチングを図る。 ・委託前交流支援、未委託里親訪問等。 ・児相の自立支援計画等に沿って、家庭復帰支援(面会交流調整等)、里親宅訪問、レスパイト・ケア調整。 ・施設入所児の保護者対応と同様に、里親委託後の保護者対応を行う。	●里親支援機関(施設)が担当する里親に下記の支援を実施。 ・担当地域のリクルート活動への協力、里親研修(講師・実習参入)。 ・里親支援機関A型と連携し、適切なマッチングを図る。 ・委託前交流支援、未委託里親訪問等。 ・児相の自立支援計画等に沿って、家庭復帰支援(面会交流調整等)、里親宅訪問、レスパイト・ケア調整。 ・施設入所児の保護者対応と同様に、里親委託後の保護者対応を行う。		

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【熊本県・熊本市】

里親等委託率の数値目標等

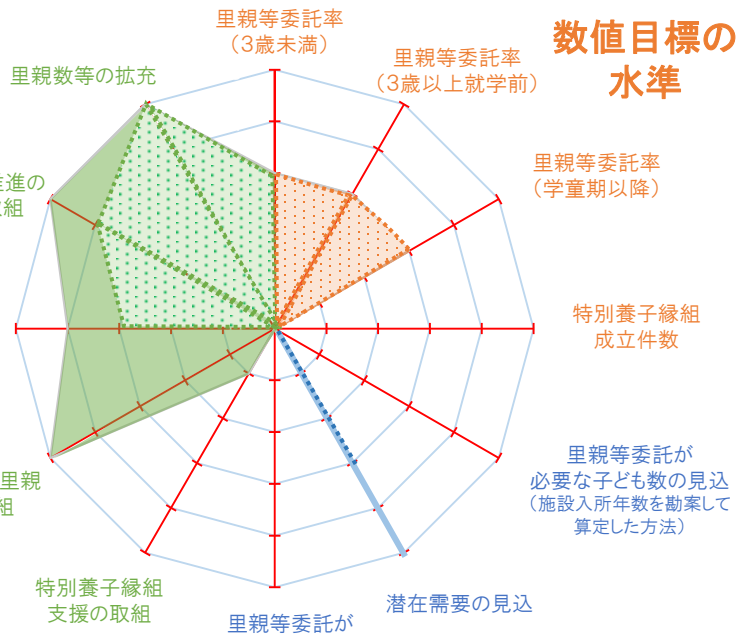
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	44,419人	61,681人	213,895人	41,521人	58,438人	201,867人	40,776人	57,390人	198,246人	39,628人	55,774人	192,662人	算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	39人	99人	544人	57人	111人	544人	56人	109人	535人	55人	106人	519人	(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	算式2	×	
里親等委託子ども数(人)	1人	11人	47人	26人	38人	127人	31人	48人	140人	39人	62人	157人	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	2.6%	11.1%	8.6%	45.6%	34.2%	23.3%	55.4%	44.0%	26.2%	70.9%	58.5%	30.3%	算式1・2以外	○	○
特別養子縁組の成立件数	9件			—			—			—					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



数値目標の水準

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームが所数
	現状	<ul style="list-style-type: none"> 里親支援について、児童相談所を中心とし、里親支援専門相談員やNPO法人・NPO法人、熊本県里親協議会と連携して活動してきた。熊本県では、令和2年度においては、児童相談所内に里親室を設置し、フォスタリング業務の包括的な委託に向けた準備を行った。熊本県では令和2年12月に、2ヵ所の児童相談所の管轄毎に、里親のリクルートから委託後の支援までを行う民間フォスタリング機関を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> フォスタリング機関を中心として児童相談所や関係機関と連携した啓発活動を展開し、更なる登録里親の増加に向け、リクルートを推進する。加03法人と共同で里親制度に関する出前講座を県内各地で実施。また、子育て座談会や、市町村役場、商業施設等でのパネル展を開催。各施設の里親支援専門相談員と協力し、県内各地での里親制度についての認知活動を行っている。県内企業へのベンチマーク設置依頼(社内食堂、コミュニケーションなど)を実施。 児童相談所と里親支援専門相談員、養里の会(NPO法人)と共同実施。 令和2年度については、新しく里親制度啓発のチラシを作成し、全戸のポストメッセンジャーや里親の研修会や所在地域を踏まえ、ターゲットを絞ったリクルート(福祉関係機関や保育所、学校、自治会など)を行った。 フォスタリング機関を中心とし熊本県里親協議会や里親支援専門相談員と連携して、里親の登録やフォスターホームの相互の交流の場を設け、里親養育を支援し、里親のネットワーク化を図る。 登録前、委託後の里親情報を充実させ、質の高い里親養育やファミリーホームの運営を目指す。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 県内3ヵ所の児童相談所の管轄毎に①リクルート、②トレーニング(研修)、③アセスメント、④マッチング、⑤フォローアップ(委託後の支援)の機能に加え、⑥啓発・地域づくりの機能を含め、民間の里親養育包括支援機関(フォスタリング機関)への業務委託について可能な取組の検討を目指す。 民間のフォスタリング機関と児童相談所、これまで各地域で積極的に活動している里親支援専門相談員、NPO法人・NPO法人、養里の会、熊本県里親協議会等と更なる連携強化を図り、里親等委託を推進し、熊本モデルの構築を図る。 熊本県では、令和3年4月1日にフォスタリング機関の整備完了予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所とフォスタリング機関が連携し、里親の意思確認をしてから、事前情報の詳細説明を実施。施設などに見学という形で子どもの様子を見て行く丁寧に進める。また、支援機関と里親が関を合わせる関係構築会議を実施。 児童相談所が中心となり、各施設及び里親支援専門相談員と連携して実施。 委託の他に、住居転入、子ども手当などの手続きがスムーズにいくように協力を得る。委託後に里親定例会議を実施し、市町村での支援体制を整える。 熊本県児童相談所においては、里親推進体制強化のために、里親室を設置。 フォスタリング機関設置後は、フォスタリング機関を中心に、里親支援専門相談員、児童相談所との連携を取ながら定期的な里親への訪問支援を行う。また未委託訪問も取り、生活状況の把握や情報への収集等も行う。 委託当初は、フォスタリング機関、里親支援専門相談員と連携し、2週に1回程度の訪問及び連絡でフォロー、安定してきたら、月に1回程度の訪問や連絡でフォローし、担当福祉司が子どもの面談を実施。 児童相談所と里親支援専門相談員と連携して実施。実親支援センターを併設し、子育て支援を実施。 市町村職員(児童福祉担当、保健師等)とともに家庭訪問を実施。 里親定例会議で支援体制を整え、乳幼児健診、予防接種、行政手続きなど里親が困った時に相談できるように支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別養子縁組支援の取組 「産前・産後母子支援事業による特定妊婦への支援から特別養子縁組に至るケースがある。(同事業委託先が民間あつせん)の許可を持っている。」 「養育里親と同様、特別養子縁組里親の枠も設けたい。」 「今後、広報媒体等を活用し、普及啓発を行う。」 また、児童相談所と民間あつせん機関との情報共有等について検討を行う。
施設における里親支援の取組等	<ul style="list-style-type: none"> 年度当初に委託希望の有無を文書で確認し、希望のある未委託里親の家庭訪問を児童養護施設の里親支援専門相談員と実施。 児童相談所をはじめ、里親等委託率向上に重要な役割を果たす乳幼児、児童養護施設及び里親協議会が自らの課題として取り組み、関係機関が一体となって里親等委託を推進していく。 		

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【大分県】

令和3年3月31日 公表

里親等委託率の数値目標等

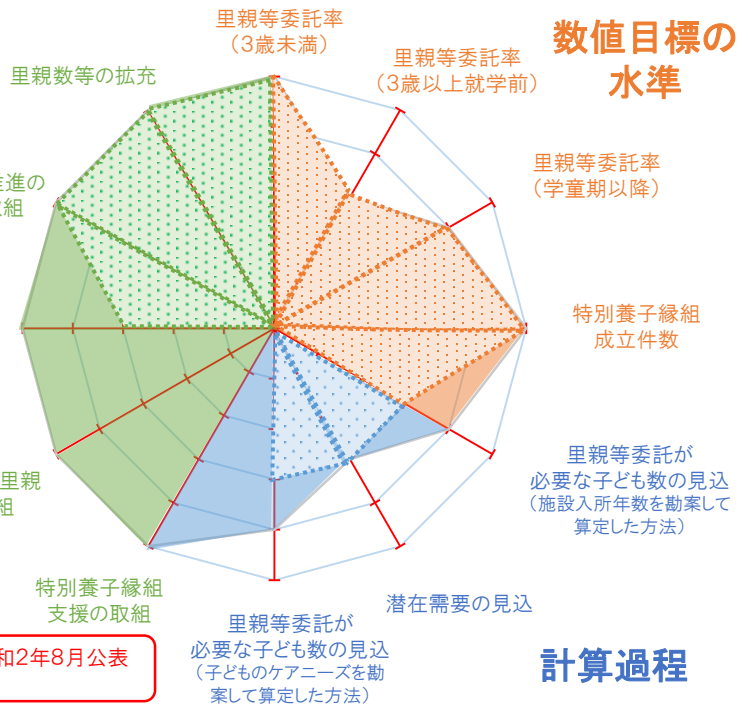
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	172,074人			159,959人			-			148,984人					算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	33人	88人	380人	33人	88人	377人	-	-	-	33人	90人	384人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	25人	44人	117人	-	-	-	25人	45人~68人	34人~192人	△	算式2	○
里親等委託子ども数(人)	17人	39人	110人	25人	44人	117人	-	-	-	25人	45人~68人	34人~192人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	51.5%	44.3%	28.9%	75.0%	50.0%	31.0%	-	-	-	75.0%	50%~75%	35%~50%		算式1・2以外	○
特別養子縁組の成立件数	3件			10件			-			10件					○

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・-%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



数値目標の水準

里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスティング体制)	里親委託推進施策	里親数・ファミリーホーム所数
	項目	具体的な取組	
現状	応対ルート	①自治体レベルではホームページ、SNS等のソーシャルメディア、マスメディアの活用等。②地区・地域レベルでは関係機関等を通じて行うランチ等の集客、回覧及びホステング、広域レベルでの関係等。③都レベルでは社会的養育関係者の会、里親による1里親1リクルート活動等を実施する。 里親中央フォーラム(年1回)、里親協議説明会(全市町村)、里親カネ(里親口述談話会、県内6地区×1回)や出前講座(随時)を開催している。 里親ルートのターゲット層に働きかけるため、民間団体(グループ)への相談(毎月発行)「里親」ならびに記事を掲載するほか、里親カネの開催にも協力してもらっている。 その他、不妊治療機関へ向けた特別養子縁組についてのガイダンス等を行っている。	(実績) (令和元年度) 202世帯 登録里親数 83世帯 ファミリーホーム 12か所 (令和2年度末) 登録里親数 230世帯 ファミリーホーム 15か所 (令和11年度末) 登録里親数 290世帯 ファミリーホーム 25か所
	研修・トレーニング	里親養成、家庭内で行われる公的養育かつ中途養育といった特性があることや、虐待、発達障がいに関する支援の困難さがあることに対応するため、体系的な研修やトレーニングプログラムの充実により、里親の養育力を高める。 里親の養育力向上を目的に、法定研修は別に、未委託里親も含めてスキルアップ研修を4年実施している。 里親職員が未委託里親家庭を定期的に訪問し、研修の参加を働きかけている。	
	マッチング	里親の登録にあたっては、家庭訪問や複数回の面接により丁寧な選考を実施する。 子どもと里親家庭のマッチングや委託後の支援については、乳幼児期と学童期以降に区分して、民間団体等と児童相談所で役割分担を行い、お互いに対応を行う。 里親支援専門相談員がマッチング時から訪問し、児童相談所と連携した支援を行っている。	特別養子縁組の取組
今後の取組	訪問相談支援	里親同士の交流の場での取組や、養育における問題の抱え込みや防止効果的に実施するため、引き続き、大分県里親会に里親サポートの運営を委託する。 里親サポート制度の充実のため、レスパイト・ケアが必要な場において里親を一時対応する子どもを一時的に受け入れるおたけ、乳幼児や児童養護施設や里親、児童家庭支援センター等における受け入れ体制の整備を促進するとともに、短期的里親の活用を推進する。 初期研修と重要研修を踏まえ、委託後6ヶ月間は児童相談所が中心に定期訪問や連絡を行う。委託後、安定した場合は里親支援専門相談員が定期訪問し、状況確認や養育に関する助言を行う。	
	施設における里親支援の取組等	里親支援専門相談員の配置された施設をフォスティング機関として指定し、里親レスパイトの受け入れや里親専門相談員による委託中の里親へ訪問、電話相談を実施している。 委託中の里親支援のため里親会や里親サロンを定期的に訪問し、状況確認や助言を行っている。 定期連絡会を中央特相談所で月1回開催し、情報共有と必要な支援について協議している。 里親研修では、グループワークのファシリテーターとなる里親同士の交流促進や助言を行っている。 里親型ファミリーホームはもとより、法人型ファミリーホームについても設置を促進するため、新規開設時に、運営や住環境整備の支援を行うとともに、専門性確保のための研修等を実施する。	

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【宮崎県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	26,512人	27,716人	121,920人	24,287人	25,274人	112,867人	-	-	-	22,469人	23,226人	105,277人	○	算式1	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	37人	55人	333人	34人	52人	314人	-	-	-	33人	50人	310人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	13人	16人	79人	-	-	-	18人	22人	108人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	4人	9人	44人	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	10.8%	16.4%	13.2%	36.0%	30.0%	25.0%	-	-	-	54.0%	44.0%	35.0%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	4件			4件			-			5件					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方

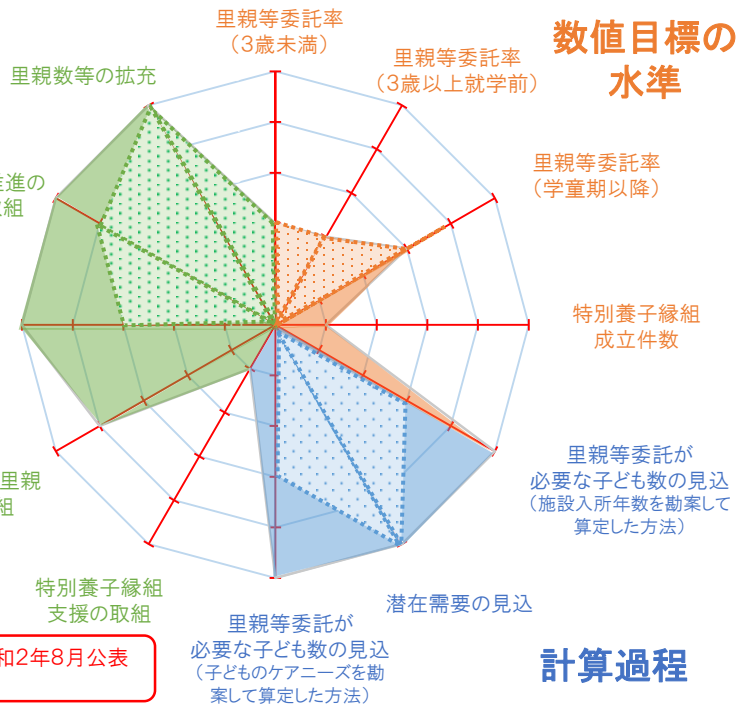
- :潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
- △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
- ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方

- :具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
- △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
- ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・59.7%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームが所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	・各種媒体(テレビ、ラジオ、新聞、SNS等)を活用するなど、効果的な広報啓発を行う。 ・里親会が実施する里親制度普及促進大会や交流会の開催を支援することにより、里親制度に対する県民の正しい理解を深めるとともに、里親間の交流を促進する。 ・市町村や市町村社会福祉協議会との連携による広報(市町村広報誌等への掲載等)を進める。 ・大型商業施設での啓発、関係部局イベント時の啓発など	《実績》 (令和元年度) 登録里親数 131世帯 委託里親数 39世帯 ファミリーホーム 2か所 《今後の目標》 (令和6年度末) 登録里親数 187世帯 委託里親数 75世帯 ファミリーホーム 3か所 (令和11年度) 登録里親数 227世帯 委託里親数 91世帯 ファミリーホーム 6か所	
	研修 トレーニング	・平成29年度から、乳児院に併設された児童家庭支援センターにおいて里親トレーニング事業(県委託事業)を開始し、新規里親や未委託里親の養育力の向上により乳幼児の委託を推進する取組を進めており、平成30年度からは、県内2箇所を実施。	・児童家庭支援センターにおける里親トレーニング事業の内容の充実を図る。未委託里親を対象としたトレーニングでは、主として乳幼児の養育に関する実践的な知識や技術を習得できる内容に、委託中の里親を対象としたトレーニングでは、子どもとの良好な関係を構築し問題行動に適切に対応するための力を身につける内容となるよう努める。 ・里親の養育力向上のための研修(スキルアップ研修)を令和元年度2回、令和2年度3回実施(予定)など	
今後の取組	マッチング	・児童相談所や里親普及促進センター及び各支援機関は、子どもと里親のマッチングが円滑に進むよう連携して取り組む。	特別養子縁組支援の取組	
	訪問 相談支援	・里親支援専門相談員が担当地区内の里親家庭を定期的に訪問し、里親の養育の状況や子どもの様子を確認し、養育上の不安や心配事に対し必要な助言を行う。里親の状況によっては、レスパイト・ケアを勧めるなどの支援を行う。 ・児童相談所、フォスタリング機関、里親支援専門相談員と連携した家庭訪問等を継続的に実施するなど	・今後、組織的に制度の理解を深める。児童の視点に立つて養子縁組の必要性を里親に訴える。6歳以上の里子を抱える里親に対する養子縁組のプロローチ。定期的な意向確認を行う。	
	施設における里親支援の取組等	・乳児院の里親支援専門相談員は、自施設出身の児童を担当。また、児童の出身施設の里親支援専門相談員は、地区担当の里親支援専門相談員と情報共有を図るなど連携を取っている。 ・児相やフォスタリング機関と里親家庭を訪問している。 ・電話相談対応、研修時のファシリテーター等を担っている。		

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【鹿児島県】

里親等委託率の数値目標等

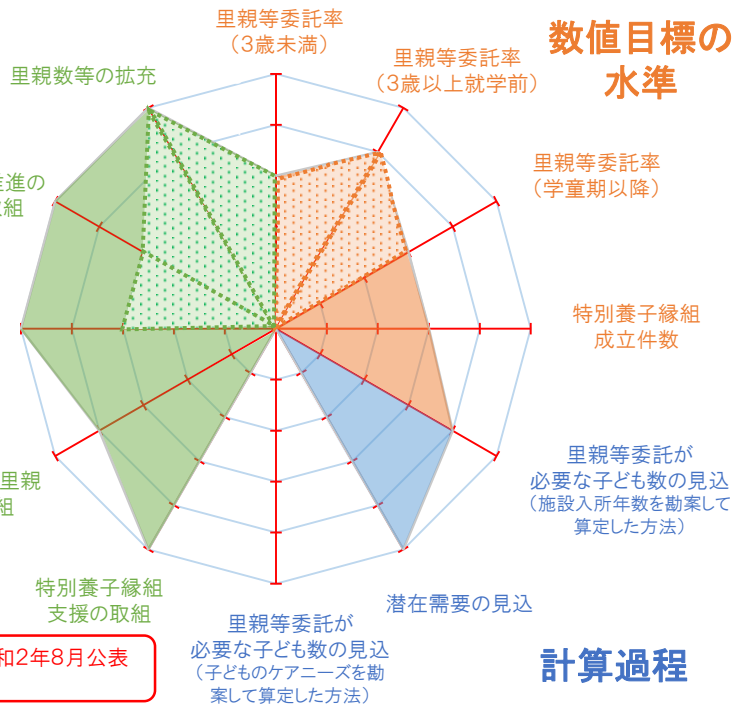
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用		
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	289,845人			263,113人			-			244,567人			○		算式1	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	58人	89人	621人	58人	92人	604人	58人	92人	601人	57人	91人	596人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		○
里親等委託が必要な子ども数(人)	27人	70人	435人	30人	70人	452人	30人	70人	450人	29人	70人	446人		算式2	×	
里親等委託子ども数(人)	7人	9人	117人	23人	37人	159人	23人	52人	180人	22人	53人	223人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	12.1%	10.1%	18.8%	39.7%	40.2%	26.3%	39.7%	56.5%	30.0%	38.6%	58.2%	37.4%		算式1・2以外	×	
特別養子縁組の成立件数	7件			-			-			13件						

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	項目	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
	現状	<ul style="list-style-type: none"> 里親リクルート及びアセスメント、里親登録前後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援にいたるまでの一連のフォスタリング業務について、関係機関の協力を得ながら中央児童相談所を中心とした各児童相談所が行っており、中央児童相談所には平成29年度から里親支援班の設置や里親推進員の配置などを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報リクルート <ul style="list-style-type: none"> 協力して実施している里親制度説明会や県広報番組等における広報活動、イベント会場でのPR活動を実施し、里親登録世帯等の増加を推進 里親支援専門相談員や里親会、各児童相談所などが協力して広報活動やPR活動を実施し、里親の確保に努める。 里親制度説明会、県広報番組における広報、SNSを活用した広報、イベント会場でのPRなどを実施している。 イベント会場でのPRは、県イベント、鹿児島ユニテットFCの試合会場、福祉イベント、里専さんによる福祉フェアでの相談等を実施。 研修トレーニング <ul style="list-style-type: none"> 養育経験が少ない里親については、施設で養育を体験してもらうことや児童養護施設等に入所する子ども達が短期間の家庭生活体験を行う施設入所児童家庭生活体験事業などを活用し、養育経験を積み重ね、様々な技術を身につけてもらうことなどにより、1世帯あたりの委託人数を増加させる取組を推進する。 法定研修のほか、県里親会に委託して、里親研修大会などを実施している。 マッチング <ul style="list-style-type: none"> 地道に制度説明会等を継続していく予定としている。また、民生委員の研修等においても、里親の話をするようになっている。 訪問相談支援 <ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等で勤務する職員の豊富な経験を里親に伝えるためにも、引き続き児童養護施設等に同相談員を配置するよう努力を求めている。 鹿児島県里親会に委託している研修や交流会、里親支援専門相談員が実施している里親サロン等を通して、里親や里子同士の交流を図り、情報交換や里親制度の周知を行うとともに、各里親のニーズの把握に努め、必要な支援について関係者間で情報を共有していく。 児童相談所の里親担当、ケースワーカーや里親支援専門相談員が訪問等を行い、支援している。 施設における里親支援の取組等 <ul style="list-style-type: none"> 里親宅への訪問、児童相談所との連絡調整など児童相談所の里親担当を補助する役割を担っている。また、県里親会等に委託している研修の補助業務も実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> (実績) (令和元年度) <ul style="list-style-type: none"> 登録里親数 212世帯 委託里親数 90世帯 ファミリーホーム 5か所 (今後の目標) (令和6年度末) <ul style="list-style-type: none"> 登録里親数 293世帯 委託里親数 144世帯 ファミリーホーム 6か所 (令和11年度) <ul style="list-style-type: none"> 登録里親数 386世帯 委託里親数 190世帯 ファミリーホーム 7か所
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 里親のワルルート及びアセスメント、研修委託中の里親支援、措置解除後の支援等の各場面で、児童養護施設や里親会など既存の施設等とも連携して支援の充実を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別養子縁組支援の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの最善の利益を念頭に、里親(養親)に対して子どもが持つ自分の出自を知る権利や実家告知の重要性、危険なども十分に説明した上で、実親(生みの親)や里親(養親)の心情等にも寄り添った対応を行います。 なお、養子縁組や特別養子縁組成立後、登録者からの申し出により里親登録を削除した場合、養親の中には児童相談所との関係がなくなると考える場合がありますが、養子と生活する場としての不安や悩みについても、実親同様児童相談所など関係機関に相談することができることを周知します。 	

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【沖縄県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		×	算式1	×
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	331,245人			322,053人			-			311,398人					算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	540人			525人			-			508人				(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	187人			194人			-			203人				算式2	×	
里親等委託子ども数(人)	-			-			-			-				(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	34.7%			37.0%			-			40.0%				算式1・2以外	△	
特別養子縁組の成立件数	-			-			-			-					○	

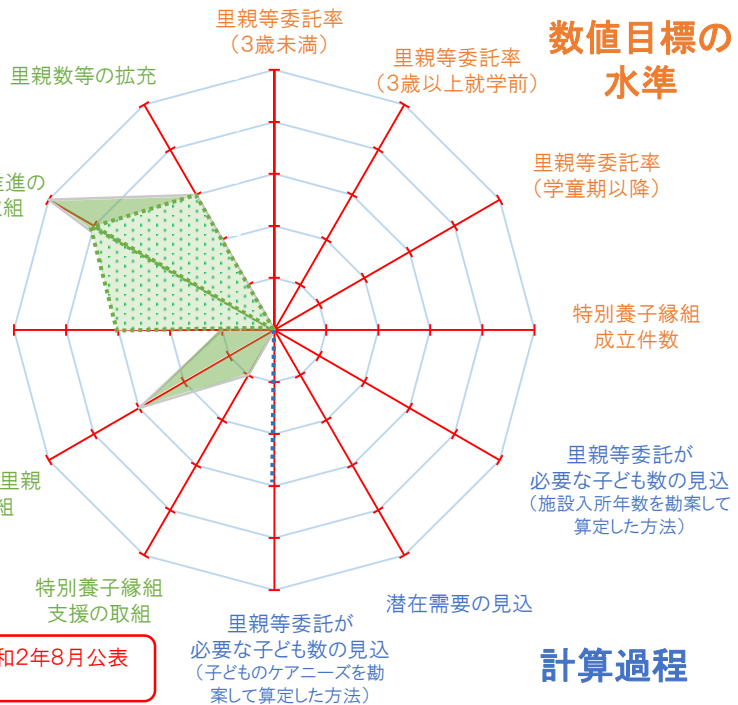
(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	※具体的な記載なし	広報 リクルート	・里親、児童養護施設に配置する里親支援専門相談員及び乳児院(以下「里親支援機関」という。)によるリクルート活動を積極的に実施する。 ・広報啓発(県広報紙10月号、県政広報番組など)、那覇市内へのポスティング事業、里親のリクルートやトレーニング事業を委託。 ・その他、ショッピングセンターでのイベントにブース出店し啓発を実施。	《実績》 (令和元年度) 登録里親数 275世帯 委託里親数 97世帯 ファミリーホーム 10か所 (今後の目標) ※具体的な記載なし
	研修 トレーニング	・里親における養育スキルの向上や維持を図るため、従来からの里親登録や里親更新時に行う研修に加えて、登録後の未委託時や委託中の実践的なトレーニング等を実施できる体制の整備を図る。 ・乳児院へ委託している里親リクルート・トレーニング事業において、里親の新規開拓と合わせて、乳児院に対応した研修を実施している。		
	マッチング	・子どもと里親とのマッチングは、児童相談所と里親支援機関が十分に連携して、情報共有や委託前交流状況等の把握に努め、適切に行えるよう取り組む。 ・児童相談所においては、子ども、保護者、里親等の意向を踏まえた自立支援計画を作成し、里親及び関係者間で課題や目標を共有して、子どもの自立を支援する。 ・児相に配置した里親等委託調整員を活用した施設入所児童と里親のマッチングや、週末里親の活用によるマッチングの推進。		特別養子縁組支援の取組
今後の取組	訪問 相談支援	・委託解除後は、児童相談所や里親支援機関による支援に加えて、里親同士の相互交流の場等を積極的に活用して、里親の喪失感等への配慮と必要なフォローを行っている。 ・児童相談所に配置している里親対応専門員による委託後の里親への訪問支援やアフターケアを実施している。 ・また、沖縄県里親会への委託によって、里親交流事業を年間30回程度開催している。		・養親希望者負担軽減事業も実施している。 ・今後、養子縁組民間あつせん機関の取組の支援を行う中で検討していく。
	施設における 里親支援の取組等	・担当する地区の里親訪問し、受託している児童の養育の悩み等を聞き、支援に繋がる情報提供や助言を行う。未受託里親に対しては里親家庭の状況把握や希望する児童の年齢等意向を把握し、マッチングに繋げる。		

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【仙台市】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	163,188人			148,495人			144,383人			138,035人			△	算式1	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	33人	40人	176人	36人	43人	176人	36人	44人	177人	36人	44人	179人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	6人	10人	53人	14人	19人	66人	-	-	-	21人	28人	79人		算式2	×
里親等委託子ども数(人)	6人	10人	53人	14人	19人	66人	-	-	-	21人	28人	79人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	×
里親等委託率(%)	18.2%	25.0%	30.1%	38.9%	44.2%	37.5%	46.4%	52.5%	40.2%	57.6%	65.0%	44.3%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	5件			-			-			-					

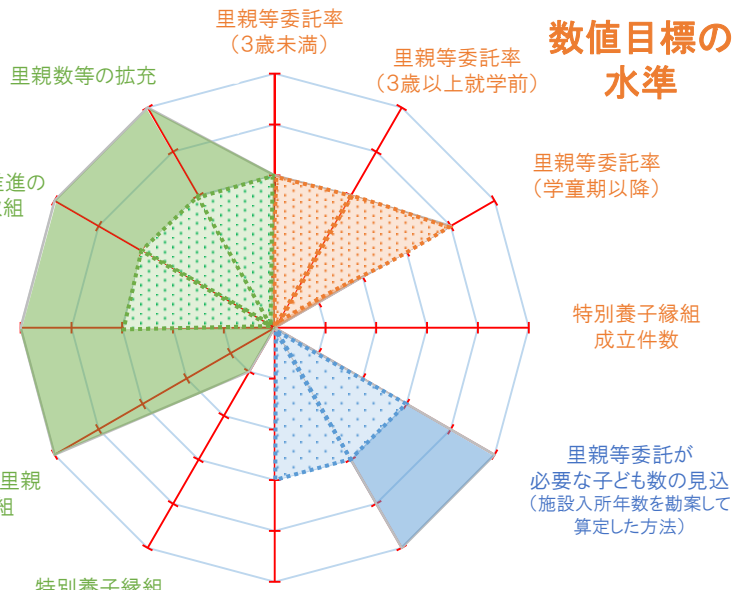
(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・38.9%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容

数値目標の水準



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
	現状	児童相談所に里親委託等調整員を配置し、相談受付、里親マッチング業務、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後における支援などフォスタリング業務を実施。	<ul style="list-style-type: none"> 里親制度のパンフレットを作成するなど、周知を図っていく。 委託可能な里親を増やすための研修や、委託後の支援の充実を図る。 令和2年度から里親制度説明会を開催し、制度について知った方に説明する機会を設けた。 また、様々な課題を抱える子どもが増えていることから、児童福祉事業に従事した者のリクルートなど専門里親を増やす取り組みを行う。
今後の取組	令和2年度までは児童相談所がフォスタリング機関であるが、令和3年度以降は、里親支援機関への業務委託を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度より研修前に里親制度説明会と事前面談を行っているが、その中でそれぞれの家庭の特色や強みを把握し、登録申請後の家庭訪問を含めたアセスメントと合わせて、子どものニーズに即した里親とマッチングできるように努めている。 里親委託ガイドラインに基づき、委託後1週間以内に1回、更に概ね1ヶ月以内には再度訪問し、里親と子どもの状況把握に努めている。 必要に応じて、児童心理司との面談を調整している。 今後、子どもの出身施設の里親専門相談員と連携しながら状況把握とそれに応じた支援を行う。 また、里親サロン等を開催し、里親相互の交流や情報交換の場を設けている。 施設入所中で里親への措置変更が見込まれる子どもについての情報交換。 マッチング中の里親や子どもの様子についての児童相談所への報告。 里親委託後の家庭訪問や里親への相談支援。 未委託里親のうち約3分の1を占める養子縁組里親について、養育里親への変更を促すことや、養子縁組里親と養育里親の両方に登録できるようにするなど、登録制度の運用方法を検討する。 養育里親や専門里親としての経験が豊富な里親に、ファミリーホームの開設を打診する取り組みを進め、複数化を目指す。 	特別養子縁組支援の取組

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【千葉市】

里親等委託率の数値目標等

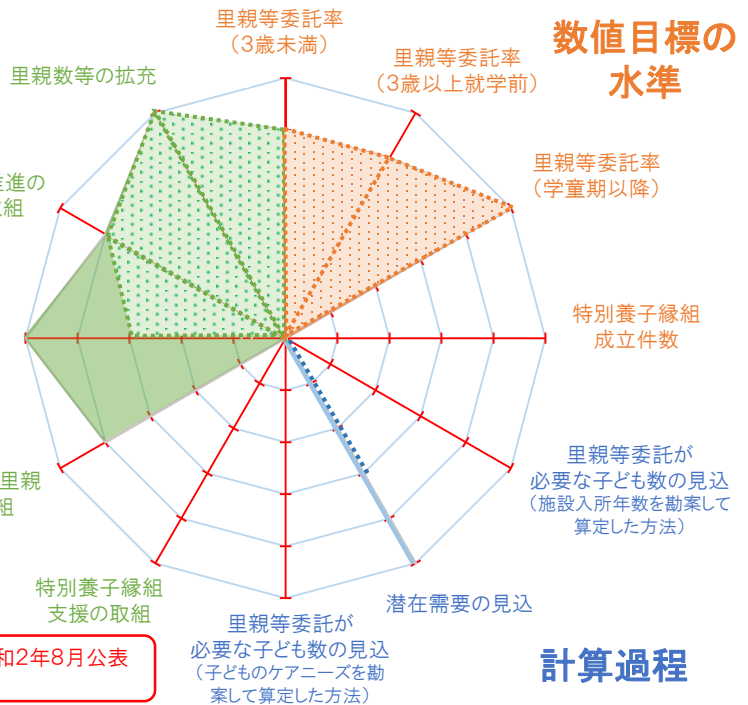
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	18人	26人	132人	18人	26人	134人	-	-	-	19人	27人	136人	(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	×	
里親等委託が必要な子ども数(人)	3人	14人	36人	10人	15人	53人	-	-	-	14人	20人	68人	算式2	×	
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	×	
里親等委託率(%)	16.7%	53.8%	27.3%	55.6%	57.7%	39.6%	-	-	-	73.7%	74.1%	50.0%	算式1・2以外	×	○
特別養子縁組の成立件数	-			-			-			-					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・55.6%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	・児童相談所に専従の里親担当職員を5名配置するとともに平成30年度よりNPO法人に一連の里親支援業務を包括的に業務委託を実施している。	広報 リクルート	・NPO法人と協働し、NPO法人は養育里親に関する広報啓発を重点的に実施し、養子縁組里親に関する広報啓発は児童相談所で実施。 ・広報啓発の重点区域を決めてチラシ・ポスターを複数回配布するとともに、当該区域で毎月制度説明会を実施。 ・その他、NPO法人と連携し、バスの窓にチラシを掲出するなど様々なツールを活用して広報啓発を実施。	《実績》 (令和元年度) 登録里親数 86世帯 委託里親数 32世帯 ファミリーホーム 4か所 《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 142世帯 委託里親数 54世帯 ファミリーホーム 8か所
		研修 トレーニング	・登録前研修は里親希望者に合わせて随時開催(NPO法人とも連携し、参加しやすい土日を含めた柔軟な日程調整を実施)。 ・更新研修以外に登録後研修を実施し、未委託里親も含めたスキルアップの機会を設定。 ・また、新規登録里親や未委託里親に対して、年1回以上の家庭訪問を行い、近況や里親として活動できる可能性についての確認のうえ、可能な里親には一時保護委託を行い、養育経験を積んでいたよう取り組んでいる。	(令和11年度) 登録里親数 152世帯 委託里親数 69世帯 ファミリーホーム 8か所
今後の取組	・引き続き、児童相談所と委託事業者が連携し、里親支援の取組を強化していく。	マッチング	・児童相談所が主として行っているが、NPO法人にも、里親のフォローを依頼。	特別養子縁組支援の取組
		訪問 相談支援	・児童相談所に里親担当の児童福祉司や里親対応専門員を配置し、里親の養育にあたっての負担を軽減するため、子どもが委託されている里親家庭に対する生活や養育に関する相談や援助等の訪問支援(週1回)を実施するほか、里親賠償責任保険加入への補助などの養育支援に関する取組を更に強化する。	・具体的な取組なし。
	施設における里親支援の取組等	・施設に里親支援専門相談員を配置し、一般市民に向けた里親体験談の開催等を行うほか、里親トレーニングプログラム(フォスタリングチャレンジプログラム)の実施や、里親子で参加できる遊びの会(サロン)を実施。		

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【横浜市】

里親等委託率の数値目標等

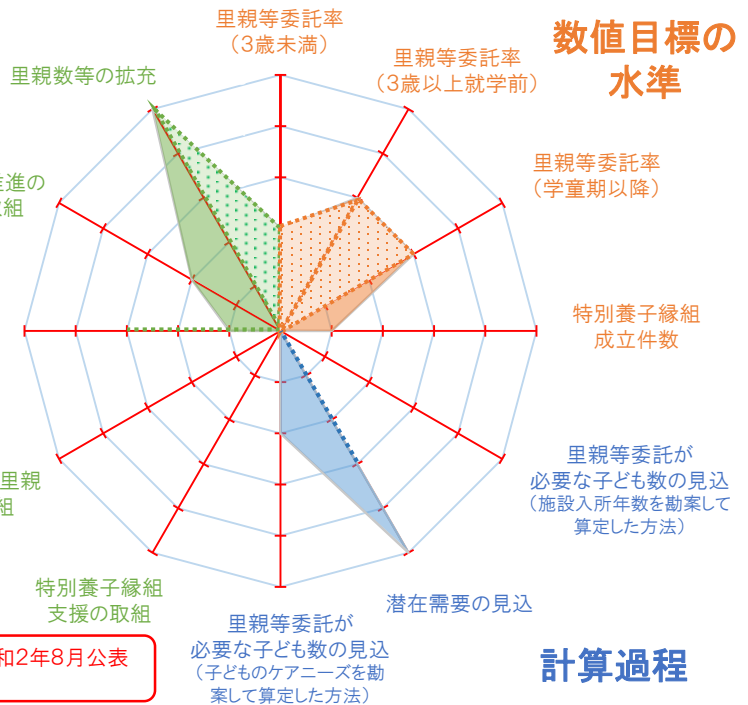
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用		
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				3歳未満	3歳以上
子ども数全体(人)	86,869人	92,036人	387,119人	78,606人	84,697人	368,445人	-	-	-	78,581人	81,597人	347,655人	○	算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	64人	119人	487人	130人	116人	568人	137人	121人	563人	150人	128人	554人		(注) 施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)				78人	73人	355人	83人	76人	352人	90人	80人	347人		算式2	○	
里親等委託子ども数(人) (※R6, R8, R11年度は特別養子縁組を含む)	12人	24人	65人	43人	46人	141人	53人	52人	154人	68人	60人	174人		(注) 子どものケアニーズを勘案して算定した方法		○
里親等委託率(%)	18.8%	20.2%	13.3%	33.1%	39.7%	24.8%	38.7%	43.0%	27.4%	45.3%	46.9%	31.4%		算式1・2以外		
特別養子縁組の成立件数	-			7件			7件			7件						

(※1) 潜在的需要の有無欄の見方
 ○: 潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △: 潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×: 潜在需要を見込んでいない

(※2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○: 具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △: 具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×: 算定していない

(参考) 3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・ 47.3%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



数値目標の水準

里親等委託率(学童期以降)

特別養子縁組成立件数

里親等委託が必要な子ども数の見込(施設入所年数を勘案して算定した方法)

計算過程

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数	
	項目	具体的な取組			
現状	・各児童相談所に専従の里親支援担当職員を配置し、施設、里親会など関係機関と連携しながら、里親支援体制を構築している。	広報 リクルート	・制度説明会、啓発講演会、広報への掲載、市営バス・私鉄の車内ポスター掲示など、様々なツールを通じた広報啓発を実施するほか、週末や長期休みの際などに施設入所児童を受け入れている事業(フレンドホーム事業)を通して社会的養護の理解を深め、里親登録希望者を増やしている。 ・制度に対する市民の関心がまだ希薄であることから、より地域に根ざした広報啓発を含め、年度を通じた広報啓発の検討を行っていくとともに、児童養護施設等や民間企業との連携を行っていく予定。		《実績》 (令和元年度) 登録里親数 196世帯 委託里親数 63世帯 ファミリーホーム 5か所 《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 268世帯 委託里親数 166世帯 ファミリーホーム 8か所 (令和11年度) 登録里親数 324世帯 委託里親数 222世帯 ファミリーホーム 8か所
		研修 トレーニング	・乳児院や里親会等と連携しながら、登録前研修等に取り組んでおり、更なる取組については、児童養護施設等や民間企業との連携も含めて検討を行っていく。		
		マッチング	・児童相談所の里親担当職員がマッチングを担当。 ・更なる取組について、児童養護施設等や民間企業との連携も含めて検討を行っていく。		特別養子縁組支援の取組
		訪問 相談支援	・里親会と連携し、訪問相談支援や里親子が交流するサロンを実施するほか、委託後の不調を予防する観点から、家事支援等のヘルパー派遣を市単独施策として実施。 ・更なる取組について、児童養護施設等や民間企業との連携も含めて検討を行っていく。		・親権者の里親委託に対する抵抗感 は施設入所に比べてまだまだ高い ため、一層の普及啓発が必要である ほか、医療機関による理解や協力体制 に差が大きいため、医師会等を通じて、 里親制度に対する理解と協力を 得る取り組みが必要な状況。
今後の取組		施設 における 里親支援 の取組等	・里親支援業務は業務内容が多岐に渡るため、施設に配置された里親支援専門相談員の位置付け・役割を精査していくとともに、乳児院だけではなく児童養護施設にも里親支援専門相談員の配置を進めていく予定。		

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【川崎市】

里親等委託率の数値目標等

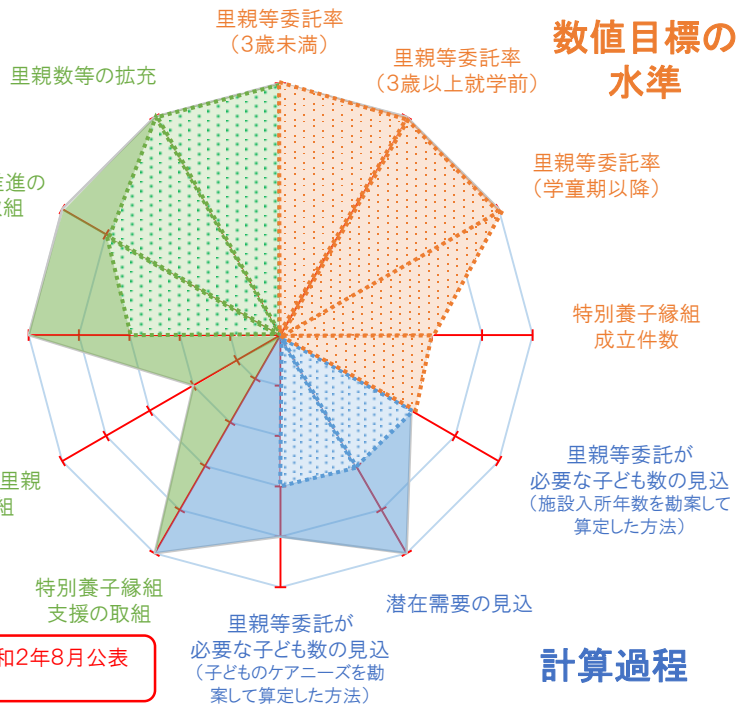
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	81,342人		175,707人	76,802人		179,353人	77,279人		179,205人	78,535人		177,379人	○	算式1	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	49人	60人	301人	52人	64人	321人	53人	65人	329人	55人	67人	337人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	21人	28人	114人	39人	44人	118人	40人	44人	125人	42人	46人	139人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	14人	11人	59人	39人	42人	72人	40人	44人	100人	42人	46人	139人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	29.0%	19.0%	23.0%	75.0%	72.0%	27.0%	76.0%	75.0%	37.0%	76.0%	75.0%	50.0%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	-			5件			6件			6件					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・62.5%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	・児童相談所に専任の里親支援担当職員を7名配置するとともに、養育里親に関するフォスタリング機関と養子縁組里親に関するフォスタリング機関をそれぞれNPO法人と乳児院を運営する社会福祉法人に委託して里親支援に取り組んでいる。	広報 リクルート	・「養育里親」に関する多様な広報手段の活用や関係機関と連携した啓発活動等により、制度の認知度の向上に向けた取組の充実を図る。 ・「養育里親」の登録数の増加と適切な児童の委託推進に向け、制度の趣旨や代替養育を必要とする児童の状況等に関する説明内容の充実を図る。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 168世帯 委託里親数 70世帯 ファミリーホーム 3か所 《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 237世帯 委託里親数 153世帯 ファミリーホーム 3か所
		研修 トレーニング	・登録前研修等の実施に加え、「ふるさと里親制度」を活用して、施設入所児童の家庭体験の一環として、未委託里親や里親登録に興味のある方の家庭で短期間養育するなどの取組を実施。	(令和11年度) 登録里親数 320世帯 委託里親数 227世帯 ファミリーホーム 5か所
		マッチング	・「養育里親」の制度内容や家庭環境で養育することの意義等について、児童の養育が困難である保護者に分かりやすく丁寧に説明し、関係機関と連携しながら児童の福祉上最善の選択ができるよう調整を行う。 ・「養育里親」への委託前に児童が施設に入所している場合には、児童の養育を担う乳児院・児童養護施設等と緊密に連携を図りながら「養育里親」と児童のマッチングを行うとともに、「養育里親」と児童の交流や委託後の支援を協働して実施し、児童が「養育里親」の家庭に安心して移ることができるようなきめ細やかな支援を行う。	特別養子縁組支援の取組
今後の取組	・「養育里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行う里親養育包括支援事業(フォスタリング事業)の充実を図る。	訪問 相談支援	・児童を養育する中で抱える不安や悩みを里親という同じ立場にある方が共有し相互に相談支援を行うことができるよう、里親会や関係機関との連携を強化しながら里親当事者による支援がより円滑に行える環境を整える。	・縁組里親としての登録を呼びかけるため、単独で説明会を実施し、特別養子縁組制度の活用を推進。
		施設における里親支援の取組等	・一時保護や措置入所により児童の養育支援を担う乳児院・児童養護施設と緊密に連携を図りながら、児童や保護者の状況丁寧把握し、代替養育を必要とする児童が「養育里親」の家庭への委託が可能な場合には原則として「養育里親」への委託を選択することとして支援を推進する。	

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【相模原市】

里親等委託率の数値目標等

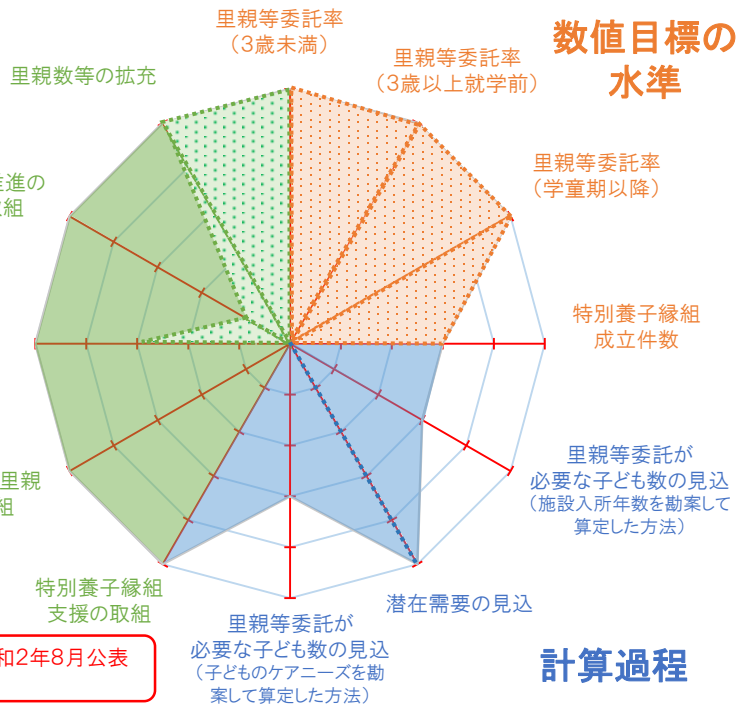
	実績 (平成31年2月1日時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	15,640人	21,997人	66,393人	15,324人	20,853人	62,846人	15,279人	20,506人	61,256人	15,144人	20,530人	59,038人	○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	20人	45人	136人	26人	48人	150人	26人	48人	146人	26人	48人	140人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		算式2	△
里親等委託子ども数(人)	5人	12人	15人	18人	27人	42人	18人	35人	52人	18人	35人	70人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	25.0%	26.7%	11.0%	75.0%	57.0%	29.0%	75.0%	76.0%	36.0%	75.0%	76.0%	50.0%		算式1・2以外	○
特別養子縁組の成立件数	2件			3件			4件			5件					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・80.5%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	・里親体験談や里親制度説明会を通じて市民への周知、リクルートを行うとともに、市内団体(市民生委員・児童委員連絡会、市PTA連絡会、市青少年指導員協議会など)への周知を実施。 このほか、市と児童養護施設とのホームページに説明動画を掲載、市役所デジタルサイネージに掲示、バス広告による普及啓発、啓発DVDを作成、一時保護や週末里親に特化したチラシの作成等様々なツールを活用して取り組んでいる。 また、「短期里親」として、施設入所児童に家庭的な雰囲気と体験させるため、週末里親等に預ける取組を行っているが、こうした取組を養育里親のリクルートにも活用している。	《実績》 (令和元年度) 登録里親数 66世帯 委託里親数 28世帯 ファミリーホーム 3か所 《今後の目標》 (令和元年度) 登録里親数 102世帯 委託里親数 44世帯 ファミリーホーム 5か所
	研修 トレーニング	・登録前研修や更新研修以外にもスキルアップの機会研修を通じて質の向上に取り組んでいる。 ・乳児院等の施設職員が、スキルアップ研修の際に離乳食講座を行うなどの施設と協力した取組を実施。	(令和11年度) 登録里親数 132世帯 委託里親数 63世帯 ファミリーホーム 6か所
	マッチング	・里親委託推進委員会(構成メンバーは家庭養育支援センター、里親会、里親相談員、市担当課、児童相談所)を月1回実施し、委託候補の児童と里親について協議している。 ・里親相談員が、里親候補者と委託前の候補児童との交流時のサポートを行う。 施設入所児童に家庭的な雰囲気と体験させるための「短期里親」の取組は、高齢児童と段階的に関係を深められるため、高齢児童など委託が難しい児童についても、こうした取組を通じて時間をかけた長期委託に取り組んでいる。	特別養子縁組支援の取組
	訪問 相談支援	・ネットワークミーティングの開催、里親証明書の発行、地域資源(保健師、障害関係、保健所など)へのつなぎのほか、里親相談員、里親会、家庭養育支援センター、児童相談所による電話や家庭訪問を実施。	・児童のバーナメンスー保障の観点からも、里親に対して養子縁組申立を促していくとともに、児童相談所長申立は積極的に取り組んでいく予定。
今後の取組	訪問 相談支援	・市内の児童養護施設2か所、乳児院1か所に、家庭養育支援センターを委託し、リクルート、研修、マッチング、委託後支援を、児相と協力して取り組んでもらっており、里親支援専門相談員は家庭養育支援センター職員を兼任。 施設内研修の実施のほか、入所児童の里親委託推進や、施設から里親委託された児童、里親の訪問支援、電話相談などのアフターケア等に取り組んでいる。	

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【静岡市】

令和3年3月31日 公表

里親等委託率の数値目標等

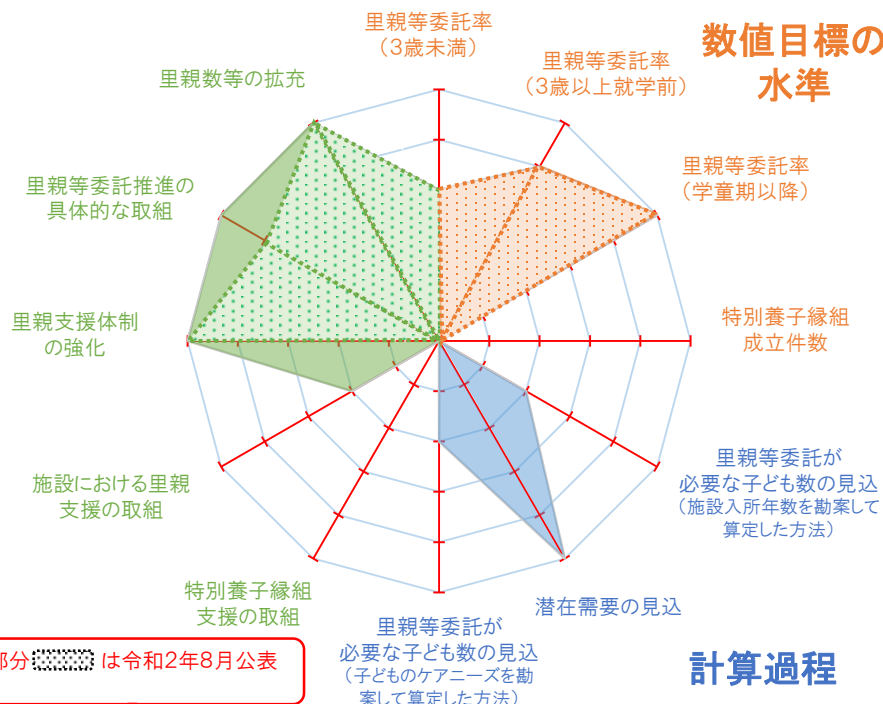
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	100,412人			91,442人			88,698人			84,959人			○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	16人	15人	101人	15人	13人	88人	15人	13人	85人	14人	12人	82人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	7人	9人	48人	8人	8人	44人	9人	8人	43人	9人	7人	43人		算式2	×
里親等委託子ども数(人)	7人	9人	48人	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	44.0%	60.0%	48.0%	53.0%	62.0%	50.0%	60.0%	62.0%	51.0%	64.0%	58.0%	52.0%		算式1・2以外	○
特別養子縁組の成立件数	3件			-			-			3件					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・53.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



数値目標の水準

計算過程

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	様々な広報媒体を通じた広報啓発活動を引き続き積極的に行う。 ・広く里親制度を周知するだけでなく、ターゲット層を絞った戦略的な広報啓発活動により登録里親数を増やす。 ・1小学校区域に1里親の取組を進めており、里親が不足している小学校区に重点を置いた、普及啓発活動を実施。		《実績》 (令和元年度) 登録里親数 95世帯 委託里親数 64世帯 ファミリーホーム 0か所
	研修 トレーニング	今後、被虐待経験のある児童や障害のある児童の委託が増加すると考えられることから、里親への研修や里親支援体制の充実を図る。 ・未委託里親に対するトレーニング研修を実施するほか、子どもの養育に関わる機会を提供するため、 ①先輩里親が里子を連れて未委託里親の家へ訪問するプレスバイ ②保育園や里親サロンでの保育参加や乳児院ボランティア参加などを実施。		《今後の目標》 (令和11年度) 登録里親数 110世帯 委託里親数 74世帯 ファミリーホーム 0か所
	マッチング	フォスタリング機関である「里親家庭支援センター」と児童相談所とで里親名簿を共有し、里親子の面接を行う際には、児童相談所だけに任せのではなく、「里親家庭支援センター」の職員も同席して対応を行う。 ・児童相談所職員の研修の際にも、「第一の選択肢」は里親であることを周知するようにしている。 ・里親だけでなく、ケースワーカーに対してきちんとした評価を実施。		特別養子縁組支援の取組
今後の取組	訪問 相談支援	里親委託が不調に陥らないために、児童相談所によるマッチングやケースワークにおいて、より丁寧な支援のあり方を検討する。里親委託が不調となった場合には、不調に至った経緯や要因等を関係者で振り返るとともに、里親、子どもの喪失感へ寄り添う支援を行う。 ・児童相談所に里親支援を専任とする職員を配置するなど、里親支援体制の強化を検討する。		・具体的な取組について記載なし
	施設における里親支援の取組等	施設に里親支援専門相談員を配置し、一般市民に向けた里親体験談の開催等を行うほか、里親トレーニングプログラム(フォスタリングチェンジプログラム)の実施や、里親子で参加できる遊びの会(サロン)を実施。		

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用		
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	-												○	算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	10人	18人	92人	9人	18人	82人	9人	17人	80人	9人	17人	77人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	5人	5人	22人	5人	8人	30人	-	-	-	6人	10人	38人		算式2	×	
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	50.0%	28.0%	24.0%	56.0%	44.0%	37.0%	-	-	-	67.0%	59.0%	49.0%		算式1・2以外	○	○
特別養子縁組の成立件数	3件			4件			-			6件						

(※1)潜在的需要の有無欄の見方

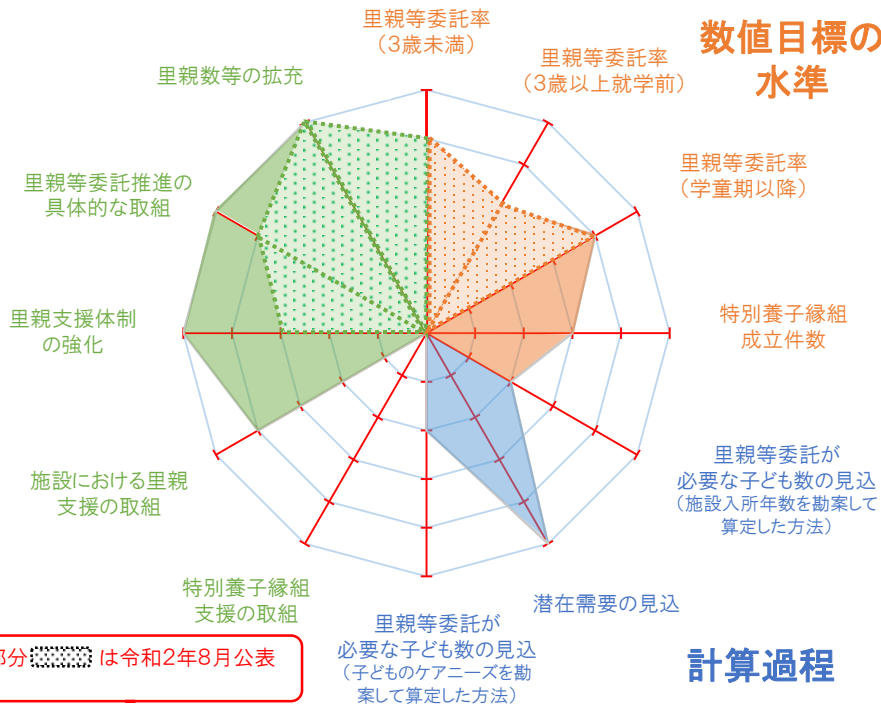
- :潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
- △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
- ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方

- :具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
- △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
- ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・56.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
	現状	・平成29年度から児童相談所に里親推進グループを設置し、専任の里親担当職員による啓発活動、人材育成、養育支援といった里親業務を包括的に行っており、民間機関への業務委託は行っていない。	<ul style="list-style-type: none"> 広報リクルート: 様々な広報媒体を活用し、里親制度の周知を目的とした広報啓発活動を積極的に行う。より多くの市の広報媒体を活用できるよう広報担当課と調整していく。里親希望者には、里親制度をより丁寧にかつ複数回の説明を行い、社会的養護の理解を持った里親登録をふやしていく。 研修トレーニング: 法定研修に里親支援専門相談員を活用する取組を行う。法定外の研修は、里親のニーズに合わせ、より参加しやすいテーマや日程を検討し、養育里親の質の向上を図る。未委託里親に対して、児童相談所とのつながりを継続するために、児童福祉関係の情報などを掲載したメールマガジンを配信する。 マッチング: 里親が安心して子どもとマッチングができるよう、より丁寧に子どもに関する情報を里親へ提供する。里親委託におけるマッチングが必要となる。里親の情報、子どもの情報を収集できるツールの作成を検討する。一定のアセスメント指標を設けることで、マッチングの適否を客観的に判断できるなど、職員の異動等による支援の差を生じさせない取り組みを行う。施設と共通認識をもって、里親と子どもがスムーズにマッチングを行い、里親委託に結び付けられるようにする。
今後の取組	・当面、児童相談所によるフォスタリング業務の実施体制を維持しながら、里親支援専門相談員がいる施設との協働により業務の実施体制を強化する。また、今後、包括的にフォスタリング業務ができる民間団体があれば、適正な役割分担、連携手法を考えながら段階的に業務委託を検討していく。	<ul style="list-style-type: none"> 訪問相談支援: 里親ガイドラインに基づいた家庭訪問を拡充、手厚い支援を実施する。様々な機関が里親を支援していく中で、児童相談所と里親支援専門相談員との情報共有の場を設定して、役割分担や連携について里親支援体制を整えていく。 施設における里親支援の取組等: 児童相談所の里親サロンへの参加に加え、独自のサロンを実施し、里親支援を行っている。週末里親等を活用し、施設の子どもの里親のマッチング支援や委託後支援を実施。里親の基礎研修、登録前研修の実習の場を提供してもらい、委託推進に取り組んでいる。 	<p>特別養子縁組支援の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産直後から養育困難を訴えている場合は、実親に対して特別養子縁組について丁寧に説明し、同意を得よう取り組んでいる。 ・委託時から特別養子縁組の同意を得ている場合は、養育後6か月を経過した際に、家庭裁判所へ申し立てる手続の支援を行っている。

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【名古屋市】

里親等委託率の数値目標等

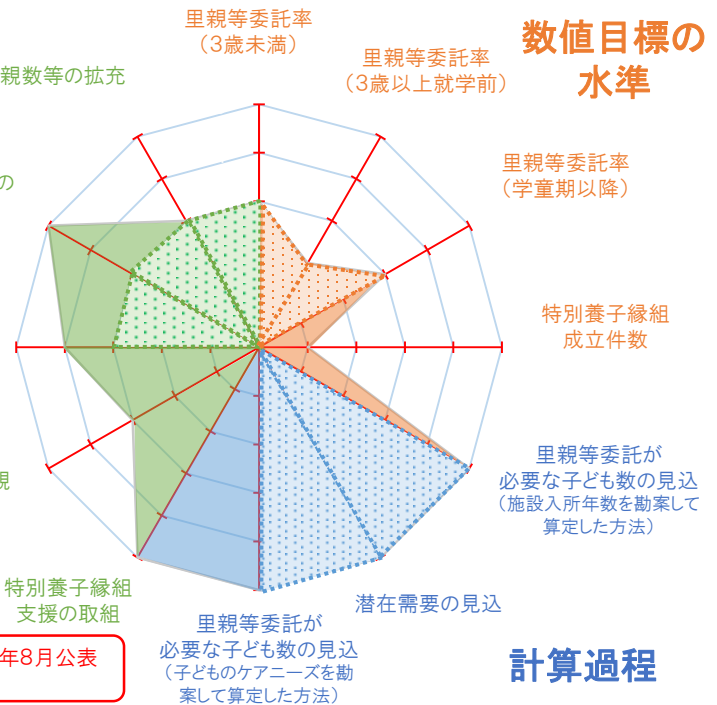
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	344,927人			337,772人			-			-			○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	81人	137人	518人	100人	151人	596人	-	-	-	105人	156人	616人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	17人	26人	63人	45人	38人	119人	-	-	-	74人	47人	185人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	21.0%	19.0%	12.2%	45.0%	25.0%	20.0%	-	-	-	70.0%	30.0%	30.0%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	9件			10件			-			-					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・63.3%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	・広報なごや・インターネット等のさまざまな手法により、市民に分かりやすく効果的な周知ができるよう検討し実施する。 ・福祉・教育関係者(保育士や子育て支援関係者等)に加え、シニア層、共働き世帯、子育て世帯など幅広い層に対して特徴をとらえたリクルート活動を行うなど、戦略的アプローチを検討し実施する。	《実績》 (令和元年度) 登録里親数 214世帯 委託里親数 87世帯 ファミリーホーム 5か所 《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 289世帯 委託里親数 115世帯 ファミリーホーム 増加を目指す	
	研修 トレーニング	・里親への研修については、里親としての経験をしていく中で、体系的に積み上げられる実践的な研修内容となるよう検討し実施する。 ・里親支援の担い手を育成するための研修を検討し実施する。など ・里親リーダーを中心に、里親養育包括支援機関モデル事業実施機関と連携しながら、里親の意見・要望を反映した効果的な研修等を実施する。	増加を目指す ファミリーホーム 増加を目指す 登録里親数 増加を目指す 委託里親数 増加を目指す ファミリーホーム 増加を目指す	
	マッチング	・児童相談所と里親養育包括支援機関モデル事業実施機関が情報を共有しながら、緊密に連携して積極的にマッチングを推進する。	特別養子縁組支援の取組	
	訪問 相談支援	・委託後の里親の孤立を防ぎ、早めにケアが行えるよう、児童相談所や里親養育包括支援機関モデル事業実施機関、里親会、里親支援専門相談員等による相談や訪問支援、里親同士の相互交流等の充実を図る。 ・里親が必要な手続きや関係機関との相談が円滑にできるよう、委託前から里親と関係機関の間で見える関係を作るなど、児童相談所、社会福祉事務所、保健センター、施設や里親会等がチームとなった、「チーム養育」に向けた有機的な連携を図る。 など	・特別養子縁組里親は、縁組可能な児童を待っており、委託後の実親の翻りに不安を抱えていることから、実親への丁寧な説明と面談を実施していく。 ・里親支援専門相談員による特別養子縁組成立による委託解除後のアフターフォローの実施。	
今後の取組	施設における 里親支援の 取組等	・里親家庭への訪問相談支援や里親サロンを実施。 ・里親へのショートステイ事業の委託の調整。 ・児童養護施設に里親支援専門相談員の配置を推進する。		
	・令和3年10月から民間フォスタリング機関を試行的に設置し、児童相談所と連携しながら、一貫した里親養育支援を総合的に実施する。(里親養育包括支援機関モデル事業の実施) ・令和3年、4年度にかけて、モデル事業を実施したうえで、事業効果の検証やフォスタリング機関の必要数の検討などを行う。			

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【京都市】

里親等委託率の数値目標等

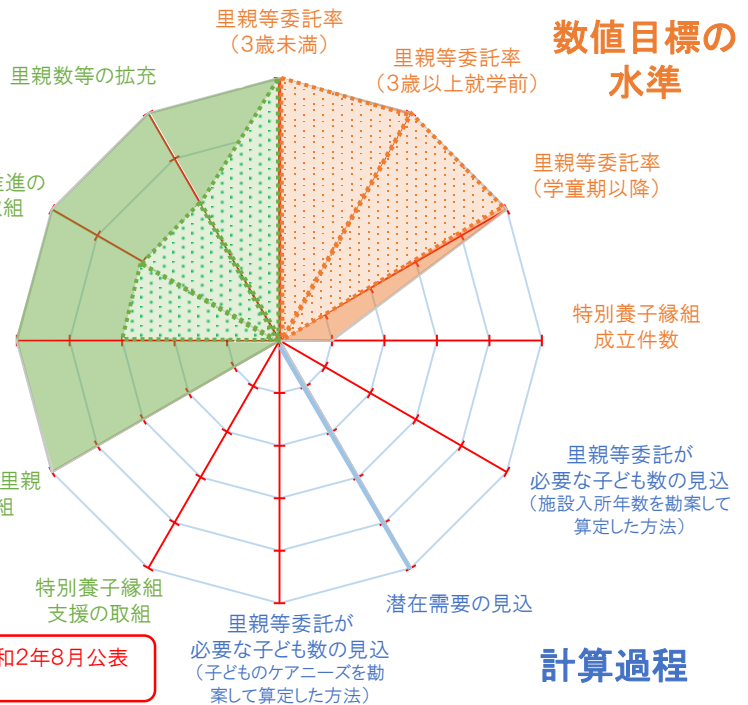
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	30,361人	31,755人	136,561人	27,483人	27,906人	128,554人	—	—	—	—	—	—	○	算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	31人	55人	318人	35人	46人	294人	34人	45人	288人	33人	43人	279人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	—	—	—	26人	26人	96人	26人	34人	113人	25人	32人	140人		算式2	×
里親等委託子ども数(人)	3人	4人	46人	26人	26人	96人	26人	34人	113人	25人	32人	140人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	13.1%			75.0%	55.8%	32.5%	75.0%	75.0%	39.3%	75.0%	75.0%	50.0%		算式1・2以外	○
特別養子縁組の成立件数	2件			3件			3件			3件					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・82.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	里親制度について、市民や実親に対する認知向上、理解促進を目的として以下の普及啓発の取組を実施。 ・商業施設で啓発活動及び制度説明会開催、イベントでのブース出展 ・市民向け公開講座 ・地元広報誌や市政広報誌に特集記事の掲載 ・市独自のポスター掲示、チラシの作成 ・啓発動画の作成、テレビ等放映 ・養育里親の愛称公募 ・市長対談企画として、「多様な」家族のカタチ」「里親さん同士のつながり」 「すべての子どもや子育て家庭あふれるまち」をテーマに、市長・本市在住の里親1名・映画「朝が来る」河瀬直美監督の三者対談の実施	《実績》 (令和元年度) 登録里親数 137世帯 委託里親数 47世帯 ファミリーホーム 2か所 《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 264世帯 委託里親数 127世帯 ファミリーホーム 6か所 (令和11年度) 登録里親数 記載なし 委託里親数 記載なし ファミリーホーム 記載なし	
		研修 トレーニング	・基礎研修・登録前研修のほか、令和2年度10月から里親研修・トレーニング事業を開始することとし、未委託里親に対するテーマ別研修や委託里親に対するフォスタリングチェンジプログラムなどを実施。	
	マッチング	・児童相談所に専任職員を配置し、マッチングの体制を強化するとともに、児童相談所、施設の里親支援専門相談員等による里親支援連絡会を月2回開催し、施設の協力を得ながらマッチングを実施。	特別養子縁組支援の取組	
	訪問 相談支援	・里親の訪問支援や相互交流を行うとともに、ショートステイ事業も実施することにより、身近な地域で子どもと子育て家庭を支える「きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点(愛称:ほっとはく)」を開設。 ・令和2年度から里親専任の担当者を児童相談所に配置し、委託世帯への支援を充実させるとともに、市内をブロックに分け(京都市では4ブロック)、児童養護施設等に配置された里親支援専門相談員や「きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点」事業受託者を中心とした定期的な訪問や相談支援を実施。	・具体的な取組なし	
今後の取組	施設における里親支援の取組等	・施設に配置された里親支援専門相談員・所属施設の入所児の里子候補の選定・施設内調整、児相・里親候補とのカンファレンス、マッチング支援、委託後のアフターケア、家庭訪問 ・里親支援体制における里親支援: ブロック内の未委託里親を含む里親家庭への訪問及び電話相談、里親サポートの運営 ・委託直後については、明確な線引きをせずに里親・里子の状況に合わせ柔軟に対応している。 ・施設側の理解を進めるため、施設長が集まる定例会議(施設長会)に児童相談所も出席。		

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【堺市】

里親等委託率の数値目標等

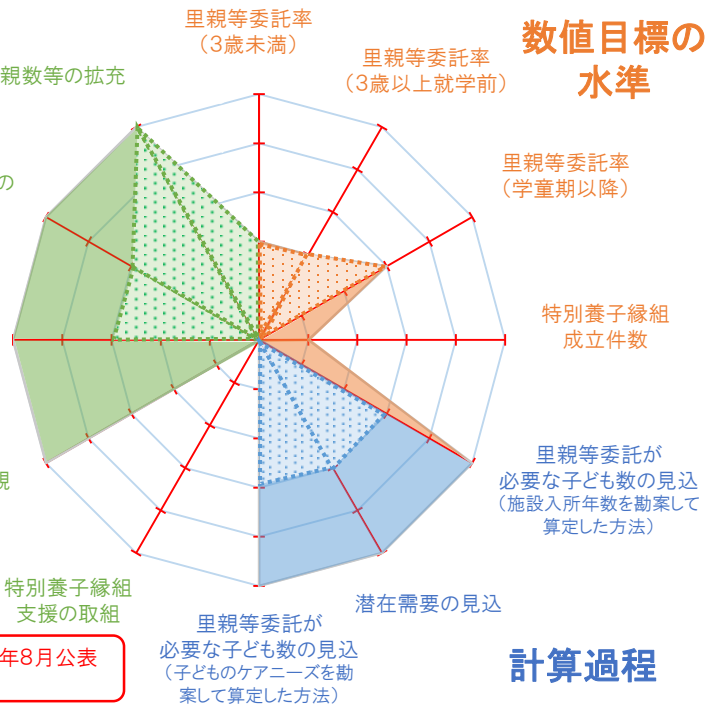
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	19,198人	20,480人	92,817人	17,891人	18,448人	85,188人	17,164人	18,021人	81,583人	16,327人	16,912人	76,507人	○	算式1	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	—	—	—	51人	52人	220人	50人	52人	216人	50人	51人	211人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	—	—	—	38人	31人	113人	37人	31人	111人	37人	30人	108人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	14人	8人	18人	16人	13人	46人	—	—	—	23人	19人	68人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	37.8%	15.6%	7.6%	31.4%	25.0%	20.9%	—	—	—	46.0%	37.3%	32.2%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	7件			3件			3件			3件					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・47.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組	
今後の取組	広報 リクルート	・里親の開拓等にノウハウを有する民間の相談支援機関の活用や実践を伝えることができる里親会と協働し、以下に掲げる取組により、子育て支援や社会貢献に心のある層を中心に働きかけ、新規の里親開拓を推進する。 ・短期養育里親を市としては推奨しており、週末里親にも制度の理解を求め、更に啓発していき、養育里親の開拓にも繋げていくこととしている。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 72世帯 委託里親数 31世帯 ファミリーホーム 2か所 (今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 122世帯 委託里親数 75世帯 ファミリーホーム 3か所
		・未委託里親や乳児を希望する里親に、ニーズに合った実技研修を実施し、いつでも受け入れできるように体制を整備しており、基礎研修、登録前・登録後研修、更新研修(専門里親を含む)に加え、未委託里親研修、支援者研修、週末里親希望者研修などを実施。 ・また、市内に乳児院がないため、乳児委託を希望する養子縁組里親希望者に対しては、ニーズにあった研修が受けられるよう、市外の乳児院に依頼して実習を受けるようにしている。	(令和11年度) 登録里親数 172世帯 委託里親数 110世帯 ファミリーホーム 5か所
	マッチング	・乳児院や児童養護施設から措置変更を行うケースについては、施設の里親支援専門相談員と事前に連絡を取り合い、連携したマッチングを実施。	特別養子縁組支援の取組
	訪問 相談支援	・委託中の里親ごとに、児童相談所の担当者を決め、定期的に訪問や連絡を行い、信頼関係の構築に努めているほか、里親支援機関と里親支援専門相談員も定期的に訪問を行い、里親の変化やSOSを適切に把握するようにしている。 ・特に、乳児を委託している里親家庭には、保健センターの保健師が必要に応じて同行するなど、母子保健との連携も実施。 ・未委託里親や短期養育里親等にレスパイト機能を担ってもらい、養育里親が疲弊して里親委託が不調にならないよう支援する。	・当市では、当市の里親だけでなく、家庭養護促進協会を通して全国から広く里親を募集している(令和元年度も5件中3件が他市の里親への委託) ・実親の同意を求めた際の工夫や、特別養子縁組の第一段階の児童相談所長による申立ての活用、低年齢での委託などに力を入れて取り組んでいる。
	施設における里親支援の取組等	・市内児童養護施設全施設に里親支援専門相談員を配置するほか、市内に乳児院がないため、市外乳児院と連携して実習を実施している。 ・里親支援専門相談員には、里親啓発・シンポジウム・地域相談会等に参加していただくとともに、里親委託家庭への訪問の実施、週末里親の調整や施設実習の受け入れの調整などを実施してもらっている。	

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	229,000人			215,000人			211,000人			205,000人			○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	479人			51人	62人	402人	527人			55人	65人	427人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	55人			19人	24人	84人	-			32人	38人	132人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-			-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	11.5%			38.0%			20.7%			58.3%				30.9%	
特別養子縁組の成立件数	4件			6件			6件			6件			算式1・2以外	×	

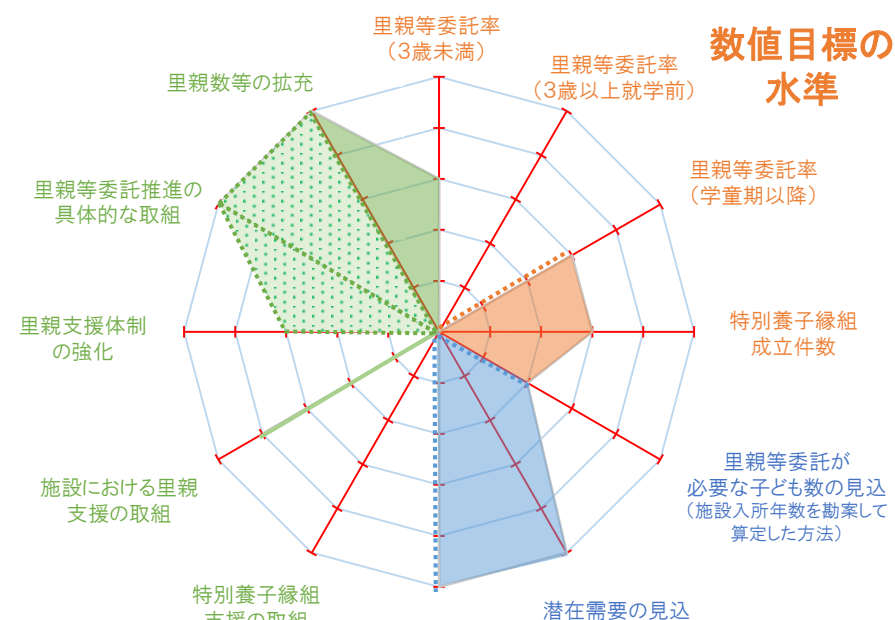
(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・ - %
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	・こども家庭センターと里親支援機関が連携し、フォスタリング業務を行っている。こども家庭センターと里親支援機関で、定例的な連絡会を実施し、情報共有や連携を図りながら、里親委託推進の取り組みを進めている。	広報リクルート	・里親制度の普及のため、公益社団法人家庭養育促進協会へ委託し、10月の里親月間を中心としたシンポジウムの開催、ホスターの掲出、チラシの配布等を実施するとともに、里親支援機関と連携し、各区のイベント等に積極的に参加し広報活動を実施。 ・デザイン専門職のクリエイティブディレクターと連携し、広告掲載や動画制作を行い、YouTube広告(2年度)を行うなど、さまざまな広報媒体を活用して、里親制度の普及啓発を推進。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 133世帯 委託里親数 59人 ファミリーホーム 4か所 (今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 211世帯 委託里親数 127人 ファミリーホーム 5か所 (令和11年度) 登録里親数 - 委託里親数 - ファミリーホーム -
		研修トレーニング	・里親の養育能力を維持・向上させるため、引き続き、こども家庭センターや公益社団法人家庭養育促進協会、里親会等の関係機関と連携して里親を対象とした研修に取り組むとともに、未委託里親のさらなるスキルアップをめざして「子どもを迎えるための準備講座」(トレーニング事業)の内容充実を図る。	
		マッチング	・未就学児童を中心に低年齢児の里親等への委託について、取組みを進める。施設入所している児童についても、特に低年齢の児童の里親委託が可能かどうか、施設入所後も施設職員とともに、積極的に検討を進める。 ・こども家庭センターにおいても、里親委託する際のアセスメント力を向上させ、委託後も良好な関係が続くマッチングが行えるように努める。	
		訪問相談支援	・里親支援機関と情報共有、連携しながら家庭訪問や里親サロンの開催等による支援を実施。 ・里親支援機関の支援レベルの標準化を行った上で、現在の支援機関の役割分担を活かしながら、それぞれの機関により連携し、一貫した里親支援に繋がるよう取組みを進める。	
今後の取組	・里親支援機関の支援レベルの標準化を行った上で、現在の支援機関の役割分担を活かしながら、それぞれの機関により連携し、一貫した里親支援に繋がるよう取組みを進める。	施設における里親支援の取組等	・施設の里親支援専門相談員は、交流中、委託中、委託後の支援(訪問・電話等)を実施するほか、各区のイベントでの広報啓発や、月1回実施している里親支援機関連絡会に参加し、情報共有等を実施。	特別養子縁組支援の取組 ・養子縁組里親として登録希望の里親に対する丁寧な説明を実施。 ・また、望まない妊娠等に対しては、選択肢として特別養子縁組制度を情報提供を行うようしているほか、望まない妊娠等の対応に当たる乳児院や産婦人科への広報も実施。 ・特別養子縁組が適当な子どもについては、積極的に特別養子縁組を検討し、実親等への働きかけを行っている。

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【北九州市】

里親等委託率の数値目標等

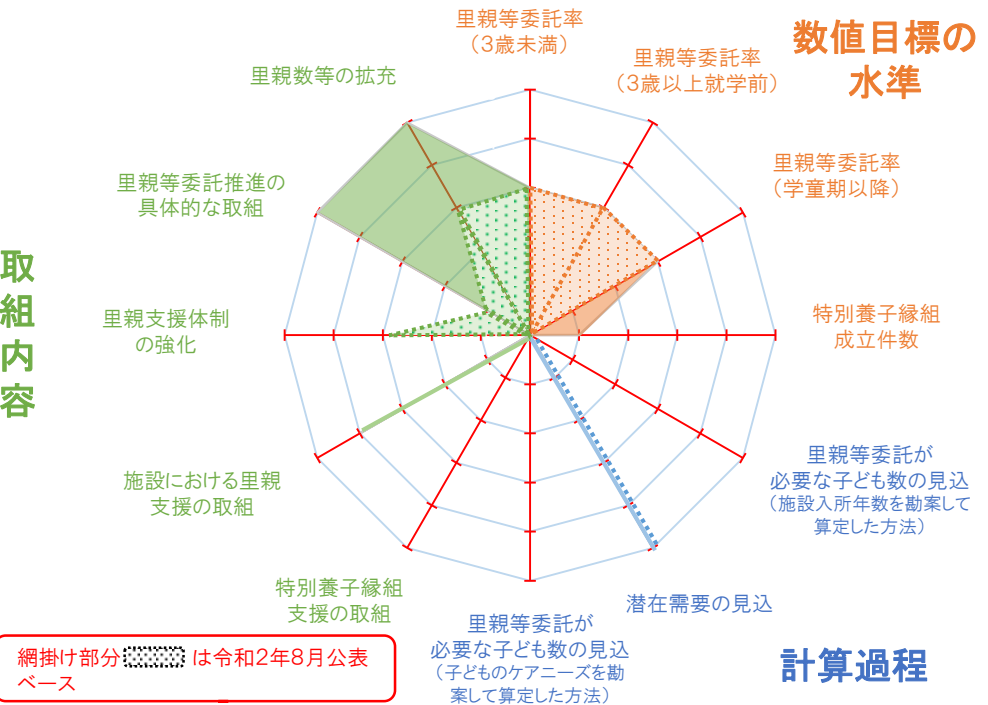
	実績 (令和元年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	20,712人	30,431人	90,357人	19,884人	29,214人	86,743人	19,552人	28,727人	85,297人	19,055人	27,997人	83,128人	○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	44人	72人	328人	44人	62人	343人	45人	63人	349人	47人	66人	361人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	10人	13人	79人	17人	25人	90人	19人	27人	101人	23人	31人	116人		算式2	×
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	22.7%	18.1%	24.1%	38.6%	40.3%	26.2%	42.2%	42.9%	28.9%	48.9%	47.0%	32.1%		算式1・2以外	○
特別養子縁組の成立件数	5件			3件			-			-					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・54.2%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	子ども総合センターが中心となって、以下の取組により、里親制度の普及啓発を実施 ・北九州市のホームページや市政だよりに里親記事の掲載 ・企業や各種団体へのPRやリーフレットの配布 ・市民センター等への出前講演の実施		《実績》 (令和元年度) 登録里親数 88世帯 委託里親数 42世帯 ファミリーホーム 10か所 《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 135世帯 委託里親数 73世帯 ファミリーホーム 10か所 (令和11年度) 登録里親数 175世帯 委託里親数 95世帯 ファミリーホーム 10か所
	研修 トレーニング	・登録前研修や更新研修のほか、里親応援セミナー等を実施し、里親の質の向上を図る取組を実施。		
	マッチング	・子ども総合センターの里親支援担当間で協議し、委託される児童にとって最適な里親を選定し、児童福祉司も協同して、里親に対して委託予定児童に関する情報を丁寧に説明するなど、不調を減らす取組を実施。		特別養子縁組支援の取組
今後の取組	訪問 相談支援	・地区ごとに子ども総合センターの担当職員を配置し、委託後の里親家庭への家庭訪問、電話連絡、来所による面談を実施し、必要に応じて施設の里親支援専門相談員の協力を得ながら実施。 ・フォスタリング業務において協働できるNPO法人等のパートナーと連携する。また、将来的にフォスタリング業務を民間機関が担うことができるか検討する。		・特別養子縁組希望者からの相談に対して丁寧に説明し、慎重に確認を取り、実親と児童にとって最適な選択ができるよう支援を実施。 ・実親の意向確認、養親の選定、養親による監護期間、縁組の成立までの各段階において、実親・養親ともに切れ目なく適切な支援を実施。
	施設における 里親支援 の取組等	・子ども総合センターと施設の連携を密にするよう意識して取り組んでおり、市内5施設の里親支援専門相談員との会議を毎月1回実施し、里親の現状報告、情報共有、新規里親の担当者選定などを行っている。 ・里親支援専門相談員には、里親サロンへの参加や施設入所児童の里親委託の調整のほか、子ども総合センターと連携した里親支援(家庭訪問、電話)、里親のレスパイトケアの調整、里親会行事、研修への参加を促してもらっている。		

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【福岡市】

里親等委託率の数値目標等

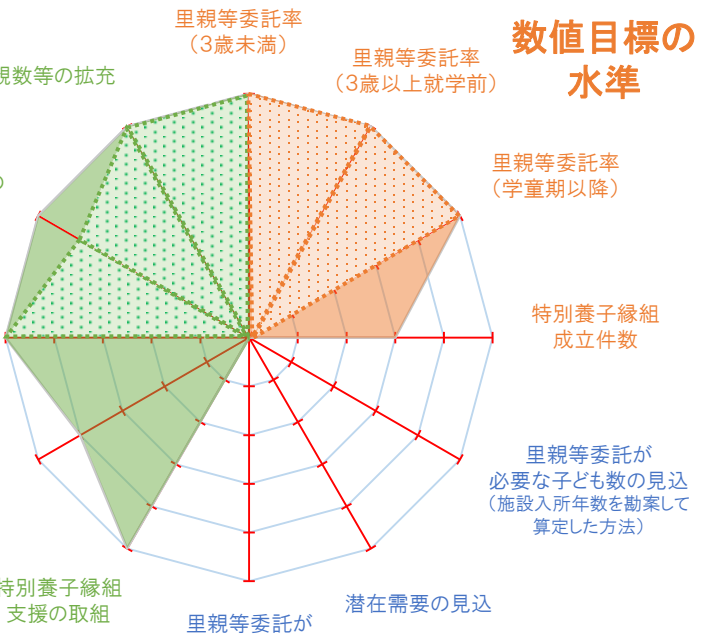
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		×	算式1	×
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	40,886人	40,495人	171,620人	38,577人	39,899人	180,669人	37,293人	38,765人	181,693人	35,557人	36,888人	180,114人				
代替養育を必要とする子ども数(人)	26人	52人	300人	35人	42人	313人	33人	39人	316人	30人	36人	313人				
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	27人	32人	183人	25人	30人	185人	23人	27人	184人		算式2	×	
里親等委託子ども数(人)	14人	33人	134人	27人	32人	183人	25人	30人	185人	23人	27人	184人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	53.8%	63.5%	44.7%	77.1%	76.2%	58.5%	75.8%	76.9%	58.5%	76.7%	75.0%	58.8%		算式1・2以外	○	
特別養子縁組の成立件数	11件			14件			14件			14件					○	

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・92.4%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託が必要な子ども数の見込(子どものケアニーズを勘案して算定した方法)

計算過程

里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーホームも含めた里親委託児童数が増加。児童相談所にも里親支援を担当する係を設置し、里親担当児童福祉司4名、里親対応専門員3名を配置。 ・平成28年度からNPOに包括的な委託を行い、乳幼児里親のリクルート事業を開始。その後の養育里親の登録数の増加に繋がった。 	広報リクルート <ul style="list-style-type: none"> ・里親制度の広報啓発(出前講座の実施) ・現在、児童相談所と民間フォスタリング機関の二機関が里親のリクルートを行っている。今後は、この取組をさらに拡充し、あらゆる手法を駆使して、組織的・計画的に里親のリクルートを継続し受け皿を拡大していく。 	研修トレーニング <ul style="list-style-type: none"> ・フォスタリングチェンジプログラム(里親の養育力向上のための体系的な研修プログラム)、ステップアップ研修、専門里親継続研修の実施。 	(実績) (令和元年度) 登録里親数 255世帯 委託里親数 101世帯 ファミリーホーム 13か所 (今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 403世帯 委託里親数 123世帯 ファミリーホーム 14か所 (令和11年度) 登録里親数 390世帯 委託里親数 117世帯 ファミリーホーム 14か所
		マッチング <ul style="list-style-type: none"> ・里親委託されている子どもと実親の交流機会や確保や家庭復帰に向けての保護者支援体制の構築とその充実を図る。 ・児童相談所として、職員に対して3年以上長期に入所している子どもについては、子どもの状況を見て、改めてアセスメントしなおすという意識付けを実施。 ・マッチングの際には、児童相談所援助方針会議を経て行うが、子どもの情報をフォスタリング機関であるNPO法人にも共有し、NPO法人が開拓した里親も含めて的確な里親が選択されるようNPO法人とも連携を密にしている。 	訪問相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・委託直後は概ね2週間に1度の家庭訪問や電話等による状況把握に努めている。 ・児童相談所における里親支援の他にも、フォスタリング機関による専門的なバックアップ支援を強化し、里親が安心して養育に専念できる環境をサポートする。 ・委託児童を養育している里親が休息をとるために、一時的に他の里親やファミリーホーム又は乳児院、児童養護施設などで当該児童を預かることにより里親が行う養育を支援する。 	施設における里親支援の取組等 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の里親支援専門相談員と月に1度、児童相談所との活動報告会を開催し、施設に入所中で里親に委託変更の必要が認められる子どもの情報共有や委託後の特に養子縁組里親の情報共有を実施。 ・里親支援専門相談員は、主に施設から里親へ措置変更になった里親子のフォローと、養子縁組里親の支援を担当している。未委託の縁組里親には年に3~4回の学習会開催、縁組成立後の縁組里親子の交流の企画・運営を担当している。

里親等委託率の数値目標等

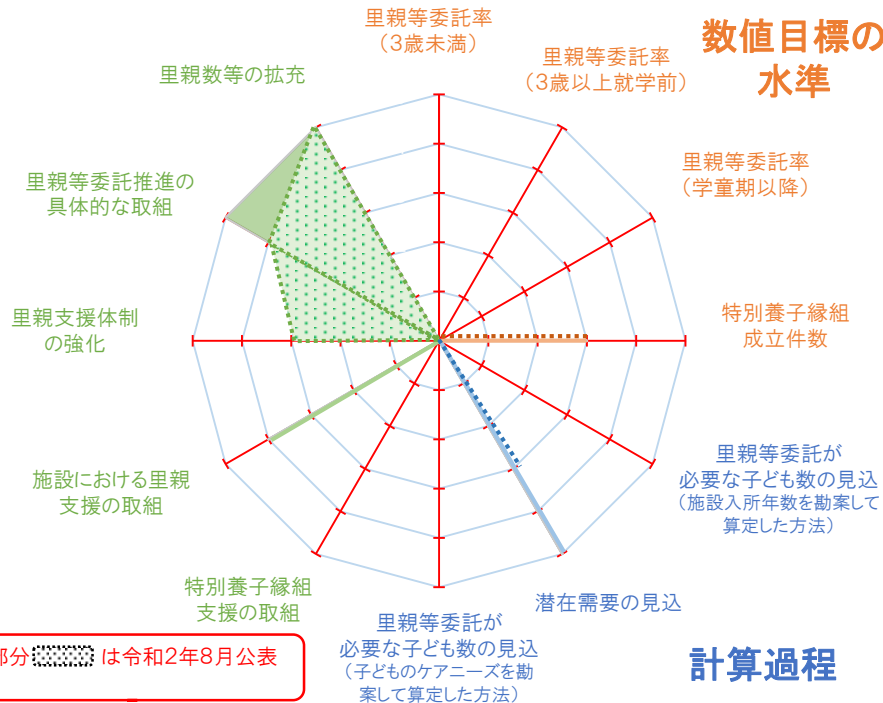
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)			
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1	算式2	算式1・2以外	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上						3歳未満
子ども数全体(人)	7,694人	8,520人	41,050人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	算式1	×		
代替養育を必要とする子ども数(人)	147人			14人	24人	105人	-	-	-	17人	33人	95人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法			
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		算式2	×		
里親等委託子ども数(人)	34人			48人			-	-	-	66人				(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法			
里親等委託率(%)	23.1%			33.0%			-	-	-	45.0%							
特別養子縁組の成立件数	10件 (累計)			15件 (累計)			-			18件 (累計)							○

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・ - %
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組		
現状	広報 リクルート	・児童相談所が里親制度の普及啓発、里親研修、マッチング、委託後の里親家庭への訪問支援など、一連のフォスタリング業務を担っているが、委託後支援については、乳児院や児童養護施設と連携して取り組んでいる。	・市民フォーラムの開催、市内マスメディアでの周知、市内商業施設での啓発活動など今まで実施していない新たな取り組みを充実させる。 ・また、里親委託にハードルを感じる方には、週末里親(通称、3日里親)やボランティアファミリーの取組等を周知し、社会的養護の理解が進むよう取り組んでいる。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 29世帯 委託里親数 13世帯 ファミリーホーム 2か所
		研修 トレーニング	・児童相談所に加えて、児童養護施設等と連携して、里親向け研修を実施する。	(今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 44世帯 委託里親数 - ファミリーホーム 3か所
		マッチング	・児童の状況を丁寧にみてマッチングを行うとともに、保育所や保健センター、教育機関など、市内の各担当と連携を図っている。	(令和11年度) ファミリーホーム 5か所 登録里親数 58世帯 委託里親数 - ファミリーホーム 5か所
	訪問 相談支援	・児童相談所の里親相談員や専門職員、児童養護施設等の里親支援専門相談員を活用して、里親サロンでの相談支援、レスパイトケアの調整等、里親への全般的な支援を充実させる。		特別養子縁組支援の取組
今後の取組	施設における 里親支援 の取組等	・児童相談所と定期的に会議を行い、登録に向けた動きや、委託に向けた調整なども、常に児童相談所里親担当と協働している。 ・また、施設内行事の際、里親制度のパネル掲示、実習生への制度説明なども実施。 ・里親支援専門相談員には、主として里親サロンの定期的な開催や委託後支援、レスパイト調整、里親会活動などを担ってもらっている。		・施設(特に乳児院)に対する特別養子縁組制度の周知を行っている予定。

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【明石市】

里親等委託率の数値目標等

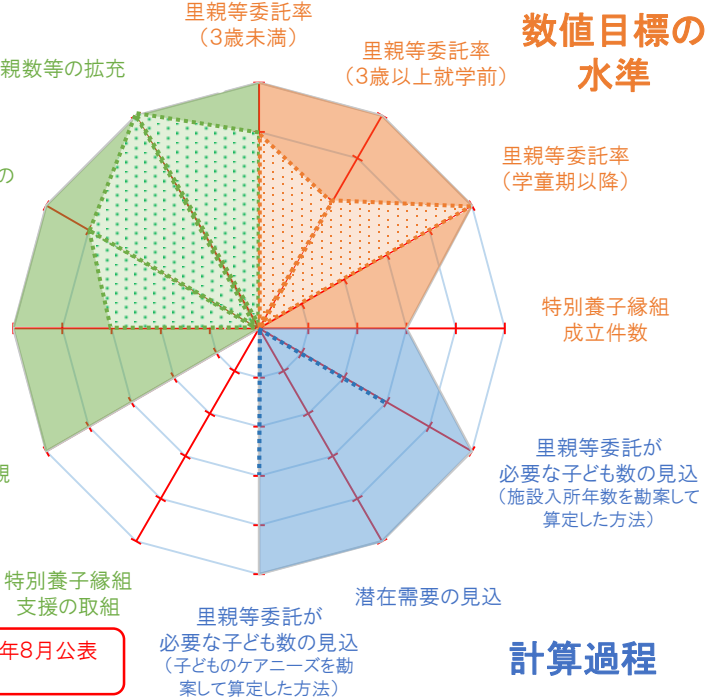
	実績 (令和元年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	8,489人	11,510人	30,016人	8,045人	10,785人	31,107人	8,045人	10,785人	31,107人	8,045人	10,785人	31,107人	○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	3人	9人	63人	7人	20人	66人	7人	20人	66人	7人	20人	66人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	3人	9人	39人	7人	20人	41人	7人	20人	41人	7人	20人	41人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	1人	1人	16人	6人	11人	24人	6人	15人	30人	7人	20人	41人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	33.3%	11.1%	25.4%	85.7%	55.0%	36.4%	85.7%	75.0%	45.5%	100.0%	100.0%	62.1%		算式1・2以外	○
特別養子縁組の成立件数	-			1件			-			1件					○

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・91.7%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親数・ファミリーホームから所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	・市の広報紙・ホームページ・SNS、ポスターの掲出、チラシの自治会回覧等、さまざまな媒体を活用した継続的な啓発 ・原則月に1回、市民向けの里親相談会を開催。地域に出かけていく出張説明会や出前講座等の開催 など	《実績》 (令和元年度) 登録里親数 42世帯 委託里親数 9世帯 ファミリーホーム 1か所
	研修 トレーニング	・里親登録にかかる研修の実施(基礎・登録前) ・研修受講に係る費用への支援 ・里親家庭のニーズに応じた勉強会等の開催による養育技術の向上 など	《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 89世帯 委託里親数 32世帯 ファミリーホーム 1か所
	マッチング	・里親者応援会議の開催による里親家庭と関係機関による援助方針の策定・共有 ・明石乳児院、児童養護施設カーサ汐彩、児童家庭支援センター等の協力による委託前交流支援 ・マッチング期間中の費用に対する里親家庭への支援	(令和11年度) 登録里親数 104世帯 委託里親数 53世帯 ファミリーホーム 1か所
今後の取組	訪問 相談支援	・里親支援専門相談員による相談支援 ・施設や里親相互によるレスパイトケア ・里親家庭に対する養育・家事支援 ・初めて子どもを受け入れる際に必要な費用に対する支援 など	特別養子縁組支援の取組 ・不妊治療を行っている医療機関や望まない妊娠への対応を行っている助産院にリフレットを送付する等の取組を実施。
	施設における里親支援の取組等	・里親支援専門相談員が中心となり、施設を活用したマッチングやレスパイトの受け入れを実施。 ・また、施設児童を受け入れた里親家庭への電話相談や訪問支援を実施。	

網掛け部分は令和2年8月公表ベース